

柏崎刈羽原子力発電所5号機  
新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る  
点検・評価計画書  
(改訂3)

平成22年2月2日  
東京電力株式会社

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 点検・評価の計画の策定 .....	1
2.1. 点検・評価の位置付け .....	1
2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方 .....	1
2.2.1 機器レベルの点検・評価 .....	1
2.2.2 系統レベルの点検・評価 .....	2
2.3. 参照法令・規格基準等 .....	4
3. 機器レベルの点検・評価 .....	5
3.1. 設備点検 .....	6
3.1.1 点検対象設備 .....	6
3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方 .....	6
3.1.3 点検方法の策定 .....	6
3.1.4 安全管理 .....	10
3.2. 地震応答解析 .....	11
3.2.1 解析対象設備 .....	11
3.2.2 解析方法 .....	11
3.3. 総合評価 .....	17
3.3.1 設備点検で異常が確認されなかった場合 .....	17
3.3.2 設備点検で異常が確認された場合 .....	18
4. 系統レベルの点検・評価 .....	19
4.1. 対象系統 .....	20
4.2. 試験方法の策定 .....	20
4.3. 系統健全性の評価 .....	23
5. 記録 .....	24
6. 点検・評価の体制 .....	24
7. スケジュール .....	25
8. 添付資料 .....	25

## 1. はじめに

本計画書は、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について（経済産業省 平成 19・11・06 原院第 2 号 平成 19 年 11 月 9 日）」を受け、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機における点検・評価の計画を纏めたものである。

## 2. 点検・評価の計画の策定

### 2.1. 点検・評価の位置付け

当社においては、これまで、新潟県中越沖地震（以下、「本地震」という）後の設備点検として、耐震設計に関する知見を有する技術者による目視点検や安全上重要な機器に対する機能確認試験等を実施し、冷温停止状態が安全に維持可能であることを確認している。

今回の点検・評価の位置付けは、

- 既に確認されている設備の損傷、本地震後の機器の運転状況を踏まえつつ、個別の設備（機器レベル）の損傷の有無、損傷の程度、原因について確認を行うこと
- 機器レベルの健全性が確認された後に、系統レベルの健全性を確認し、系統に要求される機能が正常に発揮されることを確認すること
- 今回の点検以降に計画・実施する、原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う性能確認試験等に先立ち、地震による設備への影響を確認すること

である。

### 2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方

#### 2.2.1 機器レベルの点検・評価

機器レベルの点検・評価とは、設備点検、地震応答解析による評価および両者の結果を踏まえた設備健全性の総合評価をいう。

設備点検では、各設備の特徴に応じて各設備が受けた地震による影響を、点検・試験等によって確認し、地震応答解析では、本地震の観測波にもとづく各設備の解析的な評価を実施する。

設備点検は、各設備に共通的に実施する目視点検、作動試験等の基本点検、および基本点検の結果や地震応答解析結果等に応じて実施する分解点検、非破壊試験等の追加点検からなる。

機器レベルの点検・評価に関する基本的な考え方は以下のとおり。（図-2.1 参照）

- ・ 原子炉安全上重要な設備については、基本点検とあわせて地震応答解析を実施し、さらに、基本点検において異常が確認された設備および地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備については追加点検を実施する。
- ・ その他の設備については、設備点検を主体に実施し、基本点検において異常が確認された設備に対し追加点検を実施する。
- ・ 設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。

### 2.2.2 系統レベルの点検・評価

系統レベルの点検・評価とは、系統レベルの健全性を確認する試験（以下、「系統機能試験」という）および系統レベルの健全性の評価（以下、「系統健全性の評価」という）をいう。

系統機能試験では、系統の運転等によって、インターロック、警報の作動、弁の作動、系統流量等の状況を確認し、系統健全性の評価では、系統機能試験の結果から、系統全体の機能が正常に発揮されることを総合的に評価する。

なお、系統機能試験は、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認された後に実施する（図-2.1 参照）。

## 機器レベルの点検・評価の範囲

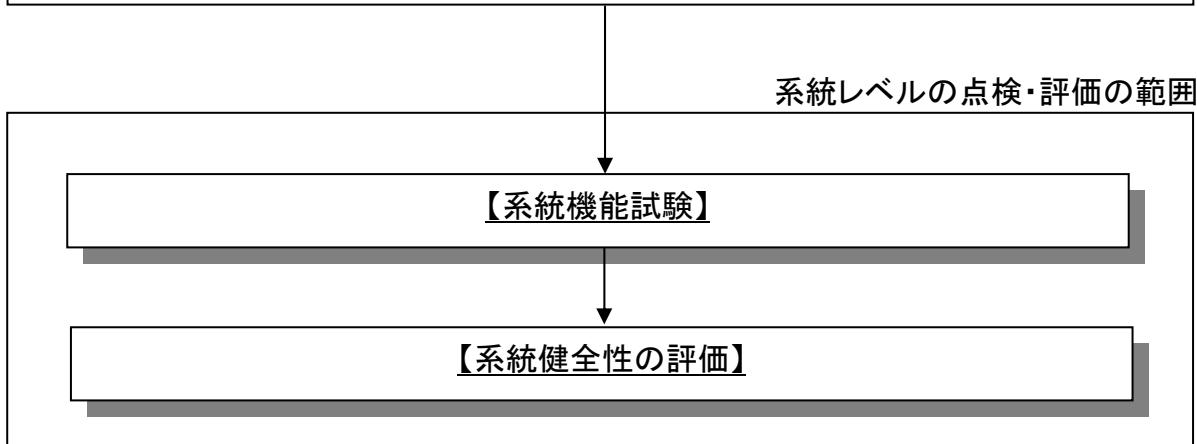
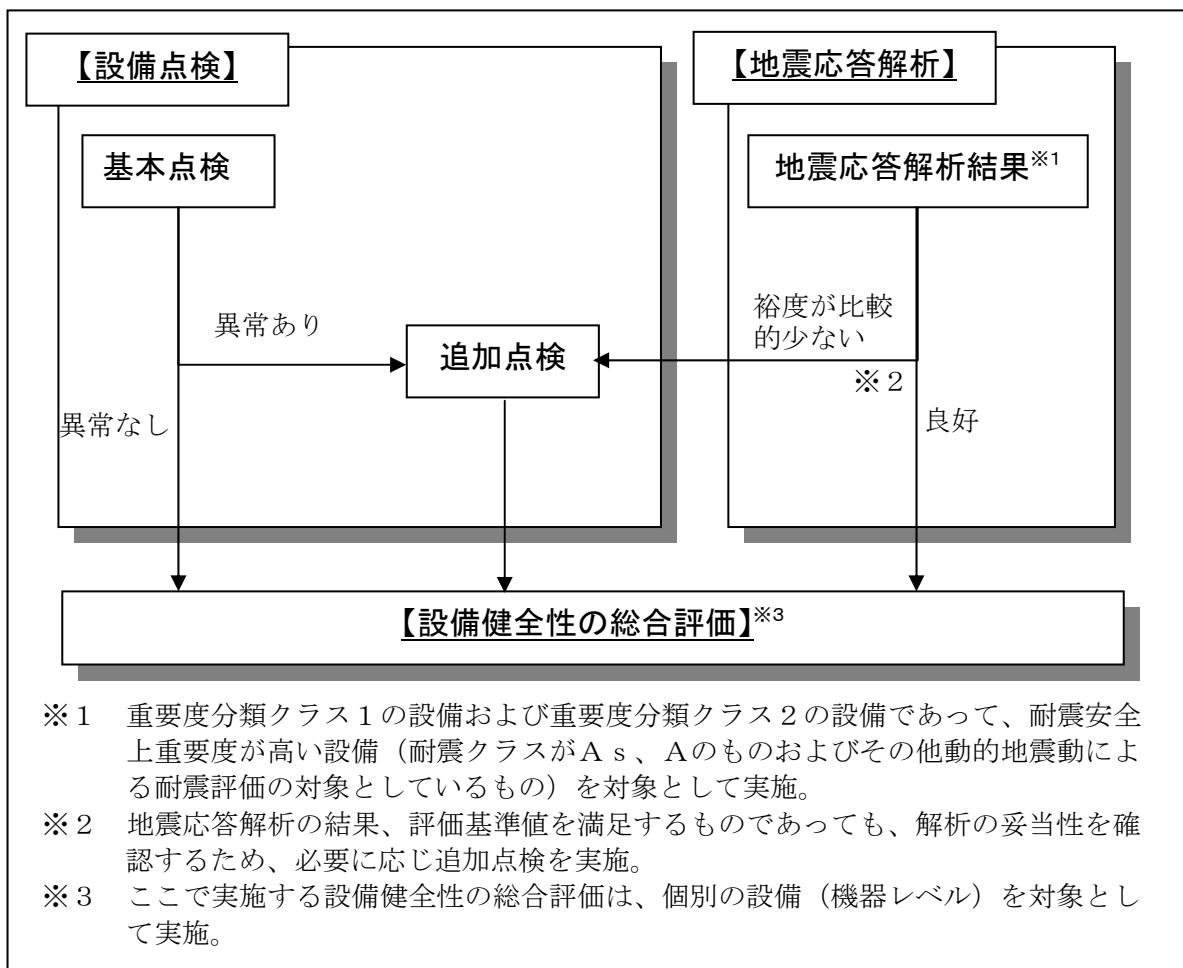


図-2.1 点検・評価の全体フロー

### 2.3. 参照法令・規格基準等

今回の点検計画の策定は、柏崎刈羽原子力発電所5号機における、保守管理の一環として実施する観点から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定にて適用している「日本電気協会 原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2003)」および「日本電気協会 保守管理規程 (JEAC4209-2003)」に基づき実施する。

また、点検・評価にあたって参考する法令・規格基準等については以下のとおり。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気工作物の接続に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準
- ・ 日本工業規格 (JIS)
- ・ 電気学会電気規格調査会規格 (JEC)
- ・ 日本電機工業会規格 (JEM)
- ・ 日本電気協会電気技術規程 (JEAC)
- ・ 日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- ・ 日本電気協会軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAG4803)
- ・ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- ・ 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601) 等

### **3. 機器レベルの点検・評価**

- 3. 1 設備点検**
- 3. 2 地震応答解析**
- 3. 3 総合評価**

### 3.1. 設備点検

#### 3.1.1 点検対象設備

電気事業法にもとづく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての設備とする（添付資料-1 参照）。また、耐震上、考慮している支持構造物等については、工事計画書に記載がない場合も点検対象とする。

なお、以下の場合は、代表設備または代表部位による点検を実施できるものとする。

- ・ 同一の設備が複数存在する場合は、地震応答の観点から、点検対象設備を選定する。
- ・ 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して点検対象設備を選定する。

#### 3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方

点検方法の策定にあたっては、以下を考慮して策定する。

- ① 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。
- ② 安全上重要な機能を有する動的機器、計装系、安全保護系等については、機能確認試験を点検方法に盛り込むこと。
- ③ 現場における点検によって十分に健全性が証明できないと考えられる場合は、適宜モックアップ試験等の実施を検討すること。
- ④ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検を策定すること。

#### 3.1.3 点検方法の策定

##### (1) 点検対象設備の分類

点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針における機種分類を参考に、点検対象設備を地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）

表-3.1 点検対象設備分類一覧

動的機器	静的機器
1) 立形ポンプ	21) 原子炉圧力容器および付属機器
2) 横形ポンプ	22) 炉内構造物
3) 往復動式ポンプ	23) 配管
4) ポンプ駆動用タービン	24) 燃料ラック類
5) 電動機	25) 熱交換器
6) ファン	26) 復水器、給水加熱器、湿分分離器
7) 冷凍機	27) プールライニング
8) 空気圧縮機	28) 変圧器
9) 弁	29) 蓄電池
10) ダンバ	30) 遮断器
11) 非常用ディーゼル発電機	31) 計器、継電器、調整器、検出器、変換器
12) 制御棒	32) 原子炉格納容器および付属機器
13) 制御棒駆動機構	33) アキュムレータ
14) 主タービン	34) ろ過脱塩器
15) 発電機	35) ストレーナ、フィルタ
16) 再循環ポンプ	36) 空気抽出器
17) 燃料取替機	37) 除湿塔
18) クレーン	38) タンク
19) M-Gセット流体継手	39) 計装ラック
20) 固化装置 <sup>注</sup>	40) 制御盤・電源盤 41) 空調ダクト 42) 燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス） 43) 再結合装置 44) 電気ヒータ 45) ボイラ 46) 特殊フィルタ 47) 焼却装置

注) 固化装置は、これまで使用しておらず、今後も使用する見込みがないことから点検対象外とする。

※ 原子炉建屋等の建物・構築物については、その構造特性に応じた点検および構造評価を行うこととする。

## (2)各機種における点検方法

各設備が本地震を受けたことを考慮し、地震の影響が及ぶ可能性のある部位に着目した点検を行う必要がある。そこで、各機種ごとに要求機能の整理と、各部位への地震による損傷要因の想定を行ったうえで、要求機能の喪失に至る各部位の損傷形態を整理し、それぞれの損傷形態に応じた点検手法を選定する。

各機種ごとに基本点検および追加点検の手法は異なるが、運転状態の確認による点検が有効な動的機器、構造強度の確認が主体となる静的機器、一般に地震による影響が考慮され、各機種全般にわたる共通的な確認が必要な支持構造物等について、基本点検、追加点検の概要を整理すると下記のとおりとなる。

### a. 動的機器

動的機器は、回転、開閉等の機能が要求されており、地震力による軸受等の損傷が想定されるが、これらの兆候の確認には、外観の確認や機器の運転状態における性能低下、振動等の確認が有効であると考えられるため、目視点検、作動試験を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、以下の設備については追加点検として分解点検を行う。

- ・ 基本点検の結果、異常が確認された設備
- ・ 地震後の運転状況、運転データから分解点検を実施することが望ましいと判断した設備
- ・ 駆動源が蒸気である等の理由により、停止中に作動試験の実施が困難な設備

なお、作動試験等からは確認困難な、機能上影響のない微細なきず等についても念のために把握するとの観点から、各機種毎に適切な代表設備を選定して分解点検を実施することも考慮する。

### b. 静的機器

配管、熱交換器等には耐圧、強度等の機能が要求されており、地震力による変形、割れ等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認や通水状態における漏えい確認等が有効であると考えられるため、目視点検、漏えい試験を主体とした基本点検を実施する。なお、復水器等、プラント運転状態が負圧となる設備については、真空上昇操作を実施し、インリーフ試験による漏えい確認を実施する。

燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス）は、制御棒挿入性の確保（チャンネルボックス）、崩壊熱除去可能な形状の維持（燃料被覆管）が要求されており、地震力による変形等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認等が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

また、計器、遮断器等の電気計装機器には機器性能の健全性が要求されており、地震力による機器本体の損傷や機能不全が想定されるが、これらの確認には、目視点検や絶縁抵抗測定、機能確認試験等が有効であると考えられるため、これらを主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として非破壊試験、寸法確認等を行う。

### c. 支持構造物等

耐震上、考慮している支持構造物等は、主に機器基礎部、支持脚、静的レストレイント、動的レストレイント等から構成され、これらには、構造、強度等の機能が要求されている。地震力により支持構造物本体の変形等やコンクリート定着部等の損傷（基礎ボルトの損傷、コンクリートのひび割れ等）が想定されるが、これらの確認には、変形や移動痕等に対する外観上の確認が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として

非破壊試験、表面検査等を行う。なお、動的レストレインントについては走行試験もしくは分解点検を行う。

#### d. その他

- ・基本点検の実施が困難な設備については、当該設備の追加点検、類似仕様の他設備の基本点検または追加点検結果、ないしは地震応答解析結果等を以て代替点検とする。
- ・これまでに確認されている設備の損傷その他の不具合事例を踏まえて、適切な点検手法を策定する。
- ・本計画に則り得られる点検の結果および知見については、今後、策定する他の号機の点検・評価計画に適切に反映する。

### (3)評価方法

設備点検の手順および判定基準については、原則として、これまでの保守点検等において用いられる規格・指針等（表-3.2 参照）を準用して策定するが、準用が困難である場合には技術的に妥当であると確認されたものを採用するなど、各点検対象設備ごとに手順および判定基準を適切に策定する。

表-3.2 各点検・評価方法の判定基準一覧

検査手法	手順および判定基準	
目視点検	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-3	等
漏えい試験	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-2	等
作動試験	・定例試験実施時の値 ・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 ・軽水型原子力発電所の運転保守指針（JEAC4803-1999）	等
絶縁抵抗測定	・電気設備に関する技術基準を定める省令	等
機能確認試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準	等
分解点検	・定期事業者検査等の分解検査における手順および判定基準	等

#### 3.1.4 安全管理

安全上重要な設備の点検にあたっては、マニュアル等（店所業務取扱文書「原子力プラント停止時の安全管理要領」等）を遵守して事前に他系統の運転状況、インターロックその他の安全機能のチェックを確実に実施し、原子力安全の確保を確実にする。

### 3.2. 地震応答解析

#### 3.2.1 解析対象設備

重要度分類クラス1の設備および重要度分類クラス2の設備であって、耐震安全上重要度が高い設備（耐震クラスがA<sub>s</sub>、Aのものおよびその他動的地震動による耐震評価の対象としているもの）について地震応答解析を実施する。評価にあたり、下記の観点から解析対象設備を選定する。

- 同一の設備が複数存在する場合は、据付床の床応答等を考慮して解析対象設備を選定する。
- 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して解析対象設備を選定する。

#### 3.2.2 解析方法

##### (1) 地震応答解析の概要

本地震に対する設備の地震応答解析は、地震時に観測した水平方向および鉛直方向の地震記録を用いた動的解析によることを基本とし、機器・配管系の応答性状を適切に表現できるモデルを設定した上で応答解析を行い、その結果求められた応力値、または応答加速度をもとに評価する。

原子炉建屋内の大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等の評価にあたっては、水平地震動と鉛直地震動による建屋・機器連成応答解析を行う。また、それ以外の機器・配管系の評価については、当該設備の据付床の水平方向および鉛直方向それぞれの床応答を用いた応答解析等を行う。

地震応答解析においては、設備の構造強度評価および動的機能維持評価を行う。

構造強度評価に際しては、設備の評価部位として、地震力の影響が大きいと考えられる部位（固定部等）、設計時の評価にて余裕度の小さい部位（許容値に対して算出値が厳しい部位）を選定する。

動的機能維持評価に際しては、地震時に動的機能が要求される動的機器を選定する。また、選定した動的機器の据付床における応答加速度と機能確認済加速度との比較を基本として動的機能維持評価を行う。

## (2) 地震応答解析に用いる建屋応答加速度

本地震が観測された階については観測記録を用い、それ以外の階については、観測記録をもとに建屋応答解析で算出された建屋応答加速度を用いる。建屋応答加速度は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会にて確認された値を用いる。

なお、建設時の床応答スペクトルの作成においては、建屋の地震応答の不確かさ（地盤物性、建屋剛性、地盤ばね定数の算出式および減衰定数、模擬地震波の位相特性等）を考慮して拡幅が行われるが、本評価では、観測記録、または観測記録にもとづく建屋応答解析による応答加速度を用いるため拡幅は行わない。

## (3) 構造強度評価の方法

地震応答解析のうち構造強度評価は、設計時と同等の評価（スペクトルモーダル解析法等）を実施することを基本とするが、規格基準の範疇で評価の合理化を行うことも考慮する。また、余裕度の大きな設備については、簡易評価（応答倍率法等）の結果を算出値とする。評価の手順を図3-1に示す。

なお、疲労による影響が比較的大きいと考えられる設備については、構造強度評価にあわせて疲労評価も実施する。

### a. 簡易評価(応答倍率法による評価)

大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等については、観測記録にもとづく地震力（加速度、せん断力、モーメント、軸力）と設計時における地震力との比を求め、設計時の応力に乘じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

また、それ以外の機器については、本地震の観測記録にもとづく床の最大応答加速度と設計時における床の最大応答加速度の比、またはそれぞれの床応答スペクトルの比を求め、設計時の応力に乘じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

### b. 設計時と同等の評価

簡易評価（応答倍率法等）により、評価基準値を満足しない設備については、設計時と同等の評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

配管系は、スペクトルモーダル解析法による評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

なお、必要に応じて下記の条件を考慮する。

- ・燃料装荷の有無等、運転状態を考慮した条件の適用
- ・これまでの試験、研究等により妥当性が確認された評価手法、評価パラメータの適用
- ・床応答加速度の方向成分（NS/EW）を考慮
- ・解析モデルの精緻化

### c. 詳細評価

「b. 設計時と同等の評価」にて評価基準値を満足できない場合には、より現実に近い応答が得られるよう、解析モデルへの有限要素法の適用、時刻歴解析の採用、減衰定数の見直し等、規格基準の範疇で評価の合理化を行う。

### d. 評価基準値

構造強度評価の評価基準値は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-補・1984、JEAG4601-1987、JEAG4601-1991 追補版」に規定される許容応力状態ⅢASにおける許容応力を用いる。

許容応力は、設計時に用いられた値を基本とするが、運転状態における温度を考慮して値を設定することも考慮する。

## （4）動的機能維持の評価方法

動的機能維持に関する評価は、地震観測記録にもとづき評価対象設備の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプ、横形ポンプ、およびポンプ駆動用タービン等、機種ごとに試験あるいは解析により、動的機能維持

が確認された加速度である。

機能確認済加速度は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991  
追補版」に準拠するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。

制御棒の地震時挿入性（制御棒およびチャンネルボックスの健全性）については、地震観測記録にもとづく燃料集合体の相対変位を求め、その相対変位が、試験により挿入性が確認された相対変位以下であることを確認する。

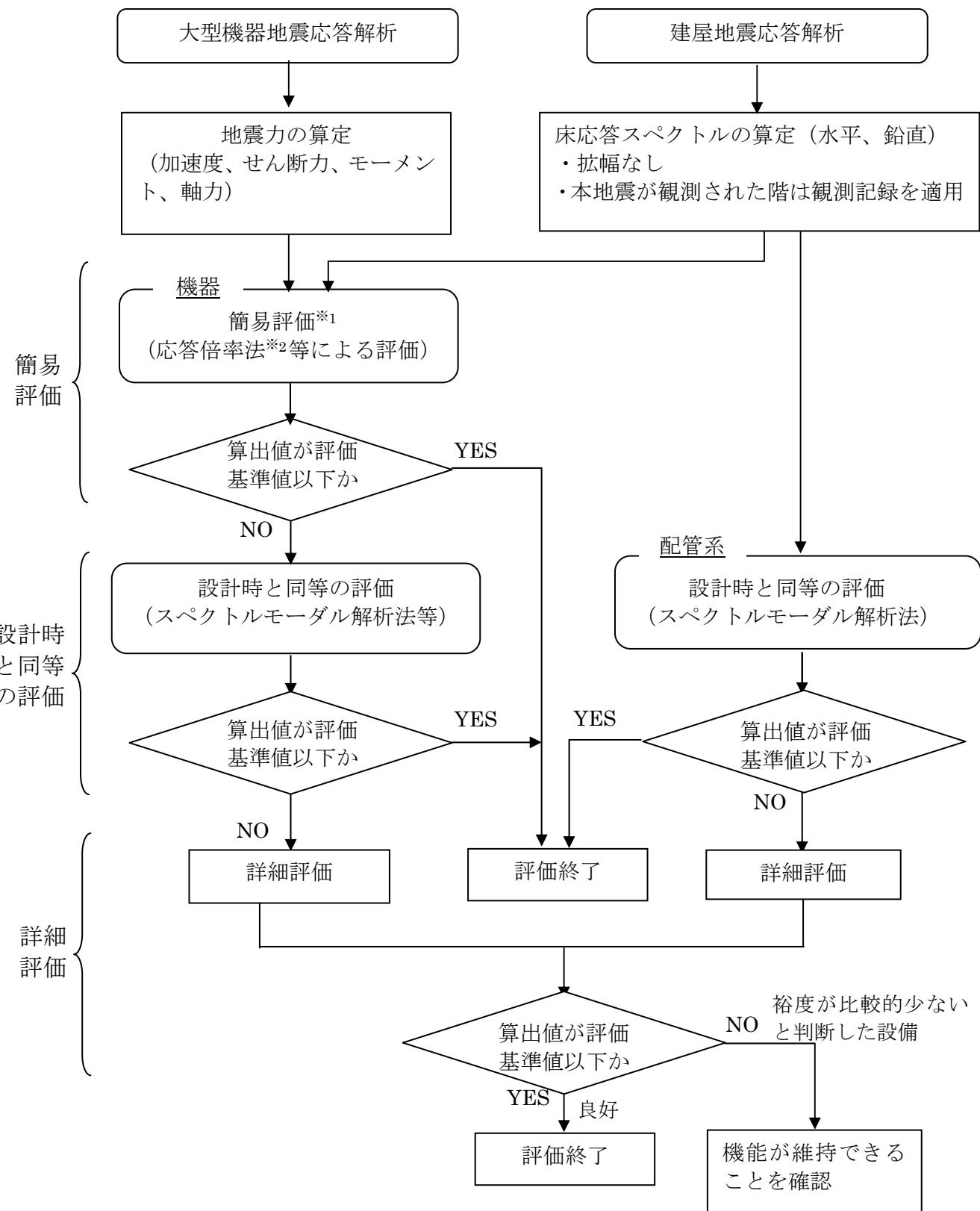


図 3-1 地震応答解析の手順

## ※ 応答倍率法による評価

地震観測記録にもとづく地震力による算出値は、以下の方法で求める。

- ① 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 × 応答比  
地震力による算出値 (地震および地震以外による応力)
- ② 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 + 設計時の応力 × 応答比  
地震力による算出値 (地震以外による応力) (地震による応力)

上記の応答比は以下による。

- (a) 原子炉圧力容器や炉内構造物等、算出値を求めるにあたり、加速度、せん断力、モーメント、軸力を用いる機器

**応答比 1** : 地震観測記録にもとづく地震力と設計時の地震力との比 (加速度、せん断力、モーメント、軸力毎に応答比を算定)

- (b) ポンプの基礎ボルト等、算出値を求めるにあたり、水平加速度、鉛直加速度を用いる機器

**応答比 2** : 地震観測記録にもとづく水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根と設計時の水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根との比

### 3.3. 総合評価

設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。基本的な考え方は、以下のように設備点検で異常が確認されなかつた場合と異常が確認された場合に分けて評価を実施する。

#### 3.3.1 設備点検で異常が確認されなかつた場合

##### (1) 構造強度評価

① 設備点検結果が良好で、かつ、地震応答解析において評価基準を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。

② 設備点検結果が良好にもかかわらず、地震応答解析において評価基準を満足しないとの結果が得られた設備については、

- ・ 地震応答解析がなお余裕度を有している可能性、ないしは、
- ・ 実施可能な設備点検手法によっては地震による設備への微小な影響が把握できない可能性

を考慮し、モックアップ試験、構造強度解析の合理化（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）等により当該設備が十分な構造強度を有することが確認できる場合には、設備健全性を満足するものと評価する。

なお、当該設備の補修、補強または取替を実施する場合には、この限りではない。

表-3.3 設備強度に関する総合評価(解析-点検)

		設備点検：問題なし
地震応答解析 規格基準の範 疇での評価	①算出値 $< III_{AS}$	評価終了 (損傷はなく算出値は $III_{AS}$ 以内)
	②算出値 $> III_{AS}$	・モックアップ試験等 ・追加評価（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）

##### (2) 動的機能維持評価

動的機能維持に関する総合評価は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」に準拠し、下記のように実施する。

- ① 設備点検（分解点検、作動試験等）結果が良好で、かつ、応答加速度が機能確認済加速度を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。
- ② 応答加速度が機能確認済加速度を満足しない場合、基本点検（目視試験、作動試験）に加え、前述のように追加点検（分解点検）を実施する。損傷箇所が確認されない場合、当該設備は機能確認済加速度を超えて機能維持が可能であると考え、設備は健全性を有しているものと評価する。

**表-3.4 動的機能維持に関する総合評価(解析-点検)**

		設備点検：問題なし
地震応答解析	①応答加速度 <機能確認済加速度	評価終了
設備の応答加速度を算定し、機能確認済加速度と比較	②応答加速度 >機能確認済加速度	・追加点検（分解点検）を実施し、損傷箇所が確認されない場合、評価基準である機能確認済加速度が余裕度を有しているものと評価

### 3.3.2 設備点検で異常が確認された場合

#### (1) 構造強度評価

設備点検結果が良好ではない設備については、損傷原因の究明を行うとともに補修、補強、取替ないしは、損傷の設備健全性に与える影響の検討等の対策を講じる。

#### (2) 動的機能維持評価

設備点検（作動試験、分解点検等）において異常が認められた場合には、原因の究明を実施するとともに、破損箇所があれば補修、補強または取替を実施する。

## 4. 系統レベルの点検・評価

4. 1 対象系統

4. 2 試験方法の策定

4. 3 系統健全性の評価

#### 4.1. 対象系統

対象系統は電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての系統とする（表-4.1 参照）。

#### 4.2. 試験方法の策定

##### (1) 実施する試験

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」にて要求される系統機能を確認するため、電気事業法第55条に基づく定期事業者検査の項目のうち、系統の機能を確認する検査項目（添付資料-2 参照）を系統機能試験として実施する（表-4.1 参照）。

##### (2) 試験方法

系統機能試験は、検出器等の模擬作動信号あるいは手動によって系統を作動（模擬作動を含む）させ、

- ・ 論理回路の作動状況（警報表示、遮断器の作動等）
- ・ 機器の実作動状況（中操ランプ表示、現場開度計、ポンプ作動時間、弁作動時間）
- ・ 系統流量
- ・ 漏えい率

など、系統の状態を確認するためのパラメータを確認する。なお、それぞれの試験の具体的な試験方法（手順、判定基準等）については、定期事業者検査にて実施される方法を用いる。

また、地震影響に特に注意する観点から、以下の項目については重点的に確認する（添付資料-3 参照）。

**a. 試験実施前の前提条件の確認**

系統機能試験実施前の前提条件の確認として、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認されていること及び系統機能試験に関連する定期事業者検査が完了していることを確認し、系統機能試験時に実作動の状態を確認しない論理回路確認等については、定期事業者検査の記録を個別に確認する。

**b. インターロックから実作動までの一連の作動状態の確認**

インターロックから実作動までの一連の作動試験となる検査については、以下の実作動の状態を確認する。

- ① 弁の開度・作動状態
- ② ポンプ・ファンの作動状態
- ③ その他の作動機器の状態

なお、試験項目に応じて、現場での確認を実施し、確認が困難なものにあっては、測定値等により確認する。また、これらの確認においては振動診断等も活用し実施する。

**c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認**

設備点検で異常が確認された設備は、系統機能試験前に健全であることを確認するが、系統機能試験時に当該設備が作動する場合は、異常の内容を考慮し、復旧状態が健全であることを重点的に確認できる確認項目を定め、これを確認する。

**d. 前回の試験結果(地震前)との比較**

今回の試験結果については、判定基準を満たしていることに加え、前回の試験結果（地震前）との比較を行い、評価する。

表-4.1 系統機能試験一覧

対象系統	系統機能試験
(1) 原子炉本体	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉停止余裕試験<sup>*1</sup></li> </ul>
(2) 原子炉冷却系統設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>主蒸気隔離弁機能試験</li> <li>非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験</li> <li>自動減圧系機能試験</li> <li>タービンバイパス弁機能試験</li> <li>給水ポンプ機能試験</li> </ul>
(3) 計測制御系統設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>制御棒駆動系機能試験<sup>*1</sup></li> <li>ほう酸水注入系機能試験</li> <li>原子炉保護系インターロック機能試験</li> <li>計装用圧縮空気系機能試験</li> <li>制御棒駆動機構機能試験<sup>*1</sup></li> <li>選択制御棒挿入機能試験<sup>*1</sup></li> </ul>
(4) 燃料設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋天井クレーン機能試験</li> </ul>
(5) 放射線管理設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ガス処理系機能試験</li> <li>中央制御室非常用循環系機能試験</li> </ul>
(6) 廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>液体廃棄物処理系機能試験</li> <li>液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その1）</li> <li>液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その2）</li> <li>固体廃棄物処理系焼却炉機能試験</li> </ul>
(7) 原子炉格納施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器漏えい率試験<sup>*1</sup></li> <li>原子炉格納容器隔離弁機能試験</li> <li>可燃性ガス濃度制御系機能試験</li> <li>原子炉格納容器スプレイ系機能試験</li> <li>原子炉建屋気密性能試験</li> <li>主蒸気隔離弁機能試験</li> </ul>
(8) 非常用予備発電装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験</li> <li>非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験</li> <li>直流電源系機能試験</li> </ul>
(9) 電気設備	対象なし <sup>*2</sup>
(10) 蒸気タービン	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気タービン性能試験（その2）<sup>*3</sup></li> </ul>
(11) 補助ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助ボイラー試運転試験（その1）</li> <li>補助ボイラー試運転試験（その2）</li> </ul>

\*1 燃料装荷状態で実施する試験

\*2 原子炉の蒸気発生以前に実施する試験はなし

\*3 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

### **4.3. 系統健全性の評価**

系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。

系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。

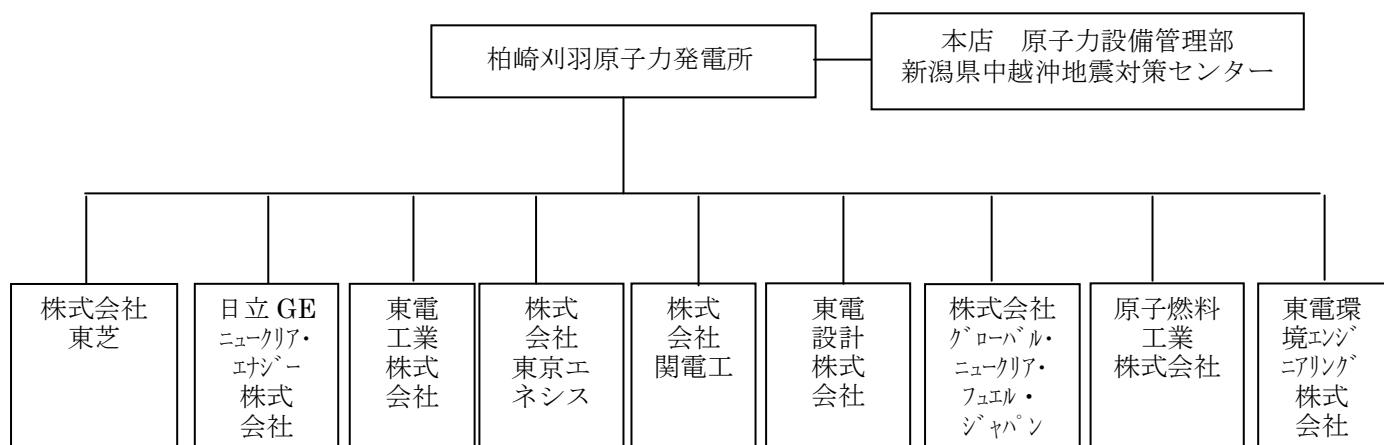
系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じた対策を講じ、再度系統機能試験を行う。

## 5. 記録

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の原子炉施設の保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。

## 6. 点検・評価の体制

点検・評価の体制については以下のとおり。



※ 現時点における主要な体制を記載

図 6-1 点検・評価体制

点検・解析の実施者の力量管理については以下のとおりとする。

- ・ 非破壊検査作業等の有資格作業等については、必要となる有資格者を配置する。
- ・ 目視点検については、以下に留意した人員配置を行う。
  - NDIS 3413 「非破壊試験技術者の視力及び色覚の試験方法」にて準用される、JIS Z 2305 「非破壊検査－技術者の資格及び認証」にて非破壊検査員に要求される近方視力の確認を行う等、視力に問題のない者を配置すること。
  - 業務経験年数等、適切な力量を有する者を配置すること。
  - 必要に応じ、地震によって影響を受け破損しやすい箇所等を把握可能な設計者に意見を求めることが可能な体制とすること。
- ・ 系統機能試験については、検査に関する教育を受けたもの等、定期事業者検査における人員配置で実施する。

## 7. スケジュール

全体の工程については、以下のとおりとする。

実施内容	平成 20 年				平成 21 年					平成 22 年	
	3月	4月	5月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1. 機器レベルの点検・評価											
(1) 設備点検										※ 1	
(2) 地震応答解析											
(3) 設備健全性に係る総合評価										※ 1	
2. 系統レベルの点検・評価											
(1) 系統機能試験											
(2) 系統健全性の評価											

※ 1 設備点検の未実施分（漏えい確認等）

図 7-1 概略スケジュール

なお、当該工程は現時点におけるものであり、点検・評価等の進捗等により変更する可能性がある。

## 8. 添付資料

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所 5 号機 点検・評価対象機器一覧
- (2) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令 62 号) の要求についての整理表
- (3) 系統機能試験における試験方法一覧

## 添付資料-1

# 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
原子炉本体	原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	B11-D003	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
	圧力容器内部構造物	蒸気乾燥器 ①蒸気乾燥器ユニット ②蒸気乾燥器ハウジング	-	-	炉内構造物	クラス3	A	
		シラウドヘッド	-	-	炉内構造物	クラス3	A	
		気水分離器及びスタンドパイプ	-	-	炉内構造物	クラス3	A	
		給水スパージャ	-	-	炉内構造物	クラス3	A	
		高圧炉心スプレイスパージャ	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
		低圧炉心スプレイスパージャ	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
		ジェットポンプ	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
		残留熱除去系配管 (原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
		高圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
		低圧炉心スプレイ系配管 (原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A	
	差圧検出／ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部)	-	-	炉内構造物	クラス1	A		
	中性子束計測案内管	-	-	炉内構造物	クラス1	A		
	圧力容器付属構造物	原子炉格納容器スタビライザ	-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
原子炉圧力容器基礎ボルト		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As		
原子炉圧力容器スタビライザ		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As		
制御棒駆動機構ハウジング支持金具		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As		
中性子束計測ハウジング		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As		
ジェットポンプ計測管貫通部シール		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As		
制御棒駆動機構ハウジング		-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As		
炉心支持構造物	差圧検出・ほう酸水注入系配管(ティよりN11ノズルまでの外管)	-	-	炉内構造物	クラス1	As		
	炉心シラウド	-	-	炉内構造物	クラス1	As		
	シラウドサポート	-	-	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As		
	上部格子板	-	-	炉内構造物	クラス1	As		
	炉心支持板	-	-	炉内構造物	クラス1	As		
	燃料支持金具 ①中央燃料支持金具 ②周辺燃料支持金具	-	-	炉内構造物	クラス1	As		
炉心	制御棒案内管	-	-	炉内構造物	クラス1	As		
	燃料集合体	-	764	燃料体	クラス1	-		
	チャンネルボックス	-	764	燃料体	クラス1	As		
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気逃がし安全弁	B21-F001	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As	
				C	弁	クラス1	As	
				D	弁	クラス1	As	
				E	弁	クラス1	As	
				F	弁	クラス1	As	
				G	弁	クラス1	As	
				H	弁	クラス1	As	
				J	弁	クラス1	As	
				K	弁	クラス1	As	
				L	弁	クラス1	As	
				M	弁	クラス1	As	
				N	弁	クラス1	As	
				P	弁	クラス1	As	
				Q	弁	クラス1	As	
	原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ	B21-A001	A	アキュムレータ	クラス1	As
					B	アキュムレータ	クラス1	As
					C	アキュムレータ	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気逃がし安全弁逃がし弁 機能用アキュムレータ	B21-A001	K	アキュムレータ	クラス1	As	
				L	アキュムレータ	クラス1	As	
				M	アキュムレータ	クラス1	As	
				N	アキュムレータ	クラス1	As	
				P	アキュムレータ	クラス1	As	
				Q	アキュムレータ	クラス1	As	
			B21-A002	主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ	A	アキュムレータ	クラス1	A
				C	アキュムレータ	クラス1	A	
				G	アキュムレータ	クラス1	A	
				H	アキュムレータ	クラス1	A	
				J	アキュムレータ	クラス1	A	
				K	アキュムレータ	クラス1	A	
				P	アキュムレータ	クラス1	A	
		主蒸気流量制限器	B21-FE001	A	配管	クラス1	As	
				B	配管	クラス1	As	
				C	配管	クラス1	As	
				D	配管	クラス1	As	
		主要弁	B21-F002	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As	
				C	弁	クラス1	As	
	D			弁	クラス1	As		
	B21-F003		A	弁	クラス1	As		
			B	弁	クラス1	As		
			C	弁	クラス1	As		
			D	弁	クラス1	As		
	B21-F004	A	弁	クラス2	A			
		B	弁	クラス2	A			
		C	弁	クラス2	A			
		D	弁	クラス2	A			
	主配管1	-	-	配管	クラス1	As		
	主配管2	-	-	配管	クラス2	A		
	主配管3	-	-	配管	クラス2	B		
	主配管4	-	-	配管	クラス3	B		
原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ	B31-C001	A	再循環ポンプ	クラス1	As		
			B	再循環ポンプ	クラス1	As		
	主要弁	B31-F001	A	弁	クラス1	As		
			B	弁	クラス1	As		
		B31-F002	A	弁	クラス1	As		
			B	弁	クラス1	As		
	主配管	-	-	配管	クラス1	As		
	原子炉冷却材浄化系	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器	G31-B001	-	熱交換器	クラス2	B	
		原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器	G31-B002	A	熱交換器	クラス2	B	
				B	熱交換器	クラス2	B	
		原子炉冷却材浄化系ポンプ	G31-C001	A	立形ポンプ	クラス2	B	
				B	立形ポンプ	クラス2	B	
電動機			A	電動機	クラス2	B		
			B	電動機	クラス2	B		
原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器		G31-D003	A	ろ過脱塩器	クラス2	B		
			B	ろ過脱塩器	クラス2	B		
主要弁		G31-F003	-	弁	クラス1	As		
	G31-F004	-	弁	クラス1	As			
主配管1	-	-	配管	クラス1	As			
主配管2	-	-	配管	クラス2	B			
残留熱除去系	残留熱除去系熱交換器	E11-B001	A	熱交換器	クラス1	As		
			B	熱交換器	クラス1	As		
	残留熱除去系ポンプ	E11-C001	A	立形ポンプ	クラス1	As		
			B	立形ポンプ	クラス1	As		
			C	立形ポンプ	クラス1	As		
原子炉冷却系統設備	残留熱除去系	主要弁	E11-F001	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As	
				C	弁	クラス1	As	
				E11-F004	A	弁	クラス1	As
					B	弁	クラス1	As
				E11-F006	A	弁	クラス1	As
					B	弁	クラス1	As
			E11-F007	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As		
			E11-F012	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As	
			E11-F013	A	弁	クラス1	As	
		B	弁	クラス1	As			

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	残留熱除去系	主要弁	E11-F021	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F024	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F025	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F028	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F029	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
		—	—	配管	クラス1	A	
	残留熱除去系ストレーナ	E11-D001	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
			B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
			C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ	E51-C001	—	横形ポンプ	クラス1	As
		原子炉隔離時冷却系ポンプ 背圧式蒸気タービン	E51-C002	—	ポンプ駆動用タービン	クラス1	As
		主要弁	E51-F004	—	弁	クラス1	As
			E51-F005	—	弁	クラス1	As
			E51-F006	—	弁	クラス1	As
			E51-F007	—	弁	クラス1	As
			E51-F008	—	弁	クラス1	As
			E51-F009	—	弁	クラス1	As
			E51-F011	—	弁	クラス1	As
			E51-F012	—	弁	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス3	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系ポンプ	E22-C001	—	立形ポンプ	クラス1	As
		主要弁	E22-F003	—	弁	クラス1	As
			E22-F004	—	弁	クラス1	As
			E22-F006	—	弁	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	B
		高圧炉心スプレイ系ストレーナ	E22-D001	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	低圧炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系ポンプ	E21-C001	—	立形ポンプ	クラス1	A
		主要弁	E21-F001	—	弁	クラス1	As
			E21-F003	—	弁	クラス1	As
			E21-F004	—	弁	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		低圧炉心スプレイ系ストレーナ	E21-D001	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)	P21-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
				C	熱交換器	クラス1	As
				D	熱交換器	クラス1	As
				E	熱交換器	クラス1	As
				F	熱交換器	クラス1	As
		原子炉補機冷却水ポンプ	P21-C001	A	横形ポンプ	クラス1	As
				B	横形ポンプ	クラス1	As
				C	横形ポンプ	クラス1	As
				D	横形ポンプ	クラス1	As
原子炉冷却系統設備	原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系を含む)	原子炉補機冷却海水ポンプ	P41-C001	A	立形ポンプ	クラス1	As
				B	立形ポンプ	クラス1	As
				C	立形ポンプ	クラス1	As
				D	立形ポンプ	クラス1	As
		原子炉補機冷却海水系ストレーナ	P41-D001	A	ストレーナ	クラス1	As
				B	ストレーナ	クラス1	As
				C	ストレーナ	クラス1	As
				D	ストレーナ	クラス1	As
				E	ストレーナ	クラス1	As
				F	ストレーナ	クラス1	As
		主要弁	P21-F071	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			P21-F088	A	弁	クラス1	As
		原子炉補機冷却海水系(原子炉補機冷却海水系を含む)	主配管1	—	配管	クラス1	As
			主配管2	—	配管	クラス2	As
			主配管3	—	配管	クラス3	As
			主配管4	—	配管	クラス3	C
			主配管5	—	配管	ノンクラス	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
原子炉冷却系統設備	復水給水系	主要弁	B21-F051	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As	
			B21-F052	A	弁	クラス1	As	
				B	弁	クラス1	As	
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As	
		主配管2	-	-	配管	クラス2	B	
		主配管3	-	-	配管	クラス3	B	
		主配管4	-	-	配管	クラス2	As	
	補給水系	復水移送ポンプ	P13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
				B	横形ポンプ	クラス3	B	
				C	横形ポンプ	クラス3	B	
		復水貯蔵槽	P13-A001	-	ブルーライニング	クラス1	B	
計測制御系統設備	制御材	制御棒	-	185	制御棒	クラス1	As	
	制御材駆動装置	制御棒駆動機構	B11-D008	185	制御棒駆動機構	クラス1	As	
	制御棒駆動系	制御棒駆動水ポンプ	C12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
				B	横形ポンプ	クラス3	B	
		水圧制御ユニット(アクチュレータ)	C12-D001-125	185	アクチュレータ	クラス1	As	
		水圧制御ユニット(窒素容器)	C12-D001-128	185	タンク	クラス1	As	
		スクラム排出容器	C12-G001	A	タンク	クラス3	B	
		サクションフィルタ	C12-D010	A	フィルタ	クラス3	B	
				B	フィルタ	クラス3	B	
	制御棒駆動水フィルタ	制御棒駆動水フィルタ	C12-D003	A	フィルタ	クラス3	B	
				B	フィルタ	クラス3	B	
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As	
		主配管2	-	-	配管	クラス1	B	
		主配管3	-	-	配管	クラス3	B	
		主配管4	-	-	配管	クラス3	As	
		主配管5	-	-	配管	ノンクラス	B	
	ほう酸水注入系	ほう酸水注入系ポンプ	C41-C001	A	往復式ポンプ	クラス1	A	
				B	往復式ポンプ	クラス1	A	
		ほう酸水注入系貯蔵タンク	C41-A001	-	タンク	クラス1	A	
		主要弁	C41-F007	-	弁	クラス1	As	
				-	弁	クラス1	As	
	原子炉再循環ポンプ可変周波数電源装置	主配管1	-	-	配管	クラス1	As	
		主配管2	-	-	配管	クラス1	A	
		可変速流体継手	C81-C003	A	M-Gセット流体継手	クラス3	C	
				B	M-Gセット流体継手	クラス3	C	
燃料設備	燃料取扱装置	燃料取替機	F15-E001	-	燃料取替機	クラス2	B	
		原子炉建屋クレーン	U31-E101	-	クレーン	クラス2	B	
	燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	-	-	燃料ラック類	クラス2	C	
		使用済燃料貯蔵	使用済燃料貯蔵ブルー	-	ブルーライニング	クラス2	As	
		キャスクビット	-	-	ブルーライニング	クラス2	As	
		使用済燃料貯蔵ラック	-	-	燃料ラック類	クラス2	As	
		制御棒・破損燃料貯蔵ラック	-	-	燃料ラック類	クラス2	As	
		制御棒貯蔵ラック	-	-	燃料ラック類	クラス2	B	
		制御棒貯蔵ハンガ	-	-	燃料ラック類	クラス2	B	
	燃料設備	燃料プール冷却净化系	燃料プール冷却净化系熱交換器	G41-B001	A	熱交換器	クラス3	B
			燃料プール冷却净化系ポンプ	G41-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
					B	横形ポンプ	クラス3	B
		燃料プール冷却净化系ろ過脱塩器	G41-D003	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
		主配管1	-	-	配管	クラス2	A	
		主配管2	-	-	配管	クラス3	B	
		主配管3	-	-	配管	クラス3	A	
放射線管理設備	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系排風機	T22-C001	A	ファン	クラス1	A	
		フィルタ(非常用ガス処理系前置ガス処理装置)	T22-D001	B	ファン	クラス1	A	
				A	特殊フィルタ	クラス1	A	
		フィルタ(非常用ガス処理系後置ガス処理装置)	T22-D002	B	特殊フィルタ	クラス1	A	
				A	特殊フィルタ	クラス1	A	
		主配管	-	-	配管	クラス1	A	

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理設備	原子炉棟換気空調系	R/A送風機	U41-C101	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
		R/A排風機	U41-C102	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
	中央制御室換気空調系	ページ用排風機	T31-C001	-	ファン	ノンクラス	C
		MCR送風機	U41-C501	A	ファン	クラス1	A
				B	ファン	クラス1	A
		MCR排風機	U41-C502	A	ファン	クラス1	A
				B	ファン	クラス1	A
	MCR再循環送風機	MCR再循環送風機	U41-C503	A	ファン	クラス1	A
				B	ファン	クラス1	A
		MCR再循環フィルタ	U41-B503	-	特殊フィルタ	クラス1	A
廃棄設備	液体廃棄物処理系	原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプ	K11-A101	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		ドライウェル低電導度廃液サンプ	K11-A007	-	タンク	クラス3	B
		ドライウェル高電導度廃液サンプ	K11-A110	-	タンク	クラス3	B
		原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ	K11-C101	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
				E	立形ポンプ	クラス3	B
				F	立形ポンプ	クラス3	B
		主要弁	K11-F002	-	弁	クラス1	As
				K11-F003	-	弁	クラス1
				K11-F102	-	弁	クラス1
				K11-F103	-	弁	クラス1
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス3	As
		主配管3	-	-	配管	クラス3	B
原子炉格納施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器(一次格納容器)	T11-A001	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉格納容器貫通部(配管貫通部)	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	圧力低減装置その他の安全装置	ダイヤフラムフロア	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		ペント管	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		原子炉格納容器スプレイ管(ドライウェル側)	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		原子炉格納容器スプレイ管(サブレーションチャンバ側)	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		真空破壊弁	T31-F025	A	弁	クラス1	A
				B	弁	クラス1	A
				C	弁	クラス1	A
				D	弁	クラス1	A
				E	弁	クラス1	A
				F	弁	クラス1	A
				G	弁	クラス1	A
				H	弁	クラス1	A
				J	弁	クラス1	A
				K	弁	クラス1	A
				L	弁	クラス1	A
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ	T49-C001	A	再結合装置	クラス1	A
				B	再結合装置	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	T49-B001	A	再結合装置	クラス1	A
				B	再結合装置	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置内配管	T49-F001	A	再結合装置	クラス1	A
				B	再結合装置	クラス1	A
		主要弁		A	弁	クラス1	As
			T49-F003	B	弁	クラス1	As
				A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス1	A

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉格納施設	不活性ガス系	液化窒素貯槽	-	-	タンク	クラス3	C
		主要弁	T31-F001	弁	ノンクラス	C	
			T31-F002	弁	クラス1	As	
			T31-F003	弁	クラス1	As	
			T31-F004	A B	弁 ノンクラス	C C	
			T31-F005	A B	クラス1 クラス1	As As	
			T31-F010	-	弁	クラス1	As
			T31-F011	-	弁	クラス1	As
			T31-F012	-	弁	クラス1	As
			T31-F016	-	弁	ノンクラス	C
			T31-F019	-	弁	クラス1	As
			T31-F020	-	弁	クラス1	As
			T31-F021	-	弁	クラス1	As
			T31-F022	-	弁	クラス1	As
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As
		主配管2	-	-	配管	クラス3	C
		主配管3	-	-	配管	ノンクラス	C
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備	ディーゼル機関	R43-C001	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As
		調速装置及び非常調速装置	-	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As
		排気タービン過給機	R43-C014	A-1 A-2 B-1 B-2	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
		機関付清水ポンプ	R43-C007	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As
		空気だめ	R43-A004	A-1 B-1 A-2 B-2	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼルノンクラス発電機 非常用ディーゼルノンクラス発電機	クラス1 クラス1 ノンクラス ノンクラス	As As As As
		空気だめの安全弁	R43-F752 R43-F754	A B A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼルノンクラス発電機 非常用ディーゼルノンクラス発電機	クラス1 クラス1 ノンクラス ノンクラス	As As As As
		空気圧縮機	R43-C005	A-1 B-1 A-2 B-2	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	As As As As
		燃料ディタンク	R43-A005	A B	非常用ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電機	クラス1 クラス1	As As
		ディーゼル機関	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		調速装置及び非常調速装置	-	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備					

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
非常用予備発電装置	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	排気タービン過給機	R44-C014	H-1	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
				H-2	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
		機関付清水ポンプ	R44-C007	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
		空気だめ	R44-A004	H-1	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
				H-2	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As	
		空気だめの安全弁	R44-F752	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
				H	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As	
		空気圧縮機	R44-C005	H-1	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As	
				H-2	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As	
		燃料ディタンク	R44-A005	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系熱交換器	P26-B001	-	熱交換器	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水ポンプ	P26-C001	-	横形ポンプ	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水ポンプ	P46-C002	-	立形ポンプ	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水系ストレーナ	P46-D001	-	ストレーナ	クラス1	As	
		主配管1	-	-	配管	クラス1	As	
		主配管2	-	-	配管	クラス3	C	
		主配管3	-	-	配管	クラス3	As	
補助ボイラー	補助ボイラーに付属する管 外径150mm以上の管	主配管1	-	-	配管	クラス3	C	
		主配管2	-	-	配管	ノンクラス	C	
		減圧装置	P61-F006	-	弁	クラス3	C	
		安全弁	P61-F051	-	弁	クラス3	C	
放射線管理設備	生体しゃへい装置	原子炉しゃへい壁	-	-	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	B	
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (原子炉圧力高)	原子炉圧力	B21-PT-023	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		原子炉水位(狭帯域)	B21-PS-623	A-1	計器	クラス1	As	
				B-1	計器	クラス1	As	
				C-1	計器	クラス1	As	
				D-1	計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号 (原子炉水位低)		B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
	ドライウェル圧力	B21-LS-624	A	計器	クラス1	As		
			B	計器	クラス1	As		
			C	計器	クラス1	As		
			D	計器	クラス1	As		
計測制御系統設備		原子炉スクラム信号 (ドライウェル圧力高)		C71-PT-002	A	変換器	クラス1	As
					B	変換器	クラス1	As
					C	変換器	クラス1	As
					D	変換器	クラス1	As
	C71-PS-602		A-1		計器	クラス1	As	
			B		計器	クラス1	As	
			C		計器	クラス1	As	
			D		計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号 (中性子束高) (中性子束計装動作不能)	平均出力領域モニタ	C51-NTS-604	A	計器	クラス1	A	
				B	計器	クラス1	A	
				C	計器	クラス1	A	
				D	計器	クラス1	A	
				E	計器	クラス1	A	
				F	計器	クラス1	A	

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (中性子束高) (中性子束計装動作不能)	流量ユニット	C51-Z-606	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A
		中間領域モニタ	C51-NTS-602	A B C D E F G H	計器 計器 計器 計器 計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A A A A A
		出力系モニタ盤 区分 I	H11-P608-1	-	制御盤	クラス1	As
		出力系モニタ盤 区分 II	H11-P608-2	-	制御盤	クラス1	As
		SRM/IRM盤 区分 I	H11-P635	-	制御盤	クラス1	As
		SRM/IRM盤 区分 II	H11-P636	-	制御盤	クラス1	As
		スクラム排出容器(B)水位	C12-LS-020	A B	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		スクラム排出容器(A)水位	C12-LS-017	C D	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		スクラム排出容器(A)水位	C12-LT-017	A B	変換器 変換器	クラス1 クラス1	As As
		スクラム排出容器(B)水位	C12-LT-020	C D	変換器 変換器	クラス1 クラス1	As As
		スクラム排出容器(A)水位	C12-LS-617	A B	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		スクラム排出容器(B)水位	C12-LS-620	C D	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		原子炉スクラム信号 (主蒸気管放射能高)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE-070 D11-RIS-670	A B C D A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器 計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 As As As As
		原子炉スクラム信号 (主蒸気隔離弁閉)	主蒸気内側隔離弁(リミットスイッチ)	B21-NO-F002 (LS1) B21-NO-F002 (LS4)	A B C D A B C D	弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 As As As As
		主蒸気外側隔離弁(リミットスイッチ)	B21-AO-F003 (LS1) B21-AO-F003 (LS4)	A B C D A B C D	弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁 弁	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 As As As As	
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (蒸気加減弁急速閉)	主蒸気止め弁(No.1) 原子炉保護インターロック	N32-POS-102	A-1 A-2	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		主蒸気止め弁(No.2) 原子炉保護インターロック	N32-POS-102	B-1 B-2	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		主蒸気止め弁(No.3) 原子炉保護インターロック	N32-POS-102	C-1 C-2	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		主蒸気止め弁(No.4) 原子炉保護インターロック	N32-POS-102	D-1 D-2	計器 計器	クラス1 クラス1	As As
		タービン蒸気加減弁急速閉	N32-PS-101	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
		蒸気加減弁(No.1)急閉	N32-POS-103	A-4	計器	クラス1	As
		蒸気加減弁(No.2)急閉	N32-POS-103	B-4	計器	クラス1	As
		蒸気加減弁(No.3)急閉	N32-POS-103	C-4	計器	クラス1	As
		蒸気加減弁(No.4)急閉	N32-POS-103	D-4	計器	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号 (地震加速度大)	地震加速度検出器	C71-D001	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			C71-D002	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			C71-D003	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-026	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-LS-626	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管圧力低)	主蒸気管圧力	N11-PT-015	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			N11-PS-615	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管放射能高)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE-070	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			D11-RIS-670	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
			E31-TE-129	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE-130	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-DTS-729	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
			E31-TE-131	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TS-731	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管トンネル温度高)	タービン建屋主蒸気管漏えい検出 (雰囲気温度)	E31-TE-139	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TS-739	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
			E31-TE-140	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管トンネル温度高)	タービン建屋主蒸気管漏えい検出 (雰囲気温度)	E31-TS-740	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-141	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-741	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-142	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-742	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-143	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-743	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-144	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-744	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-145	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-745	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-146	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-746	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TE-147	A B C D	検出器 検出器 検出器 検出器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-TS-747	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管流量大)	主蒸気流量(A)	E31-DPT-008	A B C D	変換器 変換器 変換器 変換器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-DPS-608	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
		主蒸気流量(B)	E31-DPT-009	A B C D	変換器 変換器 変換器 変換器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			E31-DPS-609	A B C D	計器 計器 計器 計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管流量大)	主蒸気流量(C)	E31-DPT-010	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
		主蒸気流量(D)	E31-DPS-610	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-復水器真空度低)	復水器真空度	N36-PT-090	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
		ドライウェル圧力	C71-PT-002	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (その他の原子炉格納容器隔離弁-ドライウェル圧力高)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
		B21-LS-	C71-PS-602	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-原子炉建屋原子炉棟放射能高)	燃料取替エリア排気放射線モニタ	D11-RE-066	A	検出器	クラス1	A
				B	検出器	クラス1	A
				C	検出器	クラス1	A
				D	検出器	クラス1	A
		D11-RIS-666	C71-PS-602	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-原子炉建屋原子炉棟放射能高)	原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタ	D11-RE-067	A	検出器	クラス1	A
				B	検出器	クラス1	A
				C	検出器	クラス1	A
				D	検出器	クラス1	A
		D11-RIS-667	C71-PS-602	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-ドライウェル圧力高)	ドライウェル圧力	C71-PT-002	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	その他の安全保護系起動信号 (非常用ガス処理系-原子炉水位低)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	B21-LS-624	C71-PS-602	C71-PS-602	A	計器	クラス1	As
				B	計器	クラス1	As
				C	計器	クラス1	As
				D	計器	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度		
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (高圧炉心スプレイ系-ドライウェル圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT-047	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
			B21-PS-647	A	計器	クラス1	As		
				B	計器	クラス1	As		
				C	計器	クラス1	As		
				D	計器	クラス1	As		
			B21-LT-031	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (高圧炉心スプレイ系-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LS-631	A	計器	クラス1	As		
				B	計器	クラス1	As		
				C	計器	クラス1	As		
				D	計器	クラス1	As		
			B21-PT-048	A	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				A-1	計器	クラス1	As		
				C-1	計器	クラス1	As		
			B21-LT-037	A	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				A-1	計器	クラス1	As		
				C-1	計器	クラス1	As		
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (残留熱除去系 低圧注水系-ドライウェル圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PS-648	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
			B21-LS-637	A-1	計器	クラス1	As		
				B-1	計器	クラス1	As		
				C-1	計器	クラス1	As		
				D-1	計器	クラス1	As		
			B21-PT-048	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (残留熱除去系 低圧注水系-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-PS-648	A-2	計器	クラス1	As		
				B-2	計器	クラス1	As		
				C-2	計器	クラス1	As		
				D-2	計器	クラス1	As		
			B21-LT-037	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
			B21-LS-637	A-1	計器	クラス1	As		
				B-1	計器	クラス1	As		
				C-1	計器	クラス1	As		
				D-1	計器	クラス1	As		
計測制御系統設備	その他の安全保護系起動信号 (自動減圧系-原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-PT-048	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
			B21-LS-637	A-2	計器	クラス1	As		
				B-2	計器	クラス1	As		
				C-2	計器	クラス1	As		
				D-2	計器	クラス1	As		
			H22-P001	原子炉系(I A)計装ラック	H22-P001	-	計装ラック	クラス1	As
				原子炉系(I B)計装ラック	H22-P002	-	計装ラック	クラス1	As
				原子炉系(II A)計装ラック	H22-P003	-	計装ラック	クラス1	As
				原子炉系(II B)計装ラック	H22-P004	-	計装ラック	クラス1	As
その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管圧力低)	タービン主蒸気系(A)計装ラック	H22-P200	-	計装ラック	クラス1	As			
	タービン主蒸気系(B)計装ラック	H22-P201	-	計装ラック	クラス1	As			
	主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P013	-	計装ラック	クラス1	As			
	主蒸気流量(I B)計装ラック	H22-P014	-	計装ラック	クラス1	As			
その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-主蒸気管流量大)	主蒸気流量(II A)計装ラック	H22-P015	-	計装ラック	クラス1	As			
	主蒸気流量(II B)計装ラック	H22-P016	-	計装ラック	クラス1	As			
その他の安全保護系起動信号 (主蒸気隔離弁-復水器真空度低)	復水器内圧力(A)計装ラック	H22-P257	-	計装ラック	クラス1	As			
	復水器内圧力(B)計装ラック	H22-P258	-	計装ラック	クラス1	As			

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	核計測装置 (中性子源領域計測装置)	中性子源領域計測装置検出器	C51-NE-001	4個	検出器	クラス2	A
		中性子源領域モニタ	C51-NTS-601	A B C D	計器	クラス2 クラス2 クラス2 クラス2	A A A A
		中間領域計測装置検出器	C51-NE-002	8個	検出器	クラス1	A
		中間領域モニタ	C51-NTS-602	A B C D E F G H	計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A A A A A
	核計測装置 (出力領域計測装置)	SRM/IRM盤 区分 I	H11-P635	-	制御盤	クラス1	As
		SRM/IRM盤 区分 II	H11-P636	-	制御盤	クラス1	As
		出力領域計測装置検出器	C51-LPRM	172個	検出器	クラス1	A
		平均出力領域モニタ	C51-NTS-604	A B C D E F	計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A A A
		局部出力領域モニタ	C51-NTS-607	A B	計器	クラス1 クラス1	A A
		制御棒引抜監視装置	C51-NTS-605	A B	計器	クラス3 クラス3	C C
		流量ユニット	C51-Z-606	A B C D	計器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	A A A A
		出力系モニタ盤 区分 I	H11-P608-1	-	制御盤	クラス1	As
		出力系モニタ盤 区分 II	H11-P608-2	-	制御盤	クラス1	As
	核計測装置 (移動式炉心内計測装置)	移動式炉心内計測装置	C51-TIP	5個	検出器	ノンクラス	C
計測制御系統設備	一次冷却材圧力計測装置 (原子炉圧力)	原子炉圧力	B21-PT-051	A B	変換器	クラス2 クラス2	A A
			B21-PT-023	A B C D	変換器	クラス1 クラス1 クラス1 クラス1	As As As As
			B21-PT-061	A B	変換器	クラス3 クラス3	As As
		原子炉圧力(狭帯域)	B21-PT-062	-	変換器	クラス3	As
			N11-PT-002	A B C	変換器	ノンクラス ノンクラス ノンクラス	B B B
	一次冷却材圧力計測装置 (主蒸気系 主蒸気圧力)	主蒸気圧力	E51-PT-004	-	変換器	ノンクラス	As
		RCICポンプ吐出圧力	E51-PT-007	-	変換器	ノンクラス	As
		RCICタービン入口圧力	E22-PT-004	-	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材圧力計測装置 (高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力)	HPCSポンプ吐出圧力	B31-TE-005	A	検出器	クラス3	C
		PLRポンプ(A)吸込温度	B31-TE-005	B	検出器	クラス3	C
		PLRポンプ(B)吸込温度	B31-TE-001	A B C D	検出器	ノンクラス ノンクラス ノンクラス ノンクラス	B B B B
		一次冷却材温度計測装置 (主蒸気系主蒸気温度)	N11-TE-001	-	検出器	ノンクラス	B

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材温度計測装置 (残留熱除去系熱交換器入口温度)	RHR熱交換器(A)入口温度	E11-TE-008	A	検出器	クラス3	C
		RHR熱交換器(B)入口温度	E11-TE-008	B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材温度計測装置 (残留熱除去系熱交換器出口温度)	RHR熱交換器(A)出口温度	E11-TE-010	A	検出器	クラス3	C
		RHR熱交換器(B)出口温度	E11-TE-010	B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材温度計測装置 (給水系給水温度)	第1給水加熱器(A)出口温度	N21-TE-217	A	検出器	ノンクラス	B
		第1給水加熱器(B)出口温度	N21-TE-217	B	検出器	ノンクラス	B
	一次冷却材流量計測装置 (原子炉冷却材再循環系冷却材再循環流量)	再循環ループ(A)流量	B31-FT-003	A-1	変換器	クラス3	As
		再循環ループ(B)流量	B31-FT-003	B-1	変換器	クラス3	As
	一次冷却材流量計測装置 (主蒸気系主蒸気流量)	主蒸気流量(A)	B21-FT-001	A-1	変換器	クラス3	As
				A-2	変換器	クラス3	As
		主蒸気流量(B)	B21-FT-001	B-1	変換器	クラス3	As
				B-2	変換器	クラス3	As
		主蒸気流量(C)	B21-FT-001	C-1	変換器	クラス3	As
				C-2	変換器	クラス3	As
		主蒸気流量(D)	B21-FT-001	D-1	変換器	クラス3	As
				D-2	変換器	クラス3	As
	一次冷却材流量計測装置 (原子炉冷却材净化系系統流量)	CUW入口流量	E31-FT-001	A	変換器	ノンクラス	A
計測制御系統設備	一次冷却材流量計測装置 (残留熱除去系系統流量)	RHR(A)系統流量	E11-FT-005	A	変換器	クラス2	As
		RHR(B)系統流量	E11-FT-005	B	変換器	クラス2	As
		RHR(C)系統流量	E11-FT-005	C	変換器	クラス2	As
	一次冷却材流量計測装置 (原子炉隔離時冷却系系統流量)	RCIC系統流量	E51-FT-005	-	変換器	クラス1	As
	一次冷却材流量計測装置 (高圧炉心スプレイ系系統流量)	HPCS系統流量	E22-FT-005-1	-	変換器	クラス2	As
	一次冷却材流量計測装置 (低圧炉心スプレイ系系統流量)	LPCS系統流量	E21-FT-006	-	変換器	クラス2	A
	一次冷却材流量計測装置 (復水系復水流)	復水流量	N21-FT-030	A	変換器	ノンクラス	B
	一次冷却材流量計測装置 (給水系給水流)	給水流量(A)	N21-FT-260	A-1	変換器	クラス3	B
				A-3	変換器	クラス3	B
	給水流量(B)	給水流量(B)	N21-FT-260	B-1	変換器	クラス3	B
				B-3	変換器	クラス3	B
	原子炉圧力容器水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-026	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	原子炉圧力容器水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT-031	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	B21-LT-036			A	変換器	クラス3	As
				B	変換器	クラス3	As
				C	変換器	クラス3	As
				D	変換器	クラス3	As
	B21-LT-037			A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
計測制御系統設備	原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT-024	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		B21-LT-038		A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				A	変換器	クラス3	As	
		B21-LT-063		B	変換器	クラス3	As	
				C	変換器	クラス3	As	
				A	変換器	クラス3	As	
		原子炉水位(燃料域)	B21-LT-044	B	変換器	クラス3	As	
				A	変換器	クラス3	As	
	一次冷却材水質 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器入口導電率)	CUWろ過脱塩器入口導電率	P91-CE-RB02	-	検出器	ノンクラス	C	
	一次冷却材水質 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器出口導電率)	CUWろ過脱塩器(A)出口導電率	P91-CE-RB04	A	検出器	ノンクラス	C	
		CUWろ過脱塩器(B)出口導電率	P91-CE-RB04	B	検出器	ノンクラス	C	
計測制御系統設備	一次冷却材水質 計測装置 (復水浄化系復 水ろ過装置入口 導電率)	復水ろ過装置入口導電率	P91-CE-TB06-1	-	検出器	ノンクラス	C	
	一次冷却材水質 計測装置 (復水浄化系復 水脱塩装置出口 導電率)	復水ろ過装置出口導電率	P91-CE-TB13	-	検出器	ノンクラス	C	
	タービン制御	主タービン制御系盤	H11-P685	-	制御盤	クラス3	C	
	原子炉再循環制御	原子炉再循環流量制御系盤	H11-P612-2	-	制御盤	クラス3	C	
	給水制御	給水流量制御系盤	H11-P612-1	-	制御盤	クラス3	C	
	制御棒位置制御	制御棒位置指示系盤	H11-P615	-	制御盤	クラス3	C	
		制御棒操作補助盤	H11-P616	-	制御盤	クラス3	C	
	安全保護系	A系原子炉緊急停止系盤	H11-P609	-	制御盤	クラス1	As	
		B系原子炉緊急停止系盤	H11-P611	-	制御盤	クラス1	As	
		B系・C系残留熱除去系盤	H11-P618	-	制御盤	クラス1	As	
		格納容器内側隔離弁盤	H11-P622	-	制御盤	クラス1	As	
		格納容器外側隔離弁盤	H11-P623	-	制御盤	クラス1	As	
		高圧炉心スプレイ系盤	H11-P625	-	制御盤	クラス1	As	
		A系自動減圧系盤	H11-P628	-	制御盤	クラス1	As	
		低圧炉心スプレイ系・A系残留熱除去系盤	H11-P629	-	制御盤	クラス1	As	
		B系自動減圧系盤	H11-P631	-	制御盤	クラス1	As	
		SGTS・FCS盤 ESS-I	H11-P643	-	制御盤	クラス1	A	
		SGTS・FCS盤 ESS-II	H11-P644	-	制御盤	クラス1	A	
		トリップチャンネル盤 RPS-I A	H11-P661-1	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 RPS-II A	H11-P661-2	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 RPS-I B	H11-P662-1	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 RPS-II B	H11-P662-2	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 ESS-I	H11-P663	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 ESS-II	H11-P664	-	制御盤	クラス1	As	
		トリップチャンネル盤 ESS-III	H11-P665	-	制御盤	クラス1	As	
		プロセス放射線モニタ盤 区分 I	H11-P604-1	-	制御盤	クラス1	As	
		プロセス放射線モニタ盤 区分 II	H11-P604-2	-	制御盤	クラス1	As	
一次冷却材圧力 計測装置 (原子炉圧力)	原子炉系(I A)計装ラック	H22-P001	-	計装ラック	クラス1	As		
	原子炉系(I B)計装ラック	H22-P002	-	計装ラック	クラス1	As		
	原子炉系(II A)計装ラック	H22-P003	-	計装ラック	クラス1	As		
	原子炉系(II B)計装ラック	H22-P004	-	計装ラック	クラス1	As		

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	ジェットポンプ(A)計装ラック	H22-P011	-	計装ラック	クラス3	As
		ジェットポンプ(B)計装ラック	H22-P012	-	計装ラック	クラス3	As
	一次冷却材流量 計測装置 (主蒸気系主蒸 気流量)	主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P013	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(I B)計装ラック	H22-P014	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II A)計装ラック	H22-P015	-	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II B)計装ラック	H22-P016	-	計装ラック	クラス1	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 再循環系冷却材 再循環流量)	原子炉冷却材再循環系(A)計 装ラック	H22-P025	-	計装ラック	クラス3	As
		原子炉冷却材再循環系(B)計 装ラック	H22-P026	-	計装ラック	クラス3	As
	原子炉スクラム 信号 (蒸気加減弁急 速閉)	タービン蒸気加減弁急速閉用 計装ラック	H22-P850	-	計装ラック	クラス1	As
計測制御系統設備	一次冷却材流量 計測装置 (残留熱除去系 系統流量)	残留熱除去系(C)計装ラック	H22-P052	-	計装ラック	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置 (低圧炉心スプレ イ系系統流量)	低圧炉心スプレイ系計装ラッ ク	H22-P055	-	計装ラック	クラス2	A
	一次冷却材流量 計測装置 (高圧炉心スプレ イ系系統流量)	高圧炉心スプレイ系計装ラッ ク	H22-P056	-	計装ラック	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系系統流 量)	漏えい検出系(A)計装ラック	H22-P057	-	計装ラック	ノンクラス	As
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉隔離時 冷却系ポンプ吐 出圧力)(原子炉 隔離時冷却系系 統流量)	原子炉隔離時冷却系 (原子炉冷却系)計装ラック	H22-P064	-	計装ラック	クラス1	As
	一次冷却材流量 計測装置 (復水系復水流 量)	復水系計装ラック	H22-P203	-	計装ラック	ノンクラス	B
	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器入口導電率) (原子炉冷却材 浄化系ろ過脱塩 器出口導電率) (復水浄化系復 水ろ過装置入口 導電率) (復水浄化系復 水脱塩装置出口 導電率)	原子炉水サンプル分析ラック	H22-P451	-	計装ラック	ノンクラス	C
		復水浄化系サンプル分析ラッ ク	H22-P504	-	計装ラック	ノンクラス	C
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリ ング設備	主蒸気管放射線モニタA	D11-RE-070	A	検出器	クラス3	As
		主蒸気管放射線モニタB		B	検出器	クラス3	As
		主蒸気管放射線モニタC		C	検出器	クラス3	As
		主蒸気管放射線モニタD		D	検出器	クラス3	As
	排ガス放射線モニタ(除湿冷却 器出口)	排ガス放射線モニタ(除湿冷却 器出口)	D11-RE-001	-	検出器	クラス3	C
		排ガス放射線モニタ(ホールド アップ塔出口)A		A	検出器	クラス3	C
		排ガス放射線モニタ(ホールド アップ塔出口)B		B	検出器	クラス3	C
	排ガス線形放射線モニタ	D11-RE-002	-	検出器	ノンクラス	C	
	グランド蒸気復水器及び復水 器真空ポンプ 排ガス放射線モニタ	D11-RE-026	-	検出器	ノンクラス	C	

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリング設備	燃料取替エリア排気放射線モニタA	D11-RE-066	A	検出器	クラス3	A
		燃料取替エリア排気放射線モニタB		B	検出器	クラス3	A
		燃料取替エリア排気放射線モニタC		C	検出器	クラス3	A
		燃料取替エリア排気放射線モニタD		D	検出器	クラス3	A
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリング設備	気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタA	D11-RE-037	A	検出器	ノンクラス	C
		気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタB		B	検出器	ノンクラス	C
		気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタC		C	検出器	ノンクラス	C
		気体廃棄物処理系設備エリア 排気放射線モニタD		D	検出器	ノンクラス	C
	原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタA	D11-RE-067	A	検出器	クラス3	A	
		原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタB	B	検出器	クラス3	A	
		原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタC	C	検出器	クラス3	A	
		原子炉棟換気空調系 排気放射線モニタD	D	検出器	クラス3	A	
	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタA (SCIN)	D11-RE-058	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタB (SCIN)	D11-RE-062	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタA (IC)	D11-RE-047	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	非常用ガス処理系排ガス放射 線モニタB (IC)	D11-RE-052	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	排気筒放射線モニタA(SCIN)	D11-RE-047	A	検出器	クラス3	C	
	排気筒放射線モニタB(SCIN)		B	検出器	クラス3	C	
	排気筒放射線モニタA(IC)	D11-RE-052	A	検出器	クラス3	C	
	排気筒放射線モニタB(IC)		B	検出器	クラス3	C	
	原子炉補機冷却水系放射線 モニタA	D11-RE-068	A	検出器	ノンクラス	C	
	原子炉補機冷却水系放射線 モニタB		B	検出器	ノンクラス	C	
	高圧炉心スプレイディーゼル 補機冷却水系 放射線モニタ	D11-RE-069	-	検出器	ノンクラス	C	
	液体廃棄物処理系排水放射 線モニタ	D11-RE-082	-	検出器	ノンクラス	C	
	ドライウェルドレン放射線モニタ (LCW)	D11-RE-089	-	検出器	ノンクラス	C	
	ドライウェルドレン放射線モニタ (HCW)	D11-RE-090	-	検出器	ノンクラス	C	
	格納容器内雰囲気放射線モニタA ドライウェル	D23-RE-005	A	検出器	クラス2	A	
	格納容器内雰囲気放射線モニタB ドライウェル		B	検出器	クラス2	A	
	格納容器内雰囲気放射線モニタA サブレッショングンベン	D23-RE-006	A	検出器	クラス2	A	
	格納容器内雰囲気放射線モニタB サブレッショングンベン		B	検出器	クラス2	A	
	漏えい検出系ダスト放射線モニタ	E31-RE-152	-	検出器	ノンクラス	C	

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリング設備	プロセスマニタリング装置 区分 I	H11-P604-1	-	制御盤	クラス3	As
		プロセスマニタリング装置 区分 II	H11-P604-2	-	制御盤	クラス3	As
		プロセスマニタリング装置	H11-P604-3	-	制御盤	クラス3	C
		格納容器内雰囲気モニタ装置 区分 I	H11-P638	-	制御盤	クラス3	A
		格納容器内雰囲気モニタ装置 区分 II	H11-P639	-	制御盤	クラス3	A
放射線管理用計測装置	エリヤモニタリング設備 (原子炉建屋原子炉棟)	原子炉区域(A)	D21-RE-001	-	検出器	クラス3	C
		原子炉区域(B)	D21-RE-002	-	検出器	クラス3	C
		燃料貯蔵プールエリア(A)	D21-RE-003	-	検出器	クラス3	C
		燃料貯蔵プールエリア(B)	D21-RE-004	-	検出器	クラス3	C
		R/A 4F 南西側エリア	D21-RE-005	-	検出器	クラス3	C
		R/A 4F 南東側エリア	D21-RE-006	-	検出器	クラス3	C
		R/A 3F 北西側エリア	D21-RE-007	-	検出器	クラス3	C
		R/A 3F 南東側エリア	D21-RE-008	-	検出器	クラス3	C
		原子炉冷却材浄化系操作エリア	D21-RE-009	-	検出器	クラス3	C
		R/A 2F 南東側エリア	D21-RE-010	-	検出器	クラス3	C
		R/A 機器搬出入口	D21-RE-013	-	検出器	クラス3	C
		CRD水圧制御ユニット北側エリア	D21-RE-011	-	検出器	クラス3	C
		SRV補修室(B)	D21-RE-012	-	検出器	クラス3	C
		CRD水圧制御ユニット南側エリア	D21-RE-014	-	検出器	クラス3	C
		R/A B1F 北側通路	D21-RE-015	-	検出器	クラス3	C
		R/A B1F 南東側エリア	D21-RE-016	-	検出器	クラス3	C
		R/A B1F 南側通路	D21-RE-017	-	検出器	クラス3	C
		TIP駆動装置室	D21-RE-018	-	検出器	クラス3	C
		TIP装置室	D21-RE-019	-	検出器	クラス3	C
		CRD補修室	D21-RE-020	-	検出器	クラス3	C
		R/A B2F 南東側エリア	D21-RE-021	-	検出器	クラス3	C
		炉水サンプリング室	D21-RE-022	-	検出器	クラス3	C
		R/A B3F 南東側エリア	D21-RE-023	-	検出器	クラス3	C
		R/A B4F 北西側エリア	D21-RE-024	-	検出器	クラス3	C
		R/A B4F 南西側エリア	D21-RE-025	-	検出器	クラス3	C
エリヤモニタリング設備 (原子炉建屋付属棟)	エリヤモニタリング設備 (原子炉建屋付属棟)	An/A ドラム搬出入口	D21-RE-034	-	検出器	クラス3	C
		An/A B1F 北西側エリア	D21-RE-035	-	検出器	クラス3	C
		RW制御室	D21-RE-036	-	検出器	クラス3	C
		An/A B2F 南東側エリア	D21-RE-037	-	検出器	クラス3	C
		固化設備制御室	D21-RE-038	-	検出器	クラス3	C
		An/A B3F 北西側エリア	D21-RE-039	-	検出器	クラス3	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	エリアモニタリング設備 (原子炉建屋付属棟)	An/A B4F 北西側エリア	D21-RE-040	-	検出器	クラス3	C
		An/A B4F 南東側エリア	D21-RE-041	-	検出器	クラス3	C
		中央制御室	D21-RE-042	-	検出器	クラス3	C
放射線管理用計測装置	エリアモニタリング設備 (タービン建屋)	T/B オペレーティングフロア	D21-RE-026	-	検出器	クラス3	C
		T/B 2F 南側ハッヂエリア	D21-RE-027	-	検出器	クラス3	C
		復水給水系サンプリングラック室	D21-RE-028	-	検出器	クラス3	C
		復水ろ過脱塩装置制御室	D21-RE-029	-	検出器	クラス3	C
		T/B 機器搬出入口	D21-RE-030	-	検出器	クラス3	C
		T/B B1F 南側通路	D21-RE-031	-	検出器	クラス3	C
		排ガスモニタ室	D21-RE-032	-	検出器	クラス3	C
		T/B B2F 南側通路	D21-RE-033	-	検出器	クラス3	C
	エリアモニタリング設備(モニタ建屋)	モニタ建屋	D21-RE-043	-	検出器	クラス3	C
廃棄設備	液体破棄物処理系 (放射性ドレン移送系)	ドライウェルLCWサンプ液位	K11-LS-001	-	計器	ノンクラス	B
		ドライウェルHCWサンプ液位	K11-LS-101	-	計器	ノンクラス	B
計測制御系統設備	制御棒駆動系	制御棒駆動水ポンプ	C12-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	ほう酸水注入系	ほう酸水注入系ポンプ	C41-C001	A	電動機	クラス1	A
				B	電動機	クラス1	A
	原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置	原子炉冷却材再循環ポンプ MGセット	C81-C002 C81-C004	A	電動機	クラス3	C
				B	電動機	クラス3	C
原子炉冷却系統設備	原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ	B31-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
	残留熱除去系	残留熱除去系ポンプ	E11-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系ポンプ	E22-C001	-	電動機	クラス1	As
	低圧炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系ポンプ	E21-C001	-	電動機	クラス1	A
	原子炉補機冷却水系	原子炉補機冷却水ポンプ	P21-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
				D	電動機	クラス1	As
	原子炉補機冷却海水系	原子炉補機冷却海水ポンプ	P41-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
				D	電動機	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電設備	非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電機	R43-C001	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水系	高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却水ポンプ	P26-C001	-	電動機	クラス1	As
		高圧炉心スプレイディーゼル補機冷却海水ポンプ	P46-C002	-	電動機	クラス1	As
廃棄設備	放射線ドレン移送系	原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ	K11-C101	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
				E	電動機	クラス3	B
				F	電動機	クラス3	B
廃棄設備	放射線ドレン移送系	タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
		タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ	K11-C103	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
	気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系排ガスプロワ	N62-C001	-	電動機	クラス3	B
原子炉冷却系統設備	復水給水系	復水ポンプ	N21-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
	復水給水系	電動機駆動原子炉給水ポンプ	N38-C011	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	補給水系	復水移送ポンプ	P13-C001	A	電動機	クラス3	B
燃料設備	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系ポンプ	G41-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機	主発電機本体	N41-C001	-	発電機	クラス3	C
	励磁装置	主発電機AVR	-	-	調整器	クラス3	C
	主変圧器	主変圧器	S11	-	変圧器	クラス3	C
	所内変圧器	所内変圧器	R11HTR5	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
	2号高起動変圧器(第1, 2, 5号機共用)	2号高起動変圧器	S12	-	変圧器	クラス3	C
	低起動変圧器	低起動変圧器	S12-LSTR5	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
	発電機(保護絶電装置の種類)	発電機・変圧器保護絶電器盤	H11-P675-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機比率差動絶電器1	H11-P675-1-87GA1	-	絶電器	クラス3	C
		発電機比率差動絶電器2	H11-P675-1-87GA2	-	絶電器	クラス3	C
		発電機・主変圧器比率差動絶電器	H11-P675-1-87GMT	-	絶電器	クラス3	C
		距離絶電器(過電流保護)	H11-P675-1-44G	-	絶電器	クラス3	C
		発電機逆電力絶電器	H11-P675-1-67G	-	絶電器	クラス3	C
		発電機地絡絶電器1	H11-P675-1-64G1	-	絶電器	クラス3	C
		発電機地絡絶電器2	H11-P675-1-64G2	-	絶電器	クラス3	C
		発電機界磁喪失絶電器	H11-P675-1-40G	-	絶電器	クラス3	C
		発電機・変圧器過励磁絶電器	H11-P675-1-59/95G-A	-	絶電器	クラス3	C
			H11-P675-1-59/95G-1	-	絶電器	クラス3	C
			H11-P675-1-59/95G-2	-	絶電器	クラス3	C
	発電機逆相電流絶電器	H11-P675-1-46G1	-	絶電器	クラス3	C	
		H11-P675-1-46G2	-	絶電器	クラス3	C	
	励磁電源変圧器比率差動絶電器	H11-P675-1-87ET	-	絶電器	クラス3	C	
	励磁電源変圧器過電流絶電器	H11-P675-1-50·51ET	-	絶電器	クラス3	C	
	発電機初期励磁盤	H21-P318	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	スラスト軸受磨耗検出装置	N34-PS-101	A	計器	クラス3	C	
			B	計器	クラス3	C	
			C	計器	クラス3	C	
		N34-PS-100	A	計器	クラス3	C	
			B	計器	クラス3	C	
			C	計器	クラス3	C	

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機 (保護継電装置の種類)	発電機固定子冷却水喪失検出装置	N43-PT-022	A	変換器	クラス3	C
				B	変換器	クラス3	C
				C	変換器	クラス3	C
		N43-TE-032	A	計器	クラス3	C	C
			B	計器	クラス3	C	C
			C	計器	クラス3	C	C
		固定子冷却計装ラック	H22-P271	-	計装ラック	クラス3	C
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	H21-P318-64GF	-	継電器	クラス3	C
		発電機電圧不平衡継電器(警報用)	H11-P675-1-60G	-	継電器	クラス3	C
		水素純度低検出装置(警報用)	N42-H2E-032	-	計器	クラス3	C
		水素冷却計装ラック	H22-P272	-	計装ラック	クラス3	C
		水素温度高検出装置(警報用)	N41-TE-001	-	計器	クラス3	C
			N41-TE-002	-	計器	クラス3	C
			N41-TE-004	-	計器	クラス3	C
			N41-TE-005	-	計器	クラス3	C
			N42-PT-030	-	計器	クラス3	C
		水素圧力低検出装置(警報用)	N42-PT-030	-	計器	クラス3	C
		発電機固定子冷却水温度高検出装置(警報用)	N43-TE-030	-	計器	クラス3	C
		発電機冷却監視盤	H21-P313	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
主変圧器 (保護継電装置の種類)	発電機・主変圧器比率差動継電器	距離継電器(過電流保護)	H11-P675-1-44G	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87MT	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器後備保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		主変圧器中性点過電流継電器	551GN	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器温度高継電器(警報用)	S11-26M	-	計器	クラス3	C
		主変圧器衝撃油圧継電器(警報用)	S11-69M	-	計器	クラス3	C
		所内変圧器5A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-5A	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-5B	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-5A	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-5B	-	継電器	クラス3	C
所内変圧器 (保護継電装置の種類)	所内変圧器温度高継電器(警報用)	R11-TIS-011	A	計器	クラス3	C	C
			B	計器	クラス3	C	C
	所内変圧器衝撃油圧継電器(警報用)	R11-PS-001	A	計器	クラス3	C	C
			B	計器	クラス3	C	C
	2号高起動変圧器 (保護継電装置の種類)	2号高起動変圧器主保護盤1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		2号高起動変圧器主保護盤2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		2号高起動変圧器後備保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動継電器1	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動継電器2	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流継電器1	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流継電器2	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器中性点過電流継電器	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器温度高継電器(警報用)	-	-	計器	クラス3	C
		2号高起動変圧器衝撃油圧継電器(警報用)	-	-	計器	クラス3	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
電気設備	低起動変圧器 (保護継電装置の種類)	低起動変圧器保護継電器盤	H11-P675-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		低起動変圧器5SA比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-5A	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器5SB比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-5B	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器5SA過電流継電器	H11-P675-2-51LST-5A	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器5SB過電流継電器	H11-P675-2-51LST-5B	-	継電器	クラス3	C	
		低起動変圧器温度高継電器 (警報用)	26D	A	計器	クラス3	C	
				B	計器	クラス3	C	
		低起動変圧器衝撃油圧継電器 (警報用)	96-PT-1	A	計器	クラス3	C	
				B	計器	クラス3	C	
		発電機並列用 500kV遮断器	#5BANK 遮断器	O25	-	遮断器	クラス3	C
		発電機並列用 500kV遮断器 (保護継電装置の種類)	500kV 5号母線保護盤 1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
			500kV 5号母線保護継電器 1 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #5 BPR(1)	-	継電器	クラス3	C
		500kV 5号母線保護盤 2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
			500kV 5号母線保護継電器 2 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #5 BPR(2)	-	継電器	クラス3	C
		5号 500kV表示線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		表示線継電器	517-1,2,3	-	継電器	クラス3	C	
		OFケーブル表示線保護盤	H11-P920-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		表示線継電器	517-1,2,3	-	継電器	クラス3	C	
		発電機比率差動継電器1	H11-P675-1-87GA1	-	継電器	クラス3	C	
		発電機比率差動継電器2	H11-P675-1-87GA2	-	継電器	クラス3	C	
		発電機・主変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87GMT	-	継電器	クラス3	C	
		距離継電器(過電流保護)	H11-P675-1-44G	-	継電器	クラス3	C	
		発電機逆電力継電器	H11-P675-1-67G	-	継電器	クラス3	C	
		発電機地絡継電器1	H11-P675-1-64G1	-	継電器	クラス3	C	
		発電機地絡継電器2	H11-P675-1-64G2	-	継電器	クラス3	C	
		発電機界磁喪失継電器	H11-P675-1-40G	-	継電器	クラス3	C	
		発電機・変圧器過励磁継電器	H11-P675-1-59/95G-A	-	継電器	クラス3	C	
			H11-P675-1-59/95G-1	-	継電器	クラス3	C	
			H11-P675-1-59/95G-2	-	継電器	クラス3	C	

**柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧**

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機並列用 500kV遮断器 (保護絶電装置の種類)	発電機逆相電流継電器 1	H11-P675-1-46G1	-	継電器	クラス3	C
		発電機逆相電流継電器 2	H11-P675-1-46G2	-	継電器	クラス3	C
		5号発電機脱調分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機脱調分離継電器	556	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87MT	-	継電器	クラス3	C
		主変圧器中性点過電流継電器	551GN	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-5A	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-5B	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-5A	-	継電器	クラス3	C
		所内変圧器5B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-5B	-	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87ET	-	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器過電流継電器	H11-P675-1-50-51ET	-	継電器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	025	計器	クラス3	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	母線用500kV遮断器(第1, 2, 5号機共用)	母線用遮断器	O30	-	遮断器	クラス3	C
			O40	-	遮断器	クラス3	C
	(保護継電装置の種類)	500kV 4号母線保護盤 1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 4号母線保護継電器 1 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #4 BPR(1)	-	継電器	クラス3	C
		500kV 4号母線保護盤 2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 4号母線保護継電器 2 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #4 BPR(2)	-	継電器	クラス3	C
		500kV 5号母線保護継電器 1 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #5 BPR(1)	-	継電器	クラス3	C
		500kV 5号母線保護継電器 2 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #5 BPR(2)	-	継電器	クラス3	C
		500kV 4号母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 4号母線分離継電器	500kV #4 BDR	-	継電器	クラス3	C
		500kV 5号母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 5号母線分離継電器	500kV #5 BDR	-	継電器	クラス3	C
	(保護継電装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報用)	-	O30	計器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O40	計器	クラス3	C
		2号高起動変圧器受電用遮断器	O82	-	遮断器	クラス3	C
		500kV 4号母線保護継電器 1 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #4 BPR(1)	-	継電器	クラス3	C
		500kV 4号母線保護継電器 2 (母線保護比率差動継電器) (母線高速後備継電器)	500kV #4 BPR(2)	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動継電器 1	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動継電器 2	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流継電器 1	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流継電器 2	-	-	継電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器中性点過電流継電器	-	-	継電器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O82	計器	クラス3	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	母線受電用66kV遮断器(2号高起動変圧器より) (保護继電装置の種類)	66kV受電用遮断器	O112	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 甲母線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 甲母線保護繼電器 (母線保護比率差動繼電器)	-	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 乙母線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 乙母線保護繼電器 (母線保護比率差動繼電器)	-	-	繼電器	クラス3	C
		66kV母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		母線地絡過電圧繼電器	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動繼電器 1	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器比率差動繼電器 2	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流繼電器 1	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器過電流繼電器 2	-	-	繼電器	クラス3	C
		2号高起動変圧器中性点過電流繼電器	-	-	繼電器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O112	計器	クラス3	C
	母線用66kV遮断器(第1, 2, 5号機共用) (保護继電装置の種類)	66kV母線用遮断器	O120	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線保護盤 1	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 母線保護繼電器 1 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(1)	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線保護盤 2	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 母線保護繼電器 2 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(2)	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線分離盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV 母線分離繼電器	66kV BDR	-	繼電器	クラス3	C
	連絡用66kV遮断器(第1, 2, 5号機共用)	ガス圧力低継電器(警報用)	-	O120	計器	クラス3	C
		66kV連絡用遮断器	O130	-	遮断器	クラス3	C
			O140	-	遮断器	クラス3	C
			O150	-	遮断器	クラス3	C
			O160	-	遮断器	クラス3	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
							クラス3
電気設備	連絡用66kV遮断器(第1, 2, 5号機共用) (保護継電装置の種類)	66kV 甲母線保護繼電器 (母線保護比率差動繼電器)	-	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 乙母線保護繼電器 (母線保護比率差動繼電器)	-	-	繼電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	-	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 1 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(1)	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 2 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(2)	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線地絡後備盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	66kV OVG	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線連絡回線A保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		電流差動継電器 A	-	-	繼電器	クラス3	C
		66kV 母線連絡回線B保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		電流差動継電器 B	-	-	繼電器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O130	計器	クラス3	C
			-	O140	計器	クラス3	C
			-	O150	計器	クラス3	C
			-	O160	計器	クラス3	C
低起動変圧器受電用66kV遮断器	低起動変圧器5SA受電用遮断器	05SA	-	遮断器	クラス3	C	
	低起動変圧器5SB受電用遮断器	05SB	-	遮断器	クラス3	C	
	66kV 母線保護継電器 1 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(1)	-	繼電器	クラス3	C	
	66kV 母線保護継電器 2 (母線保護比率差動繼電器)	66kV BPR(2)	-	繼電器	クラス3	C	
	母線地絡過電圧継電器	64	-	繼電器	クラス3	C	

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	低起動変圧器受電用66kV遮断器(保護継電装置の種類)	低起動変圧器5SA比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-5A	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-5B	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SA過電流継電器	H11-P675-2-51LST-5A	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB過電流継電器	H11-P675-2-51LST-5B	-	継電器	クラス3	C
		LSTr5SA回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器5SA過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SA地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SA方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
		LSTr5SB回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器5SB過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器5SB方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報用)	-	O5SA	計器	クラス3	C
		-	O5SB	計器	クラス3	C	
	補助ボイラー受電用66kV遮断器	4A補助ボイラーしや断器	O116	-	遮断器	クラス3	C
		4B補助ボイラーしや断器	O117	-	遮断器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 1 (母線保護比率差動継電器)	66kV BPR(1)	-	継電器	クラス3	C
		66kV 母線保護継電器 2 (母線保護比率差動継電器)	66kV BPR(2)	-	継電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4A回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		補助ボイラ4A過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4A地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4A方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4B回線保護盤	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		補助ボイラ4B過電流継電器	51	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4B地絡過電圧継電器	64	-	継電器	クラス3	C
		補助ボイラ4B方向地絡継電器	67	-	継電器	クラス3	C
	ガス圧力低継電器(警報用)	-	O116	計器	クラス3	C	C
		-	O117	計器	クラス3	C	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	所内母線受電用 6.9kV遮断器 所内母線一起動 母線連絡用6.9kV 遮断器 負荷用6.9kV遮断器	6.9kV M/C 5A-1	M/C5A-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5A-2	M/C5A-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5B-1	M/C5B-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5B-2	M/C5B-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5SA-1	M/C5SA-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5SA-2	M/C5SA-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5SB-1	M/C5SB-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV M/C 5SB-2	M/C5SB-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	所内母線一起動 母線連絡用6.9kV 遮断器 負荷用6.9kV遮断器 ディーゼル発電 機用6.9kV遮断器	6.9kV M/C 5C	M/C5C	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV M/C 5D	M/C5D	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV M/C 5H	M/C5H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
	中性点接地装置 (発電機、主変圧器)	発電機中性点接地装置盤	H21-P320	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置 (所内変圧器)	所内変圧器中性点接地装置 5A-1	H21-P371A	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器中性点接地装置 5A-2	H21-P372A	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器中性点接地装置 5B-1	H21-P371B	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器中性点接地装置 5B-2	H21-P372B	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置 (高起動変圧器)	2号高起動変圧器 中性点接地装置	-	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置 (低起動変圧器)	低起動変圧器 5SA 中性点接地装置 5SA-1	H21-X003A-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器 5SA 中性点接地装置 5SA-2	H21-X003A-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器 5SB 中性点接地装置 5SB-1	H21-X003B-1	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器 5SB 中性点接地装置 5SB-2	H21-X003B-2	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
	所内母線受電用 6.9kV遮断器 (保護継電装置 の種類)	過電流継電器	M/C 5A-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-1B	51	継電器	クラス3	C
	起動母線受電用 6.9kV遮断器 (保護継電装置 の種類)	起動母線過電流継電器	M/C 5SA-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5SA-2-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5SB-1-1B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5SB-2-1B	51	継電器	クラス3	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	所内母線一起動母線連絡用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	連絡母線過電流継電器	M/C 5A-1-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-2B	51	継電器	クラス3	C
			M/C 5C-1B	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5C-8A	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5D-1B	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5D-8A	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5H-1B	51	継電器	クラス3	As
			M/C 5H-3A	51	継電器	クラス3	As
	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5A-1-3A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-4A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-4B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-5A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-5B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-6A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-6B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-7A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-1-7B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-3A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-4A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-4B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-5A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-5B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-6A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-6B	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-7A	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-7B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-8A	50/51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-8B	49/50 /51	継電器	クラス3	C
			M/C 5A-2-9A	50/51	継電器	クラス3	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5B-1-3A	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-4A	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-4B	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-5A	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-5B	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-6A	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-6B	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-7A	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-1-7B	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-3A	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-4A	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-4B	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-5A	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-5B	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-6A	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-6B	50/51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-7A	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-7B	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-8A	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
			M/C 5B-2-8B	49/50 /51	繼電器	クラス3	C
電気設備	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5C-2A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-2B	50/51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-3A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-4A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-4B	50/51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-5A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-5B	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-6A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-6B	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-7A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5C-7B	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5D-2A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5D-2B	50/51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5D-3A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5D-4B	50/51	繼電器	クラス1	As
			M/C 5D-5A	49/50 /51	繼電器	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	負荷用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 5D-5B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-6A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-6B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5D-7B	49/50 /51	継電器	クラス1	As
			M/C 5H-2A	50/51	継電器	クラス1	As
			M/C 5H-4A	49/50 /51	継電器	クラス1	As
電気設備	ディーゼル発電機用6.9kV遮断器 (保護継電装置の種類)	発電機比率差動継電器	R43-87DA	-	継電器	クラス1	As
			R43-87DB	-	継電器	クラス1	As
			R43-87DH	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電流継電器	R43-51VDA	-	継電器	クラス1	As
			R43-51VDB	-	継電器	クラス1	As
			R43-51VDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DA	-	継電器	クラス1	As
			R43-67DB	-	継電器	クラス1	As
			R43-67DH	-	継電器	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(発電機) (保護継電装置の種類)	発電機比率差動継電器	R43-87DA	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DA	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電流継電器	R43-51VDA	-	継電器	クラス1	As
		発電機地絡継電器(警報用)	R43-64GDA	-	継電器	クラス1	As
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	R43-64FDA	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電圧継電器(警報用)	R43-59DA	-	継電器	クラス1	As
		発電機比率差動継電器	R43-87DB	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DB	-	継電器	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(発電機) (保護継電装置の種類)	発電機過電流継電器	R43-51VDB	-	継電器	クラス1	As
		発電機地絡継電器(警報用)	R43-64GDB	-	継電器	クラス1	As
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	R43-64FDB	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電圧継電器(警報用)	R43-59DB	-	継電器	クラス1	As
		発電機比率差動継電器	R43-87DH	-	継電器	クラス1	As
		発電機逆電力継電器	R43-67DH	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電流継電器	R43-51VDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機地絡継電器(警報用)	R43-64GDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機界磁地絡継電器(警報用)	R43-64FDH	-	継電器	クラス1	As
		発電機過電圧継電器(警報用)	R43-59DH	-	継電器	クラス1	As
		ディーゼル発電機A リアクタ盤ESS-I	H21-P103A	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機B リアクタ盤ESS-II	H21-P103B	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機HPCS リアクタ盤ESS-III	H21-P103H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
非常用ディーゼル発電設備(発電機) (励磁装置)	ディーゼル発電機A自動電圧調整器盤ESS-I	ディーゼル発電機A自動電圧調整器盤ESS-I	H21-P101A	-	調整器	クラス1	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(発電機) (中性点接地装置)	ディーゼル発電機A 中性点接地装置盤ESS- I	H21-P106A	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機B 中性点接地装置盤ESS- II	H21-P106B	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		ディーゼル発電機HPCS 中性点接地装置盤ESS- III	H21-P106H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	T49-B001	A B	電気ヒータ 電気ヒータ	クラス1 クラス1	A A
計測制御系統設備	制御棒駆動系	制御棒駆動水加熱器	C12-D007	-	電気ヒータ	クラス3	B
計測制御系統設備	制御棒駆動系	制御棒駆動水加熱器	C12-D007	-	タンク	ノンクラス	B
原子炉格納施設	原子炉格納容器貫通部	高圧動力	X-100	A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		低圧動力	X-101	A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
原子炉格納施設	原子炉格納容器貫通部	制御・計装	X-102	A B C D E	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D E	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		計装	X-103	A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
その他の発電装置	蓄電池及び充電器	制御・計装	X-104	A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		制御・計装	X-105	A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B C D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				A B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		直流250V充電器 常用	R42-P003	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		直流250V充電器 予備	R42-P004	-	制御盤 電源盤	クラス3	C
		直流125V充電器盤 5A	R42-P006A	A	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器盤 5B	R42-P006B	B	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器盤 予備	R42-P008	-	制御盤 電源盤	クラス3	As

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
その他の発電装置	蓄電池及び充電器	直流125VHPCS充電器 常用	R42-P006H	-	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125VHPCS充電器 予備	R42-P008H	-	制御盤 電源盤	クラス3	As
		125V蓄電池5A	-	A	蓄電池	クラス1	As
		125V蓄電池5B	-	B	蓄電池	クラス1	As
		125V蓄電池HPCS	-	-	蓄電池	クラス1	As
		250V蓄電池	-	-	蓄電池	クラス3	C
	バイタル交流電源設備	バイタル交流電源装置5A	R46	A	制御盤 電源盤	クラス1	As
		バイタル交流電源装置5B	R46	B	制御盤 電源盤	クラス1	As
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	タービンバイパス弁	N37-F001A	1	弁	クラス2	B
				3	弁	クラス2	B
				5	弁	クラス2	B
				7	弁	クラス2	B
			N37-F001B	2	弁	クラス2	B
				4	弁	クラス2	B
				6	弁	クラス2	B
				8	弁	クラス2	B
	復水給水系	第1給水加熱器	N21-B001	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
		第2給水加熱器	N21-B002	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
		第3給水加熱器	N21-B003	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第4給水加熱器	N21-B004	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第5給水加熱器	N21-B005	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
原子炉冷却系統設備	第6給水加熱器	N21-B006	A	給水加熱器	クラス3	B	
			B	給水加熱器	クラス3	B	
			C	給水加熱器	クラス3	B	
	第2給水加熱器ドレン冷却器	N21-B009	A	給水加熱器	クラス3	B	
			B	給水加熱器	クラス3	B	
	第6給水加熱器ドレン冷却器	N21-B010	A	給水加熱器	クラス3	B	
			B	給水加熱器	クラス3	B	
			C	給水加熱器	クラス3	B	
	タービン駆動原子炉給水ポン	N38-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
給水加熱器ドレンペント系	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	N38-C002	A	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
			B	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
	電動機駆動原子炉給水ポン	N38-C011	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	復水ポンプ	N21-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
			C	立形ポンプ	クラス3	B	
	主配管	-	-	配管	クラス3	B	
復水浄化系	復水ろ過装置復水ろ過器	N26-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			C	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			D	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			E	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			F	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			G	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			H	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			I	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			J	ろ過脱塩器	クラス3	B	
	復水脱塩装置復水脱塩塔	N27-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			C	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			D	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			E	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			F	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			G	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			H	ろ過脱塩器	クラス3	B	

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	復水浄化系	復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔	N27-D003	-	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
		復水脱塩装置陰イオン樹脂再生塔	N27-D004	-	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
	抽気系	主配管	-	-	配管	クラス3	B
	タービン補助蒸気系	主配管	-	-	配管	クラス3	B
	計測制御系統設備	計装用圧縮空気系	P52-A003	-	タンク	クラス3	C
		計装用圧縮空気系空気貯槽 安全弁	P52-F006	-	弁	クラス3	C
		計装用圧縮空気系空気圧縮	P52-C001	A B	空気圧縮機 空気圧縮機	クラス3 クラス3	C C
		主配管1	-	-	配管	クラス3	C
		主配管2	-	-	配管	ノンクラス	C
		計装用圧縮空気系除湿装置	P52-A005	A B C D	除湿塔 除湿塔 除湿塔 除湿塔	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	C C C C
廃棄設備	気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系排ガス予熱器	N62-B001	A B	熱交換器 熱交換器	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系排ガス復水器	N62-B002	A B	熱交換器 熱交換器	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系除湿冷却	N62-B003	A B	熱交換器 熱交換器	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系排ガスプロワ	N62-C001	-	ファン	クラス2	B
		気体廃棄物処理系排ガス再結合器	N62-D001	A B	タンク タンク	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系脱湿塔	N62-D005	A B	除湿塔 除湿塔	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系前置フィルタ	N62-D004	A B	フィルタ フィルタ	クラス2 クラス2	B B
		気体廃棄物処理系活性炭式希ガスホールドアップ塔	N62-D007	A B C D E F G H	タンク タンク タンク タンク タンク タンク タンク タンク	クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2 クラス2	B B B B B B B B
			N62-D008	A	タンク	クラス2	B
			N62-D008	B	タンク	クラス2	B
			N62-D009	-	空気抽出器	クラス2	B
			N62-D030	-	配管	クラス2	B
			N62-B005	A	熱交換器	クラス2	B
			N62-B005	B	熱交換器	クラス2	B
			主配管	-	配管	クラス2	B
	液体廃棄物処理系	タービン建屋低電導度廃液サンプ	K11-A003	A B	タンク タンク	クラス3 クラス3	B B
		タービン建屋高電導度廃液サンプ	K11-A103	A B	タンク タンク	クラス3 クラス3	B B
		タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A B C D	立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	B B B B
		タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ	K11-C103	A B C D	立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ 立形ポンプ	クラス3 クラス3 クラス3 クラス3	B B B B
			主配管	-	配管	クラス3	B
蒸気タービン	蒸気タービン	高圧タービン	N31-C001	-	主タービン	クラス3	B
		低圧タービン	N31-C002	A B C	主タービン 主タービン 主タービン	クラス3 クラス3 クラス3	B B B
		リード管	-	-	配管	クラス3	B
		クロスアラウンド管	-	-	配管	クラス3	B
		第1抽気管	-	-	配管	クラス3	B
		第2抽気管	-	-	配管	クラス3	B
		第3抽気管	-	-	配管	クラス3	B

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
蒸気タービン	蒸気タービン	第4抽気管	-	-	配管	クラス3	B
		蒸化器加熱蒸気管	-	-	配管	クラス3	B
		湿分分離器	N35-D001	A	湿分分離器	クラス3	B
			N35-D001	B	湿分分離器	クラス3	B
	調速装置及び非常調速装置の種類	調速装置	-	-	主タービン	クラス3	B
		非常調速装置	-	-	主タービン	クラス3	B
	復水器	復水器	N61-B001	A	復水器	クラス3	B
				B	復水器	クラス3	B
				C	復水器	クラス3	B
		復水浄化ポンプ	N25-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
		復水器真空ポンプ	N21-C009	-	横形ポンプ	ノンクラス	B
		循環水ポンプ	N71-C001	A	立形ポンプ	クラス3	C
				B	立形ポンプ	クラス3	C
				C	立形ポンプ	クラス3	C
	起動停止用蒸気式空気抽出器	起動停止用蒸気式空気抽出器	N21-D019	-	空気抽出器	クラス3	B
			N21-D020	-	空気抽出器	クラス3	B
		復水ヘッドタンク	N25-A001	-	タンク	クラス3	B
蒸気タービン	蒸気タービンに附属する熱交換器	グランド蒸気蒸化器	N33-B001	-	熱交換器	クラス3	B
		グランド蒸気復水器	N33-B002	-	熱交換器	クラス3	B
		蒸気式空気抽出器	N21-B007	-	空気抽出器	クラス3	B
	蒸気タービンに附属する管	主蒸気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		タービン補助蒸気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		抽気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		タービングランド蒸気系の管	-	-	配管	クラス3	B
		復水器空気抽出系の管	-	-	配管	クラス3	B
		復水給水系の管	-	-	配管	クラス3	B
		給水加熱器ドレンベント系の管	-	-	配管	クラス3	B
		復水浄化系の管	-	-	配管	クラス3	B
		グランド蒸気蒸化器加熱蒸気減圧弁	N36-F051	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
		グランド蒸気減圧弁	N33-F012	A	弁	クラス3	B
			N33-F015	B	弁	クラス3	B
		起動用グランド蒸気減圧弁	N33-F027	-	弁	クラス3	B
		グランド蒸気蒸化器加熱蒸気安全弁	N36-F055	-	弁	クラス3	B
			N36-F056	-	弁	クラス3	B
			N36-F057	-	弁	クラス3	B
			N36-F058	-	弁	クラス3	B
		グランド蒸気管安全弁	N33-F040	-	弁	クラス3	B
			N33-F041	-	弁	クラス3	B
			N33-F042	-	弁	クラス3	B
放射線管理設備	タービン建屋換気空調系	T/B送風機	U41-C301	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
		T/B排風機	U41-C302	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
補助ボイラー	補助ボイラーに附属する管	所内蒸気系タービン建屋入口減圧弁	P61-F023	-	弁	クラス3	C
		所内蒸気系タービン建屋入口安全弁	P61-F054	-	弁	クラス3	C
廃棄設備	廃棄物貯蔵設備	濃縮廃液タンク	K22-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽	K21-A001	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽	K21-A051	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
				C	ブルーライニング	クラス3	B
				D	ブルーライニング	クラス3	B
		使用済樹脂槽	K21-A021	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプ	K11-A002	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	放射性ドレン移送系	原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプ	K11-A102	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		サービス建屋高電導度廃液サンプ	K11-A111	-	タンク	クラス3	B
		サービス建屋シャワードレンサンプ	K11-A601	-	タンク	ノンクラス	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	原子炉建屋付属棟低電導度 廃液サンプポンプ	K11-C002	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		原子炉建屋付属棟高電導度 廃液サンプポンプ	K11-C102	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		サービス建屋高電導度廃液 サンプポンプ	K11-C111	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
		サービス建屋シャワードレン サンプポンプ	K11-C601	A	立形ポンプ	ノンクラス	C
				B	立形ポンプ	ノンクラス	C
		焼却炉建屋高電導度廃液サ ンプ	K11-A251	-	タンク	クラス3	B
		焼却炉建屋高電導度廃液サ ンプポンプ	K11-C251	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	圧力抑制室プール水サージボ ンブ室高電導度廃液サンプ	K11-A112	-	タンク	クラス3	B
		圧力抑制室プール水サージボ ンブ室高電導度廃液サンプボ ンブ	K11-C112	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	C
		低電導度廃液系収集槽	K12-A001	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
				C	ブルーライニング	クラス3	B
		低電導度廃液系サンブル槽	K12-A004	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		低電導度廃液系収集ポンプ	K12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		低電導度廃液系サンブルポン プ	K12-C004	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		低電導度廃液系ろ過器	K12-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		低電導度廃液系脱塩塔	K12-D003	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系 高電導度廃液系	高電導度廃液系収集タンク	K13-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
				D	タンク	クラス3	B
		高電導度廃液系蒸留水タンク	K13-A005	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		高電導度廃液系サンブル槽	K13-A002	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		高電導度廃液系貯留槽	K13-A003	A	ブルーライニング	クラス3	B
				B	ブルーライニング	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置加 熱器	K13-D005	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置復 水器	K13-B001	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
		高電導度廃液系収集ポンプ	K13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
				D	横形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置循 環ポンプ	K13-C005	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系蒸留水ポン プ	K13-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系サンブルポン プ	K13-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		高電導度廃液系貯留水ポン プ	K13-C004	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
		高電導度廃液系濃縮装置蒸 発缶	K13-D004	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		高電導度廃液系濃縮装置蒸 発デミスタ	K13-D006	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
		高電導度廃液系脱塩塔	K13-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	シャワードレン系収集タンク	K16-A002	A	タンク	ノンクラス	C
				B	タンク	ノンクラス	C
		シャワードレン系収集ポンプ	K16-C002	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C
		シャワードレン系受タンク	K16-A001	-	タンク	ノンクラス	C
		シャワードレン系受ポンプ	K16-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C
		シャワードレン系ろ過器	K16-D001	A	ろ過脱塩器	ノンクラス	C
				B	ろ過脱塩器	ノンクラス	C
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	洗濯廃液系受タンク	K14-A005	A	タンク	ノンクラス	B
				B	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系受ポンプ	K14-C005	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		洗濯廃液系ろ過機	K14-D013	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
				C	横形ポンプ	ノンクラス	B
		主配管	-	-	配管	ノンクラス	B
		圧力抑制室プール水サービング	U49-C001	-	横形ポンプ	ノンクラス	B
		圧力抑制室プール水サービティング	U49-A001	-	タンク	クラス3	B
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	主配管	-	-	配管	ノンクラス	B
		復水浄化系逆洗水受タンク	K21-A041	-	タンク	クラス3	B
		廃スラッジ系受タンク	K21-A061	-	タンク	クラス3	B
		原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ	K21-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		復水浄化系逆洗水移送ポンプ	K21-C041	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		使用済樹脂槽デカントポンプ	K21-C021	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ	K21-C051	A	横形ポンプ	クラス3	B
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 濃縮廃液系	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 濃縮廃液系	廃スラッジ系受ポンプ	K21-C061	-	横形ポンプ	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
		廃スラッジ抜き装置	K21-D010	-	立形ポンプ	クラス3	B
		焼却炉建屋廃スラッジタンク	K21-A001	-	タンク	クラス3	B
		焼却炉建屋廃スラッジポンプ	K21-C401	-	横形ポンプ	クラス3	B
		焼却炉建屋廃スラッジ供給ポンプ	K21-C402	-	横形ポンプ	クラス3	B
		濃縮廃液ポンプ	K22-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
		主配管	-	-	配管	クラス3	B
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 固化系	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 固化系	固化系乾燥機給液タンク	K23-A001	-	タンク	クラス3	B
		固化系粉体ホッパ	K23-A201	-	固化装置	クラス3	B
		固化系混合槽	K23-A203	-	固化装置	クラス3	B
		固化系ミストセパレータ	K23-D101	-	固化装置	クラス3	B
		固化系復水器	K23-B101	-	固化装置	クラス3	B
		固化系乾燥機給液ポンプ	K23-C001	-	固化装置	クラス3	B
		固化系乾燥機	K23-D001	-	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体移送機	K23-D201	-	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体供給機	K23-D202	-	固化装置	クラス3	B
		固化系ヘッドタンク	K23-A002	-	固化装置	クラス3	B
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 雑固体系	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 雑固体系	主配管	-	-	配管	クラス3	B
		排ガスクラー	K26-B001	-	熱交換器	クラス3	B
		焼却炉	K26-D001	-	焼却装置	クラス3	B
		排ガス前置フィルタ	K26-D002	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
		排ガスフィルタ	K26-D003	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
		排ガスプロワ	K26-C001	-	ファン	クラス3	B
放射線管理設備	換気設備 廃棄物処理区域 換気空調系	排ガス補助プロワ	K26-C002	-	ファン	クラス3	B
		排気筒	K26-D004	-	焼却装置	クラス3	B
		RW/Z送風機	U41-C151	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
				C	ファン	ノンクラス	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
放射線管理設備	換気設備 廃棄物処理区域 換気空調系	RW/Z排風機	U41-C152	A	ファン	ノンクラス	C	
				B	ファン	ノンクラス	C	
				C	ファン	ノンクラス	C	
		M/B送風機	U41-C751	A	ファン	ノンクラス	C	
				B	ファン	ノンクラス	C	
		S/B送風機	U41-C701	A	ファン	ノンクラス	C	
				B	ファン	ノンクラス	C	
		S/B排風機	U41-C702	A	ファン	ノンクラス	C	
				B	ファン	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋送風機	U41-2001	A	ファン	ノンクラス	C	
				B	ファン	ノンクラス	C	
補助ボイラ	補助ボイラ(4A)	胴	P62-D001A	4A	ボイラ	クラス3	C	
		胴取付の主な管台			ボイラ	クラス3	C	
	補助ボイラ(4B)	胴	P62-D001B	4B	ボイラ	クラス3	C	
		胴取付の主な管台			ボイラ	クラス3	C	
	補助ボイラの管	連絡管	-	-	配管	クラス3	C	
	安全弁	補助ボイラ用安全弁	P62-F047A	4A	弁	クラス3	C	
			P62-F048A	4A	弁	クラス3	C	
			P62-F047B	4B	弁	クラス3	C	
			P62-F048B	4B	弁	クラス3	C	
	補助ボイラに附属する給水設備 給水ポンプ	給水ポンプ	P62-C001	A	横形ポンプ	クラス3	C	
				B	横形ポンプ	クラス3	C	
				C	横形ポンプ	クラス3	C	
		循環ポンプ	P62-D001A	4A	横形ポンプ	クラス3	C	
			P62-D001B	4B	横形ポンプ	クラス3	C	
補助ボイラに附属する給水設備 貯水設備	補助ボイラに附属する給水設備 貯水設備	給水タンク	P62-A001	A	タンク	クラス3	C	
				B	タンク	クラス3	C	
	補助ボイラに附属するボイラ水処理設備 薬液注入装置	脱酸剤ポンプ	P62-C002	-	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
		低負荷用脱酸剤ポンプ	P62-C006	-	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
		清缶剤ポンプ	P62-C003	A	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
				B	往復動式ポンプ	ノンクラス	C	
	補助ボイラに附属する管 外径150mm以上の管	主蒸気管	-	-	配管	クラス3	C	
		給水管	-	-	配管	クラス3	C	
		所内蒸気系	-	-	配管	クラス3	C	
	補助ボイラに附属する管 蒸気だめ	蒸気だめ	P62-G001	A	配管	クラス3	C	
				B	配管	クラス3	C	
蒸気タービン	蒸気タービンに附属する給水処理設備	濃縮装置加熱器入口減圧弁	K13-F205	A	弁	ノンクラス	C	
				B	弁	ノンクラス	C	
		濃縮装置加熱器入口安全弁	K13-F246	A	弁	ノンクラス	C	
				B	弁	ノンクラス	C	
		純水タンク	Y41-A006C	No.3	タンク	ノンクラス	C	
				No.4	タンク	ノンクラス	C	
		純水処理装置	Y41	No.3	ろ過脱塩器	ノンクラス	C	
		純水移送ポンプ	P11-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	C	
廃棄設備		純水送水ポンプ	Y41-C029	B	横形ポンプ	ノンクラス	C	
				A	横形ポンプ	ノンクラス	C	
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C	
廃棄物貯蔵設備	濃縮廃液タンク液位	K22-LS-002	A	計器	ノンクラス	C		
			B	計器	ノンクラス	C		
			C	計器	ノンクラス	C		
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽液位	K21-LS-002	A	計器	ノンクラス	C		
復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽液位		K21-LS-021	B	計器	ノンクラス	C		
			A	計器	ノンクラス	C		
			C	計器	ノンクラス	C		
	使用済樹脂槽液位	K21-LS-031	D	計器	ノンクラス	C		
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプル液位	K11-LS-005	A	計器	ノンクラス	C		
			B	計器	ノンクラス	C		
		K11-LS-004	A	計器	ノンクラス	C		
			B	計器	ノンクラス	C		

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	タービン建屋低電導度廃液サンプル液位	K11-LS-011	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		原子炉建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-010	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-104	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
		原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-103	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
		タービン建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-111	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-110	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		タービン建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-121	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプル液位	K11-LS-120	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプル液位	K11-LS-131	-	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-130	-	計器	ノンクラス	C
		原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-LS-323	-	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-322	-	計器	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
		サービス建屋高電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-C102	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプルポンプ電動機	K11-C111	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 高電導度廃液系	サービス建屋シャワードレンサンプルポンプ電動機	K11-C601	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
			K12-LS-001	A	計器	ノンクラス	C
		低電導度廃液系サンブル槽液位		B	計器	ノンクラス	C
			K12-LS-010	C	計器	ノンクラス	C
		低電導度廃液系収集ポンプ電動機	K12-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		低電導度廃液系サンブルポンプ電動機	K12-C004	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系収集タンク液位	K13-LS-001	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
				D	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系蒸留水タンク液位	K13-LS-020	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系サンブル槽液位	K13-LS-030	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系貯留槽液位	K13-LS-040	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		高電導度廃液系収集ポンプ電動機	K13-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ電動機	K13-C005	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系蒸留水ポンプ電動機	K13-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系サンブルポンプ電動機	K13-C003	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		高電導度廃液系貯留水ポンプ電動機	K13-C004	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	シャワードレン系収集タンク液位	K16-LS-011	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		シャワードレン系収集ポンプ電動機	K16-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		シャワードレン系受タンク液位	K16-LS-001	-	計器	ノンクラス	C
			K16-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	復水浄化系逆洗水受タンク液位	K21-LS-010	-	計器	ノンクラス	C
		廃スラッジ系受タンク液位	K21-LS-040	-	計器	ノンクラス	C
		原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ電動機	K21-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		復水浄化系逆洗水移送ポンプ電動機	K21-C041	A	電動機	ノンクラス	C
		B	電動機	ノンクラス	C		
		復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ電動機	K21-C051	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
		使用済樹脂槽デカントポンプ電動機	K21-C021	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	廃スラッジ抜装置	廃スラッジ抜装置ポンプ電動機	K21-C081	-	電動機	ノンクラス	C
		廃スラッジ抜装置昇降装置電動機	K21-D010	-	電動機	ノンクラス	C
	濃縮廃液系	濃縮廃液ポンプ電動機	K22-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
	固化系	固化系乾燥機給液タンク液位	K23-LS-002	-	計器	ノンクラス	C
		固化系乾燥機給液ポンプ電動機	K23-C001	-	固化装置	ノンクラス	C
		固化系乾燥機電動機	K23-D001	-	固化装置	ノンクラス	C
		固化系粉体移送機電動機	K23-D201	-	固化装置	ノンクラス	C
		固化系粉体供給機電動機	K23-D202	-	固化装置	ノンクラス	C
漏えいの検出装置及び警報装置	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置	原子炉建屋付属棟低電導度廃液サンプル液位	K11-LS006	A	計器	ノンクラス	C
		B	計器	ノンクラス	C		
		タービン建屋低電導度廃液サンプル液位	K11-LS-012	A	計器	ノンクラス	C
		B	計器	ノンクラス	C		
		原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-105	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
				C	計器	ノンクラス	C
		床漏えい検出器継電器盤1	H21-P299-1	-	制御盤	ノンクラス	C
		原子炉建屋付属棟高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-112	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
	床漏えい検出器	床漏えい検出器継電器盤8	H21-P299-4	-	制御盤	ノンクラス	C
		タービン建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-122	A	計器	ノンクラス	C
				B	計器	ノンクラス	C
		床漏えい検出器継電器盤4	H21-P397	-	制御盤	ノンクラス	C
		サービス建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS-132	-	計器	ノンクラス	C
	サービス建屋	サービス建屋シャワードレンサンプル液位	K11-LS-324	-	計器	ノンクラス	C
		床漏えい検出器継電器盤6	H21-P531	-	制御盤	ノンクラス	C
		床漏えい検出器継電器盤6	H21-P531	-	制御盤	ノンクラス	C
廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	洗濯廃液系受タンク液位	K14-LS111	A-2	計器	ノンクラス	C
		B-2	計器	ノンクラス	C		
		洗濯廃液系受ポンプ電動機	K14-C005	A	電動機	ノンクラス	C
		B	電動機	ノンクラス	C		
		洗濯廃液系ろ過機電動機(高速用)	K14-C013	A	電動機	ノンクラス	C
		洗濯廃液系ろ過機電動機(低速用)	K14-C013	B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				A	電動機	ノンクラス	C
	漏えいの検出装置	洗濯廃液系受タンク室液位	U46-LS-501	-	計器	ノンクラス	C
		洗濯廃液系制御盤	H21-P690	-	制御盤	ノンクラス	C
廃棄設備	液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	焼却炉建屋高電導度廃液サンプル液位	K11-LS252	-	計器	ノンクラス	C
		K11-LS251	-	計器	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプルポンプ電動機	K11-C251	A	電動機	ノンクラス	C
		B	電動機	ノンクラス	C		

## 柏崎刈羽原子力発電所5号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	焼却炉建屋廃スラッジタンク液位	K21-LS401	-	計器	ノンクラス	C
		廃スラッジ系受ポンプ電動機	K21-C061	-	電動機	ノンクラス	C
		焼却炉建屋廃スラッジポンプ電動機	K21-C401	-	電動機	ノンクラス	C
		焼却炉建屋廃スラッジ供給ポンプ電動機	K21-C402	-	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	圧力抑制室プール水サージポンプ室高電導度廃液サンプ液位	K11-LS-140	-	計器	ノンクラス	C
			K11-LS-141	-	計器	ノンクラス	C
		圧力抑制室プール水サージポンプ室高電導度廃液サンプ電動機	K11-C112	A B	電動機 電動機	ノンクラス ノンクラス	C C
		圧力抑制室プール水サージタンク液位	U49-LS005	-	計器	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 圧力抑制室プール水排水系	圧力抑制室プール水サージポンプ電動機	U49-C001	-	電動機	ノンクラス	C
		漏えいの検出装置及び警報装置 流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置	K11-LS253	-	計器	ノンクラス	C
		焼却炉建屋床漏えい現場盤	H21-P811	-	制御盤	ノンクラス	C
		圧力抑制室プール水サージポンプ室高電導度廃液サンプ液位	K11-LS-142	-	計器	ノンクラス	C
		圧力抑制室プール水サージタンク液位	U46-LS-401	-	計器	ノンクラス	C
		床漏えい検出器継電器盤7	H21-P660	-	制御盤	ノンクラス	C
電気設備	変圧器	補助ボイラ用変圧器	P62-J004	A B	変圧器 変圧器	ノンクラス ノンクラス	C C
		補助ボイラ用変圧器比率差動継電器	P62-87	4A 4B	継電器 継電器	ノンクラス ノンクラス	C C
		補助ボイラ用変圧器過電流継電器	P62-57	4A 4B	継電器 継電器	ノンクラス ノンクラス	C C
		補助ボイラ(4A)電気盤	H21-P472A	4A	制御盤	ノンクラス	C
		補助ボイラ(4B)電気盤	H21-P472B	4B	制御盤	ノンクラス	C
		補助ボイラ用変圧器温度高継電器	P62-26	4A 4B	計器 計器	ノンクラス ノンクラス	C C
		補助ボイラ用変圧器衝撃油圧継電器	P62-96P	4A 4B	計器 計器	ノンクラス ノンクラス	C C
		給水ポンプ電動機	P62-C001	A B C	電動機 電動機 電動機	クラス3 クラス3 クラス3	C C C
		循環ポンプ電動機	P62-CPA P62-CPB	4A 4B	電動機 電動機	クラス3 クラス3	C C
放射線管理用計測装置	プロセスマニタリング設備	焼却炉建屋排気筒放射線モニタ	D11-RE002	A B	検出器 検出器	ノンクラス ノンクラス	C C
		エリアモニタリング設備	D21-RE003	-	検出器	ノンクラス	C
		焼却炉建屋放射線モニタ(灰ドラム検査エリア エリアモニタ)	D21-RE004	-	検出器	ノンクラス	C
	エリアモニタリング設備	焼却炉建屋放射線モニタ(トランク室 エリアモニタ)	D21-RE005	-	検出器	ノンクラス	C
		焼却炉建屋放射線モニタ(2階雑固体一時置場 エリアモニタ)	D21-RE006	-	検出器	ノンクラス	C
		焼却設備放射線モニタ盤	H14-P713	-	制御盤	ノンクラス	C

## 添付資料-2

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考			
条	の	項	号								
原	3	第3条 特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、この省令の規定によらない原子炉および蒸気タービンならびにこれらの附属設備の機能を損なわせない場合。	第3条(特殊な設計による施設) 1 本省令で規定によらない場合又は本解説に照らして同等性の判断が困難な場合にあっては、第3条によるものとし、 2 前項の認可を受ける者は、その理由および施設方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	第3条(特殊な設計による施設) 1 平成18年1月施行の本技術基準改正は、規制当局が定める要求事項は、性能規制の範囲内に在り、本規則に規定する安全機能を活用することができるよう、そのような事例として記載するため、本条文を規定している。 2 第3条に規定により申請する場合は、申請書の様式及び添付図面は、次とおりである。	第3条(特殊な設計による施設)	特殊な設計による施設	その他	-	特殊な設計による施設ができることがありその申請についての記載のため、分類をその他とした		
原	4	(防護施設の設置等) 第4条 原子炉施設及び一次冷却材又は二次冷却材による駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象(地すべり、断層、なだれ、高潮、津波、高潮、暴風雨、豪雨等)からその他の、地盤を含む、原子炉の安全性が損なわぬようその他の防護措置、防護施設、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺警戒区域の事業所、鉄道、道路等がある場合において、事業所における火災又は放電事故、危険物を搭載した車両等により原子炉の安全性が損なわぬよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により原子炉の安全性を損なううそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	第4条(防護施設の設置等) 1 第4条に規定する適切な措置を講じなければならないことは、供用中における運転管理等の運用上の位置を含む。 2 第4条に規定する適切な措置の範囲には、台風、雪害を含む。 3 第4条に規定する適切な措置を講じなければならないには、対象となる生産源から一定の距離を置くことを含む。 4 第3条の航空機落下に対する評価について、「平成14年7月29原院第1号」に基づき確認すること。この場合に於いて、設置許可申請時の航路に変更がないことにより確認すること。 (安全部設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) ・指記1 自然現象に対する設計上の考慮 ・指記2 供用期間中に想定される事象に対する設計上の考慮	第4条(防護施設の設置等) 1 第5条に定める耐震性の要求を除き、想定される自然災害又はほかからの人の為の災害により原子炉の安全性を損なうおそれのある場合に、その他の適切な措置を講じなければならない。 2 第3条に規定する適切な措置を講じなければならないには、対象となる生産源から一定の距離を置くことを含む。 3 第3条の航空機落下に対する評価指出記3-1外公、外飛機に対する設計上の考証の報続において、外公、外飛機には航空機落下が含まれるとおり、設置許可の際の審査基準として「航空機落下下確率の評価基準」が策定されていることから、この評価基準に適合しない場合には対策を講じることと規定している。 (開港全般設計審査指針) ・指記1 自然現象に対する設計上の考慮 ・指記2 外部人間事象に対する設計上の考慮	・自然現象に対する防護措置 ・周辺警戒区域に隣接する事業所、鉄道、道路等がある場合に、火災又は爆破事故、危険物を搭載した車両等の事故等に対する防護措置 ・航空機落下に対する防護措置	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			
原	4	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性のため、施設の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)ケーブル、原子炉制御室その他の原子炉の附属設備については、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)水素の漏洩設備等につき、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわぬよう設計すること。 ホ)放射線分離により発生した水素積蓄による水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれるこないといふ。次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性のため、施設の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)ケーブル、原子炉制御室その他の原子炉の附属設備については、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)水素の漏洩設備等につき、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわぬよう設計すること。 ホ)放射線分離により発生した水素積蓄による水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれるこないといふ。次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性のため、施設の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)ケーブル、原子炉制御室その他の原子炉の附属設備については、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)水素の漏洩設備等につき、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわぬよう設計すること。 ホ)放射線分離により発生した水素積蓄による水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項			
原	4	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消防設備を設置すること。 ロ)に定める他の設備及び消防設備は、火災時等に発生すると想定される自然現象によりその能力を損なわぬことがないこと。	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消防設備を設置すること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれるこないといふ。次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消防設備を設置すること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項			
原	4	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消防設備を設置すること。	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれるこないといふ。次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項			
原	4	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれるこないといふ。次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項			
原	4	2	1	二	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれるこないといふ。次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原	4	2	1	三	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じること。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわれるこないといふ。次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原	4	2	2		2 前項第2号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわぬものでなければならぬ。	2 前項第2号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわぬものでなければならぬ。	火災による損傷の防止(検出設備及び消火設備の故障等による安全設備の機能喪失防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項	

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項							
原 9	一	<p>第9条 原子炉施設(圧縮機及び補助ボイラーを除く。)に属する容器、管、ポンプ等(以下「機器」という。若しくはこれらの支持構造物等又は機器等に付随する機器の部品等のことを含む。)の强度に対する耐久性を有しない場合においては、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分(使用中の応力等に対する適切な耐食性を含む。)を有すること。</p> <p>イクラス1機器又はクラス1支持構造物が、その使用される圧力、温度、水質、放熱機、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分(使用中の応力等に対する適切な耐食性を含む。)を有すること。</p> <p>ロクラス1容器に使用する材料にあっては、当該容器が使用される圧力、温度、放熱機、荷重等の条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したること。</p> <p>ハクラス1機器(クラス1容器を除く。)又はクラス1支持構造物(クラス1容器及びクラス1ボイラーを除く。)に付随する機器等に付随する機器等は、当該機器又は当該機器の構成部品の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したること。</p> <p>ニクラス1機器又はクラス1支持構造物(ボイラ及びボルトに限る。)に使用する材料にあっては、当該機器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な破壊じん性を有することを非破壊試験により確認したること。</p>	<p>第9条(材料及び構造)</p> <p>第8号から第14号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基づき機器の强度に対する耐久性を有する。</p> <p>2.第1号の「使用中の応力等に対する適切な耐食性を含む。」とは、日本機械学会等の「電気用原子炉設備規格・設計・建設規格」(JISME S NC1-2005【事例規格】)発電用原子炉設備における応力等に対する耐食性を含む。</p> <p>3.第1号の「第2号まで、及び第15号の規定によつて設計前に対し適用されることは、これらの規定が、材料及び接合部の加工に関する規定であり、設計規格の要件を満たすことを示している。</p> <p>4.第1号の「規制範囲内に於ける機器の抑制に対する考慮」(NC-CC-002)に開示された新規格(平成19年4月)。</p> <p>5.第3号の「工学的安全施設に属するクラス3機器」には非常用ディーゼル発電機の冷却系が含まれる。</p> <p>(「安全設計分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する技術評議書」(平成17年12月))</p>	<p>第9条(材料及び構造)</p> <p>1.本条では、吉井第501号及び生元第452号を强度規格化し、また、機器の强度に対する耐久性を有する。</p> <p>2.第1号の「使用中の応力等に対する適切な耐食性を含む。」とは、日本機械学会等の「電気用原子炉設備規格・設計・建設規格」(JISME S NC1-2005【事例規格】)発電用原子炉設備における応力等に対する耐食性を含む。</p> <p>3.第1号の「第2号まで、及び第15号の規定によつて設計前に対し適用されることは、これらの規定が、材料及び接合部の加工に関する規定であり、設計規格の要件を満たすことを示している。</p> <p>4.第1号の「規制範囲内に於ける機器の抑制に対する考慮」(NC-CC-002)に開示された新規格(平成19年4月)。</p> <p>5.第3号の「工学的安全施設に属するクラス3機器」には非常用ディーゼル発電機の冷却系が含まれる。</p> <p>(「安全設計分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する技術評議書」(平成19年4月))</p>	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	二	<p>ニ クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ クラス2機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したるものである。</p> <p>ハ クラス2機器に属する機器等にあっては、当該機器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な破壊じん性を有することを非破壊試験により確認したのものである。</p>	<p>ニ クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ クラス2機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p> <p>ハ クラス2機器に属する機器等にあっては、当該機器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な破壊じん性を有することを非破壊試験により確認したのものである。</p>	<p>ニ クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ クラス2機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p> <p>ハ クラス2機器に属する機器等にあっては、当該機器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な破壊じん性を有することを非破壊試験により確認したのものである。</p>	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	三	<p>三 クラス3機器に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス3機器が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 工学的安全施設に属するクラス3機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p>	<p>三 クラス3機器に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス3機器が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 工学的安全施設に属するクラス3機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p>	<p>三 クラス3機器に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ クラス3機器が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 工学的安全施設に属するクラス3機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p>	材料及び構造(クラス3機器の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	四	<p>四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p>	<p>四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p>	<p>四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p>	材料及び構造(クラス4管の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	五	<p>五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において「原子炉格納容器」といふ。)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ハ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p>	<p>五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において「原子炉格納容器」といふ。)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ハ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p>	<p>五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において「原子炉格納容器」といふ。)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ハ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したのものである。</p>	材料及び構造(PCV(コンクリート)・支持構造物の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 9	六	<p>六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ コンクリートにあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度を有すること。</p> <p>ロ コンクリートにあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度及び鉄筋腐食食さこさいよろ、及ぼす影響を考慮して許容する圧縮強度を有すること。</p> <p>ハ コンクリート部に於ける部材として使用する鉄筋及び緊結筋及び定着具(以下「鉄筋等」といふ。)にあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法等を有すること。</p> <p>ニ 鋼製内張り部等に使用する材料にあっては、前号イ及びロの規定に準ずること。</p>	<p>六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ コンクリートにあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度を有すること。</p> <p>ロ コンクリートにあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度及び鉄筋腐食食さこさいよろ、及ぼす影響を考慮して許容する圧縮強度を有すること。</p> <p>ハ コンクリート部に於ける部材として使用する鉄筋及び緊結筋及び定着具(以下「鉄筋等」といふ。)にあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法等を有すること。</p> <p>ニ 鋼製内張り部等に使用する材料にあっては、前号イ及びロの規定に準ずること。</p>	<p>六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ コンクリートにあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度を有すること。</p> <p>ロ コンクリートにあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度及び鉄筋腐食食さこさいよろ、及ぼす影響を考慮して許容する圧縮強度を有すること。</p> <p>ハ コンクリート部に於ける部材として使用する鉄筋及び緊結筋及び定着具(以下「鉄筋等」といふ。)にあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法等を有すること。</p> <p>ニ 鋼製内張り部等に使用する材料にあっては、前号イ及びロの規定に準ずること。</p>	材料及び構造(コンクリートPCVの材料)	その他	—	対象設備無し
原 9	七	七 圧力支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。			材料及び構造(炉心支持構造物の材料)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 9	八	ハ クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次によること。 イ クラス1機器にあつては、最高使用温度、最高使用圧力及び機械的荷重が負荷される状態(以下「設計上定める条件」といふ。)において、全体的な塑性変形を押さえること。 ロ クラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、全体的な塑性変形を押さえること。 ハ クラス1容器(オガシール等を除く)、クラス1管、クラス1支持構造物にあつては、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ニ クラス1容器(オガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ト クラス1容器、クラス1管(井手箱)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 チ クラス1容器、クラス1管(井手箱)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、錆斑や錆粉等による局部的塑性変形が生じないこと。 リ クラス1管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。 ヌ クラス1支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 及び運転状態IV並びに試験状態IVにおいて、座屈が生じないこと。 ル クラス1容器(井手箱を除く)、クラス1管、クラス1井手箱及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 、運転状態IV並びに試験状態IVにおいて、座屈が生じないこと。 ハ クラス1容器(井手箱を除く)にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 シ クラス1容器及びクラス1支持構造物にあつては、設計上定める条件において、全体的な塑性変形を押さえること。 ト クラス1容器及びクラス1支持構造物にあつては、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 チ クラス1容器及びクラス1支持構造物にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	6 第8号イ及びロ、第9号イ、第10号イ並びに第12号イの「全体的な塑性変形を押さえること」に記載のとおり、構造上の全体的な塑性変形を押さえることに加え、構造部にあっても塑性変形を許容しないこと。 7 第8号イ、ロ、ハ及びニの適用に当たっては、解説により以下を確認すること。 (1) イ及びロの「全体的な塑性変形を押さえること」とは、一般に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 (2) ハの「全体的な塑性変形が生じない」としたが、構造上の不連続部における塑性変形が生じないことを、構造上の不連続部における「構造上の不連続部」の「一時的」による塑性変形を許容するが、構造体の機能低下に至るよう塑性変形を許容しないこと。 (3) ニの「延性破断に至る塑性変形が生じない」ととは、構造の限定なしに塑性変形が生じることを許容しないこと。 8 第8号イ及びロの「全体的な塑性変形を許容しないこと」。 9 第8号イの「延性変形」は、次のようにして「第一次応力(ガバランティ応力)」が加わった状態で、座屈が生じ(二次応力)による変形(ひずみ)が彈塑的挙動を示す傾頸を経て繰り返し生じる場合に、その変形(ひずみ)が一方的に蓄積されるもの。進行塑性変形が生じないこと。とは、その二回めの力による変形(ひずみ)を彈性的な変動を示す範囲内に抑えること。 10 第8号イの「等」は外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。等の外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。ボルトねじナット等いう、ハカラホのオガシール等は、オガシール等のキャビアーリング等いう。 11 第1号から5号、7号から12号及び14号の規定に適合する材料及び構造は、「設計・建設規格2005(2007)」の規定に、「日本機械学会「設計・建設規格2007技術評議書」」の規定に、「別記4」の要件を付したものによること。 (設計・建設規格2007技術評議書) 12 第13号の「座屈」は、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 及び運転状態IVにおいて、座屈が生じること。 ル、ハ、ニ、ト又は(ム)から(ク)まで「座屈」は、座屈部を保持するところであり、「座屈状態」は、原子炉格納容器部のコンクリート製原子炉格納容器等が大きな塑性変形に至る座屈破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、座屈破壊が生じない変形(ひずみ)までに制限することであり、座屈の力による塑性変形が過大なときは座屈破壊を生じている状態は許容しないこと。 13 第14号の「座屈状態I 、座屈状態II 及び座屈状態III 」における「座屈が生じない」は、原子炉格納容器部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「座屈状態IV」においてコンクリート製原子炉格納容器等が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	12 解説6、解説7及び解説9は具体的には「日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって「別記4」の要件を付したもの。 13 第14号の「座屈」は、ボルトねじナット等の「等」と同一の部品を複数枚で組合せ、燃氣管等を支承させることが目的しているもので、解説9、11に示すように両端が剛性が大きい部品により拘束され、急激な圧力、機械的荷重を直接に受けないように設計されたものらしい。 14 解説10に該当する具体例としては以下のものがある。 ・蒸気发生器管座構造部 ・冷却水供給管座構造部 ・加圧給水配管等(PWTR) 15 解説11は、平成20年10月31日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解説についての一一部改正について(平成20-10-16院第3号)」で改正された。また、別記4についても同時に改正された。	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 9	九	九 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次によること。 イ クラス2機器にあつては、設計上定める条件において、全体的な塑性変形を押さえること。 ロ クラス2支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 、運転状態IV並びに試験状態IVにおいて、座屈が生じないこと。 ハ クラス2容器(井手箱を除く)にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 シ クラス2容器及びクラス2支持構造物にあつては、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ト クラス2容器及びクラス2支持構造物にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	10 第8号イの「等」は外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。等の外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。ボルトねじナット等いう、ハカラホのオガシール等は、オガシール等のキャビアーリング等いう。 11 第1号から5号、7号から12号及び14号の規定に適合する材料及び構造は、「設計・建設規格2005(2007)」の規定に、「日本機械学会「設計・建設規格2007技術評議書」」の規定に、「別記4」の要件を付したものによること。 (設計・建設規格2007技術評議書) 12 第13号の「座屈」は、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 及び運転状態IVにおいて、座屈が生じること。 ル、ハ、ニ、ト又は(ム)から(ク)まで「座屈」は、座屈部を保持するところであり、「座屈状態」は、原子炉格納容器部のコンクリート製原子炉格納容器等が大きな塑性変形に至る座屈破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。 13 第14号の「座屈状態I 、座屈状態II 及び座屈状態III 」における「座屈が生じない」は、原子炉格納容器部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「座屈状態IV」においてコンクリート製原子炉格納容器等が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十	十 クラス3機器の構造及び強度は、次によること。 イ 設計上定める条件において、全体的な塑性変形を押さえること。 ロ クラス3機器手にあつては、設計上定める条件において、延性破断及び座屈が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	10 第8号イの「等」は外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。等の外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。ボルトねじナット等いう、ハカラホのオガシール等は、オガシール等のキャビアーリング等いう。	材料及び構造(クラス3機器の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十一	十一 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。	10 第8号イの「等」は外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。等の外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。ボルトねじナット等いう、ハカラホのオガシール等は、オガシール等のキャビアーリング等いう。	材料及び構造(クラス4管の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十二	十二 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く)及び原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、運転状態I に於ける塑性変形を押さえること。 ト 原子炉格納容器の伸縮維持手にあつては、設計上定める条件において、延伸性変形を押さえること。 ロ 原子炉格納容器のうち著しい圧力が生じる部分及び特殊な形状の部分に於ける延伸性変形を押さえること。 ハ 原子炉格納容器のうち著しい圧力が生じる部分及び特殊な形状の部分に於ける延伸性変形を押さえること。 シ 原子炉格納容器にあつては、設計上定める条件及び運転状態III 及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。 チ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。	10 第8号イの「等」は外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。等の外側から圧力を受けて内側側面に押しこむ力のもう1つである。ボルトねじナット等いう、ハカラホのオガシール等は、オガシール等のキャビアーリング等いう。	材料及び構造(POCV(コンクリート除く)・支持構造物の構造・強度)	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい実験査定	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施	

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 10	1 一	第10条 原子炉施設には、次の各号により安全弁又は逃がし弁(「安全弁等」という。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 安全弁等は、確実に作動する機器を設けること。	第10条(安全弁等) 「第10条において規定した「安全弁等」とは、安全弁(蒸気又は他のガス用に使用されるもの)及び逃がし弁(水又は他の液体用に使用されるもの)のいわゆる安全弁等である。 2 第10条で規定する安全弁等は、日本機械学会「設計・建設規格」(JISME S NC1-2005)又は(「JISME S NC1-2005(「技術基準」)」)並びに「規範」(NC-CC-001)及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JISME S NC1-2001)及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JISME S NC1-2005)【事例規格】)過圧防護に関する規定(「NC-CC-001」)における技術評価書(平成18年8月)」	第10条(安全弁等) 1 逃がし弁は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JISME S NC1-2005)及び(「JISME S NC1-2005(「技術基準」)」)並びに「規範」(NC-CC-001)の技術評価が完了したことにより、平成18年8月25日付で改訂している。 2 平成15年6月改正の省令第1条の条文もしくは解説に以下の記載がある ① 安全弁等には、次のようないわゆるものがある。 ② (1)は安全弁(蒸気又は他のガス用に使用される安全弁等) ③ 過圧によって生ずる推力を直接その弁体に受け、同推力に対する抗力としてねじ使用するので、液体圧力の推力に応じて自動的に開弁し、かつ、急速又は徐々に開弁動作を行なう。なお、ばね安全弁には、非平衡型及び平衡型の2種の安全弁がある。 ④ (2)は逃がし弁(「平衡形コイルばね式の逃がし弁」) ⑤ (3)は安全弁又はばねがねし弁には、さらに次のような附属装置を設けるものがある。 ⑥ イ 技術基準で規定する機器等の技術基準(昭和55年10月30日告示)の第10条、第12条、第13条の規定 ⑦ 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和45年9月3日公布)の第72条、第73条の規定 ⑧ 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準の細目を定める告示(昭和40年6月15日公布)」の第23条、第24条の規定	安全弁等 確実に作動する機器	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1 二	二 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造であること。			安全弁等 弁軸の弁座面からの漏えい防止構造	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1 三	三 安全弁等の材料は、次によること。 イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第9条第1号の規定に準ずること。 ロ クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第9条第2号の規定に準ずること。			安全弁等 材料	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1 四	四 技術基準に該当するものにあつては、当該補助装置等が故障しても所要の吹き出し容量が得られる構造であること。			安全弁等 補助装置故障時に所定吹き出し容量が確保できる構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1 五	五 原子炉圧力容器の加圧部がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。にあっては、次によること。 イ 背圧の影響によりその作用に支障を生ずるのを防止するためペローズが設けられた安全弁等(第1号に依りてペローズ付き安全弁等)と、 ロ 安全弁等の容量の合計は、当該装置の過圧防止能力に相当する値を超過するものである。			安全弁等 原子炉圧力容器の安全弁の設置個数	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1 六	六 系統発生器にあつては、次によること。 イ 安全弁を通じた箇所に2箇以上設けること。			安全弁等 原子炉圧力容器の安全弁の容量	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1 六	ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該装置の過圧防止に必要な容量以上であること。ただし、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置とするものにあつては、当該装置の過圧防止能力に相当する値を超過するものである。			安全弁等 蒸気発生器の安全弁の容量	機器機能	—	対象設備無し
原 10	1 六	ハ ハ安全弁は、吹出し圧力を下回した後に、速やかに吹き止まる。			安全弁等 蒸気発生器の安全弁の吹き止まり	機器機能	—	対象設備無し
原 10	1 七	七 減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する機器が高圧側の部分にあつては、次によること。 イ クラス1管にあつては、ペローズ付き安全弁と減圧弁の低圧側にこれに接近して2箇以上設けること。			安全弁等 減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する機器が高圧側の部分にあつては、これに接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものについて、ペローズ付き安全弁等の設置箇所及び個数	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1 七	ロ イに掲げる管以外の管にあつては、安全弁等を減圧弁の低圧側にこれに接近して1箇以上設けること。			安全弁等 減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものについて、ペローズ付き安全弁等の設置箇所及び個数	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	1 七	ハ 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該装置の過圧防止に必要な容量以上であること。			安全弁等 安全弁等の設置箇所(加圧部)又は蒸気発生器に接続する安全弁の設置箇所(過圧防止箇所)とは、当該装置又は当該装置に接続される配管に設定すること。	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1 七	ニ 安全弁は、吹出し圧力を下回した後に、速やかに吹き止まる。			安全弁等 減圧弁を有する管であつて、低圧側の部分又はこれに接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものについて、安全弁等の容量	その他	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1 八	八 蒸子炉施設に属する容器(第5号、第6号及び第3項に掲げるもののうち、補助ボイラ並びに原子炉熱交換器を除く。)又は管(前号に掲げるものを除く。)にあって、内圧に過圧が生ずるおそれのあるものにあつては、第6号口及び前号イ、ロ及びニの規定に準じて安全弁等を適当箇所に設けること。			安全弁等 その他の安全弁(6号口、7号ロヨニに準じる)	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	2 一	2 前項の場合において、安全弁等の人口側又は人口側に破壊板を設ける場合に、次の各号によらなければならない。 一 安全弁等の人口側に設ける場合は、次によること。 ロ 破壊板の吹出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。 ハ 破壊板の破壊により安全弁等の機能に支障を及ぼさないようにすること。			安全弁等 内部が大気圧と満たされることにより外圧に設し定める圧力をを超える圧力を受けるおそれのあるもの)は、原子炉熱交換器等がある。	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	2 一	三 安全弁等の出口側に設ける場合は、次によること。 イ 破壊板は、安全弁等の動作を妨げないように低圧で破壊するものであること。 ロ 破壊板の吹出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。 ハ 破壊板の支持機構は、元件が脱落する場合の通過面積が安全弁等の出口の面積以上となるものであること。 ニ 破壊板の破壊により安全弁等の機能に支障を及ぼさないようにすること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹き出し圧力及び破壊時の安全弁機能支障防止	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	2 二				安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹き出し圧力、支持機構及び破壊時の吹き出し管の機器損傷防止	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項							
原 10	3	一	③ 原子炉施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次の各号により隔壁板を設ける場合にあつては、隔壁板の入口側又は出口側に止めて、當該隔壁板の過圧防止に必要な容量以上となるように、当該隔壁板の過圧防止に必要な容量以上となるよう、当該箇所に1個以上設けねばならない。			安全弁等 隔壁板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの容量及び個数	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	3	二	二 容器と隔壁板との連絡管の断面積は、隔壁板の断面積以上であること。			安全弁等 隔壁板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの連絡管の断面積	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	4		4 第1項又は前項の場合において、安全弁等又は隔壁板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、原子炉を起動させると及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。			安全弁等 安全弁等又は隔壁板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合の全開確認装置	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	5	一 二 三	5 原子炉施設に属する容器又は管であつて、内部が大気圧未満となることにより外側に設けた上部の圧力を超える圧力を有するおそれのあるものには、次の各号により過圧防止に必要な容量以上となるように真空隔壁弁を設けなければならない。 ア 真空隔壁弁の構造及びラバス管に取り付けられる真空隔壁弁の材料にあつては、第6条第1号の規定に準拠すること。 イ ラバス管の構造及びラバス管に取り付けられる真空隔壁弁の材料にあつては、第6条第2号の規定に準拠すること。 二 原子炉格納容器にあつては、真空隔壁弁を適当な箇所に2個以上設けること。 三 管に接する容器以外の容器又は管にあつては、真空隔壁弁を適当な箇所に1個以上設けること。			安全弁等 真空隔壁弁の材料、個数	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	6		6 原子炉施設は、安全弁、過圧弁、隔壁板又は真空隔壁弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができるよう施設しなければならない。			安全弁等 放出される流体放射性物質の安全処理	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 11	1	一	第11条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉施設は、次の各号によじて耐圧試験を行つたとき、それに耐えかつ、美しい漏えいがないものでなければならぬ。ただし、大気圧により試験を行ふ場合にあつては、当該圧力を超過することができるおそれがある場合に、最高使用圧力(原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の0.9倍)までに減じて美しい漏えいがないことを確認することである。 一 内部を有する機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生ずる全般的な隙間が隔壁部の範囲内となる圧力をとする。ただし、ラバス機器、クラス2機器及びラバス3管にあつては原子炉圧力容器と同一で、耐圧試験を行ふ場合の圧力は、燃料装荷率までの間に試験を行つた後においては、通常運転時の圧力を超える圧力をとることができる。	第11条(耐圧試験等) 1 第1項の耐圧試験は、設計・建設規格2005(2007)「設計・建設規格前半部(2007技術評価)」第1項に適合すること。 2 第2項の「漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格(2008年版)」(JSME S NAI-2008)によること。 3 第1項の耐圧試験は、設計・建設規格前半部(2007年版)「日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格(2008年版)」(JSME S NAI-2008)によること。 4 第2項の漏えい試験は、原子炉格納容器の漏えい量試験規程(JEAC4203-2008)によること。 5 第3項に規定する「漏えい試験を行つたとき、美しい漏えい」とは、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい量試験規程」(JEAC4203-2008)4.1に定める漏えい量試験に以下の要件を付したるものによること。 A種試験の結果の判定に当たっては、全体漏えい率に、個々の隔壁弁に対して適切に单一故障を想定し、健全に機能することが期待される隔壁弁からの漏えい量(以下「隔壁弁漏えい量」という)。を考慮し、判定基準を設けることとする。ただし、隔壁弁漏えい量は、隔壁弁に見ゆる漏えいの増加量を考慮した余裕係数を1.2以上すること。 B種試験の結果の判定に当たっては、全体漏えい率に、隔壁弁漏えい量を考慮した余裕係数を1.0以上すること。 C種試験の結果の判定に当たっては、隔壁弁漏えい量を考慮した余裕係数を1.0以上すること。 6 第3項の「原子炉格納容器は、放射性物質の外部への漏えいに対する最終障壁である」とあるから、国が安全審査において安全基準が定められた漏えい率が実際には確保できているかどうかを気密試験により確認することを規定している。 7 第3項の「原子炉格納容器の気密試験(漏えい率試験)について定めたるものである。本項における最高使用圧力(0.9倍)は、当該圧力より過圧防止に必要な容量以上の漏えい量を考慮して求めることとする。また、別途想定漏えい量を求める場合は、事故時に自動的に閉じなる隔壁弁の閉鎖方法として、内側隔壁弁を開とし、外側隔壁弁を開とすることによりA種試験を実施すること。 (日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2008)に関する技術評議書(平成21年2月))	第11条(耐圧試験等) 1 第11条は、供用開始前における耐圧・漏えいに係わる要求事項及びその検証方法を定めるものである。 2 第1項は、原子炉施設に属する補助ホース等を除く容器、管、主要ポンプ及び主要弁の耐圧試験について定めたものである。 3 第1項のただに書かれていて、気圧による耐圧試験で試験圧力を下げてもよいとした理由は、次のとおりである。 (1)耐圧試験は、設計・建設規格の速度を十分な余裕を持って実行しているからどうぞ耐圧試験を低速で行つたため、最高使用圧力を上回る圧力を与えることは、危険がある。耐圧試験のうち漏えい試験では圧力上昇度の確認をした後の小さな漏れ過多がないことを目視によって確認することは、必ずしも最高使用圧力で上回る程の高い圧力をかける必要はないと考えられる。 (2)耐圧試験は、耐圧試験後には、耐圧試験後は、隔壁弁を閉じて自爆を行ふことを伴うが、隔壁弁の開閉が頻繁になると隔壁弁の自爆が原因で危険である。 3隔壁弁の個別自動閉止機能の单一故障で閉止しない隔壁弁の個数を設定する。 ①隔壁弁の自動閉止機能の单一故障で閉止しない隔壁弁の個数を設定する。	耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をその他とした
原 11	1	二	二 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内部との差を上回る圧力をすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内部から加えることができない。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をその他とした
原 11	2		2 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時ににおける圧力を漏えい試験を行つたとき、美しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管の漏えい試験の方法	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 11	3		3 原子炉格納容器は、最高使用圧力の0.9倍に美しい気圧で気密試験を行つたとき、美しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 原子炉格納容器の気密試験の方法	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号							
原	21	1	第21条 原子力発電所には、その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすそれが生じた場合、前条第9号の規定による設計審査の実施の結果、前条第10号の規定による第1項の装置が以下同じ)した場合は液体状の放射性廃棄物のものを除く以下同じ)しては、その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しく支障を及ぼすそれが生じた場合	1 第1項に規定する「警報する装置」とは、表示ランプ点灯だけでなく同時に同一階等を行うこと。 2 同一階等に設置する装置と、それとの場合に対しては、少なくとも以下のものが施設されていること。	第21条(警報装置等) 【関連安全設計審査指針】 ・指針45 通信連絡設備に関する設計上の考慮			機器機能 (系統機能)	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原	21	2	2. 原子力発電所には、原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物処理設備、又は貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置を施設しなければならない。	第20条第9号の放射性廃棄物の量度若しくは同条第12号及び第13号の液量当量率が著しく上昇した場合  エアリ放射線モニタ放射能高  周辺監視区域放射能高  液体状の放射性廃棄物(液体状のものを除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏れるそれが生じた場合	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	警報装置等 原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物の処理設備、貯蔵設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置の施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	21	3	9 原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備を施設しなければならない。	3 第1項に規定する「液体状の放射性廃棄物」とは、液体状の放射性廃棄物及び液体ヒューズ等の固体が溶入している状態のもののみ。 4 第1項に規定する「放射性廃棄物が著しく漏れていけるおそれが生じた場合にこれらを確実に検出する」とは、床の漏えい又はおそれ(敷程度の微量漏れを除く)を早期に検出するよう、ボンプ及びそれらのシールリング、タンクからのリーフ等により、通常の運転状態から逸脱が生じた場合、タップは床の漏れの異常状態を検出すること。 5 第3項における表示する動作を、表示方法としては表示ランプの点灯をいう。 6 第3項に規定する「適切な通信連絡設備を施設しなければならない」とは、原子力発電所における一次冷却材喪失事故等が発生した場合、人が立ち入り可能なある原子炉建屋、ヨーニング建屋等の建屋内外各所の人の中に制御室等から操作、作業、退避等の設備を設置すること。		警報装置等 一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備の施設	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項	
原	22	—	第22条 安全保護装置	1 第1号の安全保護装置の機能の確立については、設置許可申請書の添付書類八の設備仕様及び同添付書類十において評価した運転時の異常な過渡変化の評価の条件に非保守的な変更がないことを確認すること。 2 第3号に規定する「独立性を有すること」とは、チャンネル間の距離、パラメータの設定値を同一とし、相互通信するもの。 3 第4号に規定する「安全保護装置の適用範囲」とは、「デジタル安全保護系を適用するに当たっての要求事項(別記7-1)」によること。	第22条(安全保護装置) 1 第22条は、安全設計審査指針の要求事項との整合性を考慮して、旧者のタイトル「非常停止装置から安全保護装置」に変更している。 2 第22条は、安全設計審査指針34(安全保護系の多重性)、指針35(安全保護系の独立性)、指針36(安全保護系の運転時の機能)、指針37(安全保護系の運転時と停止時の機能)、指針38(安全保護系の運転時と停止時の機能)、指針39(安全保護系と計算機保護系との分離)及び指針40(安全保護系の試験可能性)に応じて、安全保護装置に関して、求められる機能、多重性、独立性、フェルセイフ、計測制御系との部分的機能と共に当たっての留意事項を明確にしている。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 3 第4号は、安全保護装置の適用範囲を規定するに当たっては、原則として運転時と異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉運転状況から、安全保護装置及び工学的安全の施設による燃焼炉容積損傷限界を考慮する。 4 第4号に規定する「非保守的な変更がない」ととは、同行書類十に記載する保護装置の設定値を確認することである。 5 第2号の「使用状態からの最も取り扱いを行った場合において、安全保護機能を失かさない」とは、多重性を有することとは、第6号で要求している原子炉運転時の試験の実施範囲に当たっては、安全保護機能を失かさない。運転時と停止時の機能を有する場合は、運転時と停止時に当たっての「out-of-gate」の場合は、1つ出力のロジックを原子炉停止信号を出すする場合(ハーストクラウ、バージカルトップブリッジ)、残された1つ出力のロジックにより多重性を確保する方法がある。 6 第6号の「デジタル安全保護系に対する規定は、米国NRC標準審査指針(S.R.P.)第7章に規定されるデジタル安全保護系に課せられる要素を参考する。(別記7-1)」の規定は、米国NRC標準審査指針(S.R.P.)第7章に規定されるデジタル安全保護系に課せられる要素を参考する。 7 第7号の「運転時と停止時に当たっては、運転時と停止時に当たっての「out-of-gate」の場合は、1つ出力のロジックを原子炉停止信号を出すする場合(ハーストクラウ、バージカルトップブリッジ)、残された1つ出力のロジックにより多重性を確保する方法がある。 R.G. 1.152(Rew.1) 原子力発電所の安全系での運転機器使用基準 R.G. 1.153(Rew.1) 安全系の勘定、計算及び制約の部分の基準 R.G. 1.168(Rew.1) 原子力コントロール系の安全系に使用されるデジタル計算機ソリューションの検証、審査及び監査 R.G. 1.169(Rew.1) 原子力発電所の安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェアの構造と機能 R.G. 1.170 原子力発電プラントの安全系に使用されているデジタル計算機のソフトウェアのifikew試験文書 R.G. 1.171 原子力発電所安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェア・ユーティの試験 R.G. 1.172 原子力発電所安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェア・仕様 R.G. 1.173 原子力発電所安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェア・ifikewの開発 R.G. 1.174(Rew.1) 現行の認可基準のプラン・個別変更に関するリスク評価に基づいた決まりに従事するリスク評価を利用するアプローチ【関連安全設計審査指針】 ・指針33 安全保護系の多重性 ・指針34 安全保護系の独立性 ・指針36 安全保護系の過渡時の機能 ・指針37 安全保護系の事故時の機能 ・指針38 安全保護系の故障時の機能 ・指針39 安全保護系と計測制御系との分離 ・指針40 安全保護系の試験可能性	安全保護装置 運転時と異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉運転状況から、安全保護装置及び工学的安全の施設による燃焼炉容積損傷限界の維持	制御駆動系機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査(その1)  非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイディーゼル発電機、高圧炉心スフレイ系、低圧炉心スフレイ系、低圧水系、原子炉機械冷却系機能検査  原子炉隔壁時冷却系機能検査 自動減圧系機能検査 非常用ガス処理系機能検査  主蒸気隔離弁機能検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 蒸気発生に際する点検・評価計画書に従って実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 原子炉機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原	22	二	二 系統を構成するチャンネル又はチャネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないように、多重性を有すること。			安全保護装置	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	22	三	三 系統を構成するチャンネルは、相互を分離し、それぞれのチャンネル間ににおいて安全保護機能を失わないように独立性を有すること。			安全保護装置	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	22	四	四 驅動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、原子炉施設をより安全な状態に維持するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。			安全保護装置	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	22	五	五 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機械的に分離されたものであること。			安全保護装置	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	22	六	六 原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。			安全保護装置	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	22	七	七 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。			安全保護装置	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項							
原 23	1		第23条 原子力発電所には、反応度制御系統及び原子炉停止系統を施設しなければならない。この場合において、反応度制御系統と原子炉停止系統とを独立させて設置しないでよい。	1 第3項第1号に規定する「高温状態において原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること」とは、キセン崩壊により反応度が添加される場合における未臨界を維持することである。この場合、原子炉停止系統は、そのための長期間の未臨界の維持は、他の原子炉停止系統以外の系統（非常用炉心冷却却設備）の作動を含むことができる。 2 第3項第2号に規定する「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時ににおける低温状態において、原子炉を未臨界に移行して未臨界を維持できること」とは、高温臨界未満の状態からキセン崩壊及び一次冷却材温度変化によって未臨界に移行して未臨界を維持できることである。	第23条(反応度制御系統及び原子炉停止系統) 1 第23条は、安全設計審査指針の要求事項との整合性を考慮して、旧省令の内容を踏襲するものとして改訂されたものである。本項は、改訂後も適用している。 2 第23条は、安全設計審査指針14(反応度制御系)、指針15(原子炉停止系統の独立性及び試験可能性)、指針16(制御棒による原子炉の停止)、指針17(原子炉停止系の停止能力)及び指針19(原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性)の要求事項に該当し、以上の事項を明確化している。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 23	2		2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容操縦限界を超えることなく制御する能力を有するものでなければならない。	3 第3項第4号に規定する「制御棒一本を回転した場合」とは、制御棒1本が、完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できないことをいう。 なお、ABWRにおいては、同一の水圧制御ユニットに関する制御棒1組又は1本の回転を考慮すること。 4 第4項の規定に、設置許可申請書添付書類10における「制御棒飛び出し(PWR)」、「制御棒下(BWR)」の詳細で想定した下記の内容を確認することにより認証できる。 ・原子炉停止系統に際する要求事項を高温状態、低温状態、一次冷却材喪失時の事例に区分し明確化 ・制御棒回転の仮想条件を明確化 ・反応度投入事象による原子炉停止却材圧力バウンダリが破損しないよう最大の上面面積を制限することによる明確化 （安全設計審査指針の要求事項を参考後段基準への反映） 5 第3項第5号における原子炉停止系統及び反応度制御系統に係る具体的対象及び制御方法は、以下のとおりである。 【BWR】 ・起動・停止を含む通常運転時ににおける反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る制御方法の例としては、制御棒の位置の制御(制御棒及び制御棒回転)、原子炉冷却循環装置の制御(原子炉再構成系)がある。 ・起動・停止を含む通常運転時ににおける原子炉停止却材圧力バウンダリの挿入・制御棒及び制御棒回転率があり、炉心冷却却設備において、高温状態及び低温状態において伊心を臨界未満にするとともに、臨界未満維持ができる。 また、ぼう酸水注入系は、制御棒が挿入された場合のバウンダリとして、高温状態及び低温状態での未臨界への移行及び維持ができる。 なお、ぼう酸水注入系の温度の変動を考慮して原子炉停止却材圧力バウンダリとして、高温状態での未臨界への移行ができる。 また、主蒸気管破裂等による原子炉冷却却水漏泄事象では、非常用炉心冷却却設備等による熱交換注入も期待した性能要求となっている。 例えば、高温状態においては、制御棒により伊心を臨界未満に移行させ、それ以後の低温状態においては、ほく酸(非常用炉心冷却却設備等による注入含む)により、炉心を未臨界に保つことで、未臨界漏洩を抑制する。 この場合、制御棒が挿入された場合の炉心冷却却水漏洩移行及び維持はできない。 また、非常用炉心冷却却設備系は、制御棒が挿入された場合のバウンダリとして、高温状態での未臨界への移行ができる。 なお、(ぼく酸注入により)炉心の温度を増加して原子炉を停止する場合、単位時間当たりに炉心に添付される量である反応度添加量の単位として、(kW/km <sup>2</sup> /min)を使用している。 6 第3項第1号及び第3号において規定する、「非常用炉心冷却却設備等の冷却材喪失等の事故時に原子炉停止系統を起動する能力を有する」とは、制御棒等の原子炉停止系統と非常用炉心冷却却設備等にかかる。 とは、制御棒等の原子炉停止系統と非常用炉心冷却却設備等にかかるといふのは、複数の設備が機能を有する場合に該当する。複数の設備が機能を有する具体例としては、PWRにおける2次冷却材の異常な減圧、主蒸気管破裂等の滅済事象若しくは一次冷却材喪失での長期的な炉心冷却却時であり、これらの事象においては、高温停止状態を下回る状態まで冷却却されることから、複数の設備の機能が必要となる。 解説23.1 及び解説23.2によれば、複数の設備の機能を有する場合に該当する。 5 第3項第4号、設置(変更)許可申請書添付書類における評価条件及び添付書類八、「規定された仕様を満足することを認証することを定めたものであり、BWRの確認項目の1項、2項及びPWRの確認項目は制御棒の大震災遮蔽性に関するものである。また、BWRの確認項目1項は反応度添付書類に関するものである。なお、PWRでは制御棒の瞬時飛出による危険性を考慮するため、反応度添加量の規制項目がない。 6 解説23.1及び23.2によれば、複数の設備が機能を有する場合に該当する。制御棒回転操作を行なうことを認証するため、制御棒の操作を行なう運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行なうことである。 【関連安全設計審査指針】 ・指針6 評価条件に対する設計上の考慮 ・指針14 反応度制御系 ・指針15 原子炉停止系の独立性及び試験可能性 ・指針16 制御棒による原子炉の停止余裕 ・指針17 原子炉停止系の停止能力 ・指針18 原子炉停止系の操作能力 ・指針19 原子炉冷却却材圧力バウンダリの健全性	反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統の制御能力	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	3	一	⑤ 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の強化した系統を有するものでない、かつ、次の能力を有するものでなければならない。 一 通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時、その異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容操縦限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること、この場合において、非常用炉心冷却却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度遮蔽を加えることができる。	【BWR】 ・起動・停止を含む通常運転時ににおける反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る制御方法の例としては、制御棒の位置の制御(制御棒及び制御棒回転)、原子炉冷却循環装置の制御(原子炉再構成系)がある。 ・起動・停止を含む通常運転時ににおける原子炉停止却材圧力バウンダリが破損しないよう最大の上面面積を制限することによる明確化 ・原子炉停止系の停止能力を制限することによる明確化 【PWR】 ・制御棒挿入器昇昇 5 第5項に規定する「必要な物理的及び化学的性質」とは、物理的性質については耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質をいい、化学的性質については耐食性、化学的安定性をい。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時の高温状態および運転時の異常な過渡変化時の高温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査	制御棒駆動系機能検査	ほう酸水注入系機能検査
原 23	3	二	二 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時ににおける低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。	6 第3項第1号及び第3号において規定する、「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること」との場合は、非常用炉心冷却却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度遮蔽を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時の高温状態および運転時の異常な過渡変化時に原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査	制御棒駆動系機能検査	ほう酸水注入系機能検査
原 23	3	三	三 一次冷却材喪失等の事故時ににおいて、少なくとも一つは、原子炉を未臨界へ移行することでき、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度遮蔽を加えることができる。	6 第3項第1号及び第3号において規定する、「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること」との場合は、非常用炉心冷却却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度遮蔽を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 一次冷却材喪失等の事故時に原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査	制御棒駆動系機能検査	ほう酸水注入系機能検査
原 23	3	四	四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度遮蔽の最も大きな制御棒一本が動した場合においても第1号から第3号までの規定に適合すること。	6 第3項第1号及び第3号において規定する、「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること」との場合は、非常用炉心冷却却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度遮蔽を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 一次冷却材喪失等の事故時に原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査	原子炉停止余裕検査	原子炉停止余裕検査
原 23	4		4 制御棒の大震災遮蔽性及び反応度添加率は、想定される反応度投入手象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。)に対して原子炉冷却却材圧力バウンダリが破損せず、かつ、炉心冷却を損なうような炉心等の損傷を起さないものでなければならぬ。	6 第3項第1号及び第3号において規定する、「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること」との場合は、非常用炉心冷却却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度遮蔽を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒の大震災遮蔽性及び反応度添加率の想定される反応度投入手象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。)における能力	機器機能	—	設備点検、定期乗査検査にて確認	
原 23	5		5 制御棒、液体制御材等は、通常運転時ににおける圧力、温度及び放射線によって最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	6 第3項第1号及び第3号において規定する、「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること」との場合は、非常用炉心冷却却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度遮蔽を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒、液体制御材等の最も厳しい条件下での必要な物理的及び化学的性質の保持	その他	—	設計指針において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 24	3	前24条の3 原子力発電所には、一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 1 第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却系喪失事故等が発生した場合において、即座に異常を感知した際にわたり在来の制御手段による操作を遮断する(以下「事故遮断部」)に規定されている。事故遮断部は、事故遮断部の運転を遮断する(以下「事故遮断部遮断部」)に規定される。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 1 原子力災害対策特別指針第12条(原子力防災資機材)に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却系喪失事故等が発生した場合において、即座に異常を感知した際にわたり在来の制御手段による操作を遮断する(以下「事故遮断部」)に規定されている。事故遮断部は、事故遮断部の運転を遮断する(以下「事故遮断部遮断部」)に規定される。	発電所緊急時対策所 一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	—	第25条 通常運転時に必要とする燃料又は使用済燃料(以下「燃料」という。)が臨界に達するおそれがない構造であること。 — 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第1号に規定する「燃料又は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものとは、臨界計算により、燃料が臨界に達しないことを確保された構造である。」 2 第2号に規定する「燃料が溶融しないことを確保された構造である。」 3 第3号に規定する「燃料が溶融しないことを確認された冷却能力があること。」 4 第4号に規定する「燃料が溶融しないことを確認された燃焼能力があること。」 5 第5号に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」とは、燃料取扱作業時に線量限度(実用発電用原子炉の設置、運転等に付随するもの)を超過する場合に、線量を定めた告示(平成13年3月21日 総務省告示第157号)による量をいう。を越えないよう放射線を遮へすために必要な量の水の量である。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第25条は、燃料又は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものであり、燃料は臨界に達しないことを確保された構造である。 2 第2号に規定する「燃料が溶融しないことを確認された冷却能力があること。」は、設計計算により、燃料が溶融しないことを確認された冷却能力があること。 3 第3号に規定する「燃料が溶融しないことを確認された燃焼能力があること。」は、原子炉で全て燃料が燃焼されている状態で、使用済燃料及び貯蔵されている燃焼燃料(再使用燃料を除く)である。 4 第4号に規定する「燃料が溶融しないことを確認された燃焼能力があること。」は、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備(再使用燃料を除く)である。 5 第5号に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」とは、燃料取扱作業時に線量限度(実用発電用原子炉の設置、運転等に付随するもの)を超過する場合に、線量を定めた告示(平成13年3月21日 総務省告示第157号)による量をいう。を越えないよう放射線を遮へすために必要な量の水の量である。	燃料貯蔵設備 燃料の臨界防止構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	二	二 燃焼熱による燃料が溶融しないものであること。	— 燃料貯蔵設備 燃焼熱による燃料の溶融防止	系統機能	総合負荷性能検査	総合負荷性能検査にて、燃料ブルーフル却净化系の性能認証を実施		
原 25	三	三 燃料を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。	— 燃料貯蔵設備 燃料の貯蔵容量	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	四 使用済燃料その他高放射性の燃料を貯蔵する水槽は、次によること。 イ 水があふれ、又は漏れるおそれがない構造であること。	— 燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の燃料を貯蔵する水槽の構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	口 燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	— 燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の燃料を貯蔵する水槽の構造	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原 25	四	八 ハ 燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。	— 燃料貯蔵設備 燃料の被覆の腐食防止	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	四	二 水の漏えい及び水槽の水温の異常を検知できること。	— 燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	ホ 燃料取扱い中に想定される燃料の落下時においてもその機能が損なわれないこと。	— 燃料貯蔵設備 燃料の被覆の漏えい及び水温の異常検知	系統機能	—	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原 25	五	五 燃料取扱いにより燃料が吸収して放射性物質が放出されることに伴い放射能障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による原子炉発電所内外への影響を遮へるために、燃料貯蔵設備を納める施設及び放射性物質の放出を低減する施設を施設すること。	— 燃料貯蔵設備 燃料の被覆の漏えい及び水温の異常検知	機器機能	—	非常用ガス処理系機能検査		
原 25	六	六 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次によること。 イ 使用済燃料が内蔵する放射性物質を閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。	— 燃料貯蔵設備 燃料の被覆の漏えい及び水温の異常検知	機器機能	—	対象設備無し		
原 25	六	口 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮へい能力を有すること。	— 燃料貯蔵設備 燃料の被覆の漏えい及び水温の異常検知	その他	—	対象設備無し		
原 25	六	ハ 使用済燃料の被覆の著しい腐食又は変形を防止できること。	— 燃料貯蔵設備 燃料の被覆の漏えい及び水温の異常検知	構造健全性	—	対象設備無し		
原 25	七	ニ キャスク本体等は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。	— 燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	その他	—	運転管理・放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項		
原 25	七	七 取扱者以外の者がまだりに立ち入らないようにすること。	— 燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	その他	—	運転管理・放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 26	一	第26条(燃料取り扱い設備) 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力を有するものであること。	第26条(燃料取り扱い設備) 1 第26条に規定する「燃料を取り扱い設備」は、新燃料、再使用燃料又ははがれ等を用いたため使用する設備をいう。 2 第1項に規定する通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力とは、燃料の搬入から用済燃焼の搬出までの取り扱いにおいて、関連する機器間を連携し、当該燃料を搬入・搬出又は保管できる構造であること。 3 第2号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、臨界計算により燃料が臨界に達しないことを確認した構造であること。 4 第3号に規定する「燃料が溶融しないもの」は、設計計算により、燃料が溶融しないことと確認された冷却能力を有すること。 5 第4号に規定する「燃料が破損するおそれがないことは、以下によること。 ・燃料交換室にあっては、攝氏機器のワイヤーを二重化することただし、取扱い前に接続し、又は取扱い後に手で接続する場合は、機器の移動装置、構造及び作業環境を考慮し、同等の機器維持が確保されること。 ・燃料交換室中に過荷重になった場合に上昇限止される措置があること。 ・運転管理による対応は、取扱い時の荷物監視等による。 原子炉建屋天井クレーンにおいては、吊り上げられた使用済燃料搬出用機器の吊り受け部に、機器の移動装置を設置すること。 ただし、機器に適用管理の対象となるものとのしては、機器の移動装置においては、運搬用容器が燃料上に荷かわしいことを確実にするものであること。また、フックのワイヤー外止めを設けること。 6 第5号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済燃料容器の搬出・運転等に関する規則(通商産業省令第7号昭和53年12月28日第13条第3項)第3項(2)に規定されている」容易かづきに取扱いが可能であること。 7 燃料を封入する容器は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように運べべきものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるるものについては、この限りでない。	第26条(燃料取り扱い設備) 1 第26条に規定する「燃料を取り扱い設備」は、新燃料、再使用燃料又ははがれ等を用いたため使用する設備をいう。 2 第1項に規定する通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力とは、第1号及び第2号が対応する。 3 第2号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、当該燃料を搬入・搬出又は保管できる機器においては、使用済燃料搬出用機器は、第1号及び第2号が対応する。 4 第3号に規定する「燃料が溶融しないもの」は、当該燃料を搬入・搬出又は保管できる機器においては、第1号及び第2号が対応する。 5 第4号に規定する「燃料が破損するおそれがないことは、以下によること。 ・キヤックの移動等は、作業責任者の下実施する。 ・天井クレーンの使用時に、運転者への合図を配置する。 ・オペラトロ上のキヤック動作は、運転者自身で行なう。 ・燃料交換室にあっては、燃料搬出用機器の吊り受け部に機器の移動装置を設置すること。 6 第5号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済燃料容器の搬出・運転等に関する規則(通商産業省令第7号昭和53年12月28日第13条第3項)第3項(2)に規定されている」容易かづきに取扱いが可能であること。 7 燃料を封入する容器は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように運べべきものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。」に記載される。 8 第6号については、燃料を取り扱う容器の線量当量率(現文では「絶縁率」)が、経済産業大臣が定める放射能絶縁率として本件又は事業所における核燃料物質等の運搬に係る技術的細目等を定める告示(昭和25年通商産業省告示第566号)の第4条による。 9 第7号に規定する「容器の表面の線量当量率が5mSv毎時以下で、かつ、その表面から1mの距離における線量当量率が100μSv毎時以下と定められる」こと。	燃料取り扱い設備 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力	機器機能(系統機能) 原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 26	二	二 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。	第26条(燃料取り扱い設備) 2 燃料が臨界に達するおそれがない構造であることは、全ての項目を満足する必要があることを要している。	燃料取り扱い設備 燃料が臨界に達するおそれがない構造	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 26	三	三 開爆熱により燃料が溶融しないものであること。	第26条(燃料取り扱い設備) 3 開爆熱により燃料が溶融しないものであること。	燃料取り扱い設備 開爆熱による燃料溶融防止	その他	貯蔵設備、取扱い設備共通の設備に対する要求であるが、除熱機能は貯蔵設備への要求として取扱いとしては、その他とする		
原 26	四	四 取扱い中に燃料が破損するおそれがないこと。	第26条(燃料取り扱い設備) 4 取扱い中に燃料が破損するおそれがないこと。	燃料取り扱い設備 取扱い中の燃料破損防止	機器機能(系統機能) 原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原 26	五	五 燃料を封入する容器は取扱いにおける衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	第26条(燃料取り扱い設備) 5 燃料を封入する容器は取扱いにおける衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	燃料取り扱い設備 燃料を封入する容器の取扱いにおける破損防止	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 26	六	六 前号の容器は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように運べべきものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	第26条(燃料取り扱い設備) 6 前号の容器は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように運べるべきものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	燃料取り扱い設備 前号の容器の内部に燃料を入れた場合における遮蔽	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 26	七	七 燃料取り扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏出を防止できること。	第26条(燃料取り扱い設備) 7 燃料を取り扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏出を防止できること。	燃料取り扱い設備 燃料取り扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に燃料の漏出を防止	機器機能(系統機能) 原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原 27	1	第27条(生体遮へい) 第一項第1号に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被ばく線量が適切な作業環境と相まって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に際する規則(通商産業省告示第7号昭和53年12月28日第13条第3項)第3条等の規定に基づく核燃料物質等の運搬又は事業所の外における運搬に係る技術上の基準に係る細目(平成2年11月28日 科学技術庁告示第5号)を満足するもの」を、「実用済燃料容器の表面の線量当量率が5mSv毎時以下と定められる」こと。	第27条(生体遮へい) 1 第1項第1号に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被ばく線量が適切な作業環境と相まって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に際する規則(通商産業省告示第7号昭和53年12月28日第13条第3項)第3条等の規定に基づく核燃料物質等の運搬又は事業所の外における運搬に係る技術上の基準に係る細目(平成2年11月28日 科学技術庁告示第5号)を満足するもの」を、「実用済燃料容器の表面の線量当量率が5mSv毎時以下と定められる」こと。	生体遮へい等 外部放射線による放射線障害を防止するための生体遮へいの施設	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 27	2	2 原子炉設置並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、通常運転時において当該施設又は設備からの直接ガム繩及びスカイシヤインガム繩による敷地周辺の空間線量率が0.15mSv/h未満であることを示す。	第27条(生体遮へい) 2 原子炉設置並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、通常運転時において当該施設又は設備からの直接ガム繩及びスカイシヤインガム繩による敷地周辺の空間線量率が0.15mSv/h未満であることを示す。	生体遮へい等 原子炉設置並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備施設時の敷地周辺の空間線量率	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 28	一	第28条 原子力発電所内の場所であつて、放射性物質により汚染された空気による放散装置を防止する必要があるものには、次の各号により換気設備を施設しなければならない。 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	第28条(換気設備) 1 第2号に規定する「漏えい構造」とは、ダクトでちって内包する流れの放射性物質の濃度が57mBq/m <sup>3</sup> 以上のもの(クヌス管)。 2 第9号に基づく構造とするとともに第11条の耐震試験により漏えいし難い構造であることが確認されていること。また、「逆流するおそれがない」とは、フランジ、逆流防止用シール等を設けること。 3 第3号に規定する「ろ過装置」とは、気体状の放射性元素を除去するよう素(チャコール又は同等品)フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子捕集装置又はその組合せであることをいふこと。 4 第3号に規定する「遮断装置」とは、遮断するおそれがないこととす。 5 第4号に規定する「漏えいした空気を吸い入れ難い」は、排氣扇から十分に離れた位置に設置すること。	第28条(換気設備) 1 第28条は、原子力発電所内の放射性物質により汚染された空気による放散装置を防止する必要がある場所には、換気設備を設けることを定めたものである。 2 第3号の点検・保守に対する機能要求であり、本要求は第8条(原子炉遮蔽設置)第2項に含まれているが、容易な構造を明確化する観点から本条でも要求している。 3 よう素(チャコール又は同等品)フィルターの同等品とは、銀添着フィルタをいい、微粒子・高活性粒子(銀添着)フィルターの同等品とは、銀添着性能を有するフィルタ Ultra Low Penetration Filter である。 4 第28条に規定する具体的な設備例は以下がある。	換気設備 放射線障害を防止するために必要な換気能力	系統機能	中央制御室非常用循環系機能検査	
原 28	二	二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造で、かつ、逆流するおそれがないこと。		BWR PWR  原子炉建屋換気空調系、タービン建屋換気空調系、廃棄物処理系、中央制御室換気空調系、非常用ガス処理系を構成する送風機、排風機、ろ過装置	換気設備 放射性物質により汚染された空気の漏えい、逆流防止構造	系統機能	中央制御室非常用循環系機能検査	非常用ガス処理系機能検査
原 28	三	三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去またはろ過装置の取替えが容易な構造であること。		BWRの非常用ガス処理系及びPWRのアユラス空気浄化系は、第3条(原子炉遮蔽設置)で系統の施設を要求し、具体的な設備に対する要求を第28条で規定している。 【関連安全設計審査指針】 ・指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 ・指針57 放射線業務事務者の放射線防護	換気設備 排出する空気を浄化する装置の構造	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 28	四	四 空気口は、放射性物質により汚染された空気を吸い入し難いように施設すること。			換気設備 吸気口の放射性物質により汚染された空気吸入口防止	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 29	1	第29条 原子力発電所内の人がひん裏に出入りする建物等の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去し易いものでなければならぬ。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第1項に規定する「放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、管理区域内で人が頻繁に出入する場所の床面、壁面(人を触れるおそれのある高さまで)、手摺、梯子をいう。また!表面は、放射性物質による汚染を除去し易いものでなければならぬ。」	放射性物質による汚染の防止 1 第29条は、放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は汚染を除去し易いことにより汚染を除去する設備を設けることを定めたものである。 2 第2項に規定する「放射性物質による汚染を除去する設備」の具体的な設備例は以下のとおり。 ・工具・機器 ・床洗浄用の純水・補給水ホース・スコッショング ・ホットシワーフ設備 【関連安全設計審査指針】 指針57 放射性業務従事者の放射性防護	放射性物質による汚染の防止 床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分の表面処理	その他	日常的な点検で機能が確認される事項	
原 29	2	2 原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設備を施設しなければならない。			放射性物質による汚染の防止 人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染除去設備の施設	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 29	2	第29条の2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定するための装置で、その測定結果が部門的であるものとオペレーティング部門的であるものと連絡モニタ等により排水中の放射性物質濃度が測定可能な設備である。第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を低下させ、周辺監視区域の外側における水中の放射性物質の濃度を告げることによってできる設備である。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水を安全に処理する設備を設置することを要す。それを確認する目的として監視設備を設置することも合わせて要す。 3 指針2で規定する「別に告示するもの」は、「発電用原子炉設備に関する放射線による被曝量等の技術基準(平成13年3月21日経済産業省告示第188号)」第3条の規定で準用している「実用発電用原子炉の設置、運転等に關する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)」第9条に定める様。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条のは、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。 2 第2項に規定する「排水監視設備」は、周辺監視区域の外側における排水中の放射性物質の濃度を測定するための装置で、その測定結果が部門的であるものとオペレーティング部門的であるものと連絡モニタ等により排水中の放射性物質濃度が測定可能な設備である。 3 第2項に規定する「別に告示するもの」は、「発電用原子炉設備に関する放射線による被曝量等の技術基準(平成13年3月21日経済産業省告示第188号)」第3条の規定で準用している「実用発電用原子炉の設置、運転等に關する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)」第9条に定める様。	放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号			技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項							
原 32	四		四一次冷却系に係る施設の故障又は損傷の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質を漏れることにより公衆に放射線障害及び被曝がある場合は、当該放射性物質の漏れと低減する設備(当該放射性物質を格納する施設を含む。)を施設すること。	(放射性物質の濃度低減設備) 13 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置とは具体的にBWR、格納容器スプレイ設備、非常用ガス処理設備 PWR、格納容器スプレイ設備、アユカラ空気除湿化設備 また、「当該放射性物質を格納する施設」とは、具体的には以下の設備をいい。 原子炉建屋原子炉 PWRの炉内炉外ポンプ	(放射性物質の濃度低減設備) 14 第4号は、一次冷却系に係る施設の故障又は損傷の際に、原子炉建屋内に原子炉格納容器からの放射性物質の漏えいに対し、原子炉格納容器を格納する下記(二)次回冷却設備(以下、「回冷設備」といふ。)、気体状の放射性物質を低減する装置で対応することを定めたものである。 15 設置13の該放射性物質を格納する施設の気密性の確保は、定期的な検査により、負担が増減、維持されていることを確認することである。 16 設置14は、設置(変更)許可申請書添付書類における評価条件及び評価手順に規定された仕様を満足することを確認することを定めたものである。 17 解説15の容量については安全評価審査指針において以下のように解説されている。 「素早い射線被ばくのリスク」を、事象による絶縁量と事故の発生頻度の兼ね合いで考慮して判断するものである。ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年間の容認量として、1mSvを勧めているが、特許出願の場合は、年間の容認量として、1mSvを超過する場合なければならない。これは、年に何よりも高い実効経量が許されることがあるとなつていて、これは、年間に何よりも高い実効経量が許されることがあるが、これを発生頻度が小さい事故の場合で適用するととし、周辺公衆の実効絶縁量の評価値が発生事故たる5mSvを超えてはいけない「リスクは小さい」と判断する。 (平成20-02-12原研第1号)	原子炉格納施設 一次冷却系に係る施設の故障又は損傷の際に原子炉建屋内に原子炉格納容器から気体状の放射性物質を漏えいするににより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質の濃度を低減する設備	原子炉格納容器スプレイ系機能検査 非常用ガス処理系機能検査 原子炉建屋空気性能検査		
原 32	五	イ	五一次冷却系に係る施設の故障又は損傷の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」という。)を次により施設すること。 イ格納容器熱除去設備のポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異常の影響の悪化を最も厳しい条件下においても、正常に機能すること。	16 第5号の「安全性が生じること」とは、一次冷却系に係る施設の故障又は損傷によるエアリーゲル放出によって生ずる圧力と温度に原子炉格納容器を耐えられないか又は原子炉格納容器漏れの危険が発生に放射線障害を及ぼすおそれがある生ずるほど大きなことといふ。 17 第5号の「安全性を最も厳しい条件下」とは、予想される最も厳しい条件下における格納容器熱除去設備の設置位置の性能について、「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡量の性能評価等について(内規)」(平成20-02-12原研第1号)によること。 18 第5号に規定する正常に機能するとは、想定外却材喪失事故における格納容器スプレイ設備のポンプの停止が設置許可申請書添付書類にて定められた条件を満たす場合を除く。また、通常運転時は、設置許可申請書添付書類にて定められた条件を満たさない場合と、なお、第8条第2項に規定する監視及び保全並びに第32条第5号に規定する試験の格納容器熱除去ポンプへの適用に際し、設置許可申請添付書類に記載された仕様値と同添付書類中に示された入力炉体倍率と異なる場合には、既存炉心冷却設備における測定の制約及び設計の裕度を考慮すべきである。 19 第5号に規定する原子炉の運転中に試験ができる機器は、「勤めの機器(ポンプ及び事故時に動作する弁等)」といふ。	20 第5号の「試験ができる」とは、例えばテスラランプを用いて試験ができるよう設備や機器を施設することをいう。 (閑院安全評価審査指針) ・指針6 評議条件に対する設計上の考慮 ・指針28 原子炉格納容器の機能 第1項 ・指針30 原子炉格納容器の機能 第2項 ・指針31 原子炉格納容器熱除去設備 ・指針33 格納施設開口部を制御する系統	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉格納容器内の想定される最も厳しい条件下での機能確保	原子炉格納容器スプレイ系機能検査 原子炉格納容器熱除去設備の原子炉運転中の試験		
原 32	五	ロ	ロ 格納容器熱除去設備は、その能力を確認するために、原子炉の運転中に試験ができること。						
原 33	1		第33条 原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、当該原子力発電所において安否を知らぬまでもあって、使用電圧が6万ボルトを超える特別高圧のものとし、かつ、それに当該原子力発電所を電力供給するため必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電装置はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。	第33条(保安電源設備) 1 第2項に規定する「保安を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいい。 ・火災警報装置 ・第33条第4号に規定される装置 ・燃料炉・補助給水装置 ・第20条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧ポンプ及び弁(半自動閉鎖機能)及び同冗余 ・非常用電源設備の機能を確保するための燃料系 ・第34条第1項に規定する「特に必要な装置」とは、非常用炉心冷却系の計測制御用電源設備等をいい。 「同等以上の機能を有する装置」とは、直流水源装置をいい、第33条第5項に規定する蓄電池を含むて施設して置くことよい。 3 第4項に規定する附設設備とは、非常用電源設備の機能を達成するための燃費系を定めること。 4 第4項に規定する「原子炉本体施設等の設備がこの機能を達成するに十分な容量を有する場合の場合は必要とする容量が所定の時間に所定の電力を到達し、継続的に得られる容量をいう。」工芸的安全施設等の設備がこの機能を達成する場合に遅延する時間に、設置許可申請書添付書類において評価した原子炉本体施設等の設備の設備の動時間開始時間と到達時間に足りることを確認すること。また当該設備設置許可申請書添付書類に規定された仕様を満たすものである。	第33条(保安電源設備) 1 第33条は、要求事項との整合性を考慮して、旧令のタイトル「原子力発電所に接続する電線路等の設備のうち「保安電源設備」に適用している。2 第33条第4号に規定する「保安を確保するための予備用予備動力装置」としては、ガスタービン等がある。 3 解説4の「継続的に供給できる容量」とは、燃料貯蔵容量にしても要求しているものとこれは、米国Regulatory Guide 1.137(Rev.1)「非常用ディーゼル発電機の燃料系」を参考にしたものである。同ガイドでは、非常用ディーゼル発電機の燃料系について、規範要件(GDC-17)を示す。通常運転時の燃料供給のための燃料貯蔵量、ポンプ性能、防火装置等の要求事項を規定している。(米国Regulatory Guideの技術的見解の技術基準への反対意見)。 4 解説4後段は、設置(変更)許可申請書添付書類中に規定された仕様を満足することを確認することを定めたものである。 5 第33条は、安全評価審査指針・指針27「電源喪失に対する設計上の考慮」等に規定する、全交流電力喪失を想定した場合の对策を明確にするため、当該指針における要求を達成するような蓄電池等の設備を求める規定を明記している。(安全評価審査指針の要求の技術基準への反映) 6 第6項に規定する蓄電池等の設備は、第16条第5項の全交流電力喪失時分の原子炉停止、冷却塔停止を保証するために必要な非常用電源であり、対象設備の動時間開始時間と到達時間に足りることを確認すること。 BWRの原子炉隔壁離隔冷却系の制御、原子炉状態の監視に必要な計画装置及び弁等の設備に必要な負担を確保するための電源である。(閑院安全評価審査指針) ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 ・指針48 電気系統	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	その他 保安電源設備 電気の供給が停止した場合における保安を確保するための非常用予備動力装置の設置		
原 33	2		9 原子力発電所の安全を確保するため特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。						
原 33	3		4 非常用電源設備及びその附属設備は、多種性又は多样性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故時ににおいて工芸的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならぬ。						
原 33	4		6 原子力発電所には、短時間の交流失電(電源喪失)においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後(冷却却するための機器を動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。						

## 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
火 12		(蒸気タービンの附属設備の材料)～火力技術基準第12条～ 蒸気タービンの附属設備(ポンプ、圧縮機及び液体ガス設備を除く。)に関する容器及び部品の取扱いに使用する材料は、その他の機器と同様に、物理的・化学的・生物学的及び機械的作用に対する、安全化された成分及び機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービンの附属設備の材料	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火 13	1	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第1項～ 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 13	2	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第2項～ 蒸気タービンは、主的な静止又は軸に生じうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、主的な静止又は軸に生じうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 13	3	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならない。	34条第3項 構造健全性 (系統機能) 蒸気タービン性能検査(その2)	蒸気タービン性能検査(その1) 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験項目は蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 13	4	(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第4項～ 蒸気タービン及び各電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び電機との回転体を同一の軸に結合しない場合における蒸気タービンの危険度)は、調速装置により調整することができる回転速度のうち最も小さいものから非常調速装置が作動したときに達する回転速度までの間にあってはならない。① ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りではない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及び各電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び電機との回転体を同一の軸に結合しない場合における蒸気タービンの危険度)は、調速装置により調整することができる回転速度のうち最も小さいものから非常調速装置が作動したときに達する回転速度までの間にあってはならない。① ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りではない。	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火 13	5	(調速装置)～火力技術基準第13条第5項～ 5. 蒸気タービン及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第16条において同じ。)に作用する最高使用圧力は、その最高使用温度において生ずる最大の应力に一致するものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる应力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力において生ずる最大の应力に一致するものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる应力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	34条第3項 構造健全性 (系統機能) 蒸気タービン性能検査(その2)	蒸気タービン性能検査(その2)	原子炉の蒸気発生以降に実施する試験項目は蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 14		(調速装置)～火力技術基準第14条～ 4. 蒸気発生器と連絡する蒸気タービンには、その回転速度及び出力が負荷の変動の際に持続的に動揺することを防止するため、蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合した場合においては、その最大の回転速度を遮断した場合に達する回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置の設置	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 15	1	(警報装置)～火力技術基準第15条第1項～ 4. 40万瓩ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を感知し警報する装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 四十万瓩ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を感知し警報する装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 15	2	(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第2項～ 2. 蒸気タービンには、運転中に生じた過回転その他の異常による危険の発生を防止するため、その異常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 運転中に生じた場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能 (系統機能)	蒸気タービン性能検査(その2)	原子炉の蒸気発生以降に実施する試験項目は蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 16		(過圧防止装置)～火力技術基準第16条～ 蒸気タービン及びその附属設備であって過圧が生じおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 蒸気タービン及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 17		(計測装置)～火力技術基準第17条～ 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 25	1	(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第1項～ 内燃機関①は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関①は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 25	2	(内燃機関の軸受)～火力技術基準第25条第2項～ 2. 内燃機関の軸受②は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならない。	なし	なし	内燃機関の軸受等 内燃機関の軸受②は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならない。	34条第4項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 25	3	(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第3項～ 3. 内燃機関及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第28条において同じ。)の耐圧部分①の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の应力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる应力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第28条において同じ。)の耐圧部分①の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の应力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる应力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	34条第4項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 26		(調速装置)～火力技術基準第26条～ 調導発電機と結合する内燃機関以外の内燃機関には、その回転速度及び出力が負荷の変動の際に持続的に動揺することを防止するため、内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置は、定格負荷を遮断した場合に達する回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置の設置	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 27		(非常停止装置)～火力技術基準第27条～ 内燃機関に生じた過回転その他の異常による危険の発生を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	非常停止装置 異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 28		(過圧防止装置)～火力技術基準第28条～ 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものへの、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 29		(計測装置)～火力技術基準第29条第1項～ 内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 内燃機関の運転状態を計測する装置の設置	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認

## 添付資料-3

### 系統機能試験における試験方法一覧

## 系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目						試験実施に係る前提条件
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2	
(1) 原子炉本体	原子炉停止余裕試験	制御棒1本を全引抜きし、原子炉が臨界未満であることを確認する。	・停止余裕の確認	○	なし	—	—	※1	○	燃料装荷状態
(2) 原子炉冷却系統設備	主蒸気隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、主蒸気隔離弁が完全に閉まるまでの時間を確認する。	・弁動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) プロセスマニタ機能検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その3)	○	—	※1	○	—
	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能検査	「原子炉冷却材喪失」および「外部電源喪失」の模擬信号を発信し、非常用ディーゼル発電機および非常用設備のポンプ等が自動起動することを確認する。	・自動起動における電源確立時間及び負荷ピックアップ時間の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その6) 非常用予備電源装置検査(その1) 非常用予備電源装置検査(その2) 非常用予備電源装置検査(その3)	○	○	※1	○	—
	自動減圧系機能試験	「原子炉水位低」および「ドライウェル圧力高」の模擬信号を発信し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁が完全に開くことを確認する。	・自動動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その7) 主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査	○	—	※1	○	—
	ターピンバイパス弁機能試験	ターピンの運転状態を模擬し、ターピンを手動で停止させ、主蒸気止め弁が完全に閉まることとターピンバイパス弁が完全に閉くことを確認する。	・弁動作確認	○	なし	○	—	※1	○	蒸気ターピン復旧後
	給水ポンプ機能試験	原子炉給水ポンプ(常用機)の2台運転を模擬し、1台を手動で停止させ、原子炉給水ポンプ(予備機)の2台が自動起動することを確認する。	・予備機給水ポンプの自動起動確認	○	なし	○	○	※1	○	給・復水系の水張り後

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: ターピン設備に関するインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目
- ※4: 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

## 系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件		
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2			
(3) 計測制御系統設備	制御棒駆動系機能試験	制御棒を1本ずつ全引抜き位置から原子炉緊急停止(スクラム)によりスクラムさせ、規定時間内にスクラムすることを確認する。	機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	a. 試験実施前の前提条件の確認	○	制御棒価値ミニマイザ機能検査 安全保護系設定値確認検査(核計測装置)	○	—	※1	○	燃料装荷状態
	ほう酸注入系機能試験	当該系統を手動で起動し、運転性能を確認する。		・運転状態確認 ・ほう酸質量の確認	○	なし	○	○	※1	○	—
	原子炉保護系インターロック機能試験	原子炉緊急停止(スクラム)系論理回路のスクラム要素を模擬し、全スクラムさせてスクラム弁等の作動を確認する。また、原子炉再循環ポンプトリップ論理回路の作動要素を模擬し、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器の作動を確認する。	・論理回路の確認 ・弁動作確認 ・遮断器動作確認	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 安全保護系設定値確認検査(核計測装置) プロセスマニタ機能検査(その1) 監視機能健全性確認検査(その6)(原子炉分) 監視機能健全性確認検査(その6)(電気分) 監視機能健全性確認検査(その3)(ターピン分) 監視機能健全性確認検査(その3)(計測制御分)	○	○	—	※1	○	一部試験項目 ※3は主蒸気止め弁、蒸気加減弁復旧後	
	計装用圧縮空気系機能試験	当該系統の圧力低下を示す模擬信号を発信し、バックアップ弁が自動的に開くことを確認する。また、当該系統の圧縮機が1台運転時に圧力低下を示す模擬信号を発信し、予備機が自動起動することを確認する。		・弁動作確認 ・自動起動の確認	○	なし	○	○	※1	○	—
	制御棒駆動機構機能試験	制御棒を駆動させ、全挿入位置から全引抜き位置および全引抜き位置から全挿入位置までに要する時間を測定するとともに、位置表示装置が作動することを確認する。		・常駆動の確認	○	制御棒価値ミニマイザ機能検査 安全保護系設定値確認検査(核計測装置)	○	—	※1	○	燃料装荷状態
	選択制御棒挿入機能試験	原子炉再循環ポンプのトリップ模擬および選択制御棒手動挿入操作により、選択制御棒挿入論理回路の作動を確認する。また、自動論理回路にて選択制御棒挿入機能が作動することをスクラム弁の作動により確認する。		・論理回路の確認 ・スクラム弁の動作確認		なし	○	—	※1	○	燃料装荷状態
(4) 燃料設備	原子炉建屋天井クレーン機能試験	天井クレーンの作動の確認、動力源喪失時の荷重保持、インターロックが正常に機能することを確認する。	・外観確認 ・動作確認	○	なし	○	—	※1	○	—	

注記

※1: 設備点検結果に応じて実施

※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。

※3: ターピン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目

※4: 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

## 系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2	
(5) 放射線管理設備	非常用ガス処理系機能試験	「原子炉棟換気空調系排気放射能高高」の模擬信号を発信し、当該系統が自動起動することならびに運転性能を確認する。	・自動起動及び運転状態の確認 ・運転状態におけるファン及び逆止ダンバーの動作確認	○	プロセスモニタ機能検査(その1)	○	※1	○	-
	中央制御室非常用循環系機能試験	「原子炉棟換気空調系排気放射能高高」等の模擬信号を発信し、当該再循環送風機が自動起動することならびに送風機の運転状態を確認する。	・自動起動及び運転状態確認(自動隔離及び外気取入状態確認)		プロセスモニタ機能検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その5)				
(6) 廃棄設備	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その1)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、ポンプ作動や弁の作動を確認する。	・サンプポンプ自動起動確認 ・弁動作確認	○	監視機能健全性確認検査(その7) 流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査	○	※1	○	-
	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その2)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、弁の作動を確認する。	・弁動作確認		なし				
	液体廃棄物処理系機能試験	濃縮装置で放射性廃液を蒸発処理した際の、流量、液位等の運転状態を確認する。	・運転状態確認(処理能力及び液体廃棄物処理に係わる主要なパラメータを確認)	○	なし	○	※1	○	-
	固体廃棄物処理系焼却炉機能試験	焼却炉で雑固体廃棄物を焼却した際の、温度、流量等の運転状態を確認する。	・運転状態確認(処理能力及び固体廃棄物処理に係る主要なパラメータを確認)	○	なし	○	※1	○	-
(7) 原子炉格納施設	原子炉格納容器漏えい率試験	窒素ガスにより原子炉格納容器を加圧し、原子炉格納容器の漏えい率を確認する。	・漏えい確認	○	なし	-	※1	○	燃料装荷状態
	原子炉格納容器隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、原子炉格納容器隔離弁が完全に閉まるところを確認する。	・弁動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 原子炉保護系インターロック機能検査(その2)	○	※1	○	-
	可燃性ガス濃度制御系機能試験	当該系統を手動で起動し、ガス温度が所定の温度に到達するまでの時間と運転性能を確認する。	・運転状態確認(再結合器昇温状態を確認)		なし	○	※1	○	-
	原子炉格納容器スプレー系機能試験	弁の作動を確認するとともに、ポンプ運転による運転性能を確認する。	・運転状態確認	○	なし	○	※1	○	-

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: ターピン設備に關わるインターロックおよびスクラン弁作動の試験項目
- ※4: 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

## 系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目						試験実施に係る前提条件
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2	
(7) 原子炉格納施設	原子炉建屋気密性能試験	非常用ガス処理系を運転し、原子炉建屋原子炉区域内の負圧が規定値以上であることを確認する。	・気密性の確認	○	なし	—	—	※1	○	—
	主蒸気隔離弁機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「主蒸気隔離弁機能試験」と同様								
(8) 非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験」と同様								
	非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験	非常用ディーゼル発電機を定格発電機出力にて運転し、容量の確認をするとともに、運転状態を確認する。	・定格負荷での運転状態確認	○	非常用予備電源装置検査（その1） 非常用予備電源装置検査（その2） 非常用予備電源装置検査（その3）	○	—	※1	○	—
	直流電源系機能試験	充電状態における充電器の電圧、蓄電池の電圧および比重などを確認し、直流電源系の運転状態を確認する。	・機能確認	○	なし	—	—	※1	○	—
(9) 電気設備	対象なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(10) 蒸気タービン	蒸気タービン性能試験（その2）※4	模擬信号により、タービン保安装置が作動することを確認する。	・論理回路の確認 ・保安装置の動作確認	○	なし	○	—	※1	○	蒸気タービン復旧後
(11) 補助ボイラー	補助ボイラー試運転試験（その1）	補助ボイラー(4A)の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—
	補助ボイラー試運転試験（その2）	補助ボイラー(4B)の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: タービン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目
- ※4: 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く